

平成26年度

業務実績報告書

平成27年6月

独立行政法人国立印刷局



## 目 次

I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置	1
1. 事務及び事業の見直し	1
(1) 経費削減に向けた取組	1
① 経費の削減	1
② 効率化の推進に向けた指標の設定	2
(2) セキュリティ製品事業における取組	3
(3) 情報製品事業における取組	4
(4) その他業務の見直し	4
① 診療所の管理運営の効率化	4
② 輸送業務・警備業務	5
2. 組織の見直し	5
(1) 虎の門工場印刷機能の移転等	5
(2) 人件費の削減	5
(3) 職員宿舎の廃止・集約化	6
3. 保有資産の見直し	6
(1) 虎の門工場敷地の適切な処分	6
(2) 西ヶ原第2敷地の適切な処分	7
(3) 廃止宿舎の適切な処分	7
(4) 小田原工場に隣接する施設に係る検討	7
(5) その他の保有資産の見直し	7
4. 内部管理体制の強化	8
(1) リスク管理及びコンプライアンスの確保	8
(2) 情報の管理	10
(3) 製品の管理	12
(4) 防災管理	13
(5) 内部統制の充実・強化	14
5. その他の業務全般に関する見直し	15
(1) 給与水準に関する取組	15
(2) 随意契約等の適正化の推進	15
(3) 業務・システムの最適化計画の実施	23
(4) 公益法人等への会費支出の見直し	23
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に 関する目標を達成するための措置	24

1. 通貨行政への参画	24
(1) 銀行券の動向に関する調査と銀行券に関する企画	24
(2) 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等	24
(3) 国内外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等	27
(4) 銀行券の信頼の維持等に必要な情報の提供	28
(5) 国際対応の強化	32
(6) 製品設計力の強化	33
2. 銀行券の製造等	34
(1) 銀行券の製造	34
① 財務大臣の定める製造計画の確実な達成	34
② 柔軟で機動的な製造体制の構築	34
③ 高品質で均質な銀行券の製造	34
(2) 外国政府等の紙幣等製造の受注に向けた取組	35
3. 旅券、印紙等の製造等	36
4. 官報、法令全書等の提供等	38
III. 予算、収支計画、資金計画	40
1. 平成26年度予算及び決算	42
2. 平成26年度収支計画及び実績	42
3. 平成26年度資金計画及び実績	43
IV. 短期借入金の限度額	43
V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある 場合には、当該財産の処分に関する計画	43
VI. Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に 供しようとするときは、その計画	45
VII. 剰余金の使途	45
VIII. その他財務省令で定める業務運営に関する事項	46
1. 人事に関する計画	46
(1) 人材の効果的な活用	46
(2) 研修計画	47
2. 施設、設備に関する計画	50

3. 職場環境の整備に関する計画	52
(1) 労働安全の保持	52
(2) 健康管理の充実	55
4. 環境保全に関する計画	56

(参考)

・平成26年度リスク管理・コンプライアンス推進実施計画	63
・研究開発基本計画（骨子）	66
・平成26年度職員研修方針	68
・国立印刷局安全衛生管理計画（第3期）	70
・平成26年度国立印刷局安全衛生管理計画	73
・国立印刷局環境保全基本計画（第3期）	77
・平成26年度環境保全計画	80
・独立行政法人国立印刷局の中期目標	82
・独立行政法人国立印刷局の中期計画	92
・独立行政法人国立印刷局の年度計画（平成26年度）	115



## I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

### 1. 事務及び事業の見直し

#### (1) 経費削減に向けた取組

##### ① 経費の削減

法人全体の固定的な経費については、前年度に比べ、給与減額支給措置期間の終了等に伴い人件費が増加（前年度比2.4億円）したものの、これまで実施してきた、人員削減の取組の継続等により、52.7億円となり、前中期目標期間までの実績平均額58.2億円に対して、9.4%（5.5億円）を削減した。

また、平成25年度から平成26年度までの実績平均額は、人件費の削減等により、51.6億円となり、前中期目標期間までの実績平均額58.2億円に対して、11.3%（6.6億円）下回り、目標を達成した。

法人全体の固定的な経費

[単位：百万円]

区分	前中期目標期間までの平均額 (基準額)	25年度実績	26年度実績	本中期目標期間平均額	目標
固定的な経費	58,228	50,558	52,729	51,643	—
削減率(%)	—	▲13.2	▲9.4	▲11.3	▲8.0

(注1) 平成25年度実績額は、組織の見直し、保有資産の見直しにより発生した費用1.62百万円及び環境対策投資により発生した費用1.61百万円を控除している。

(注2) 平成26年度実績額は、組織の見直し、保有資産の見直しにより発生した費用1,460百万円及び環境対策投資により発生した費用158百万円を控除している。

工場別及び本局の固定的な経費については、前年度に比べ、給与減額支給措置期間の終了等に伴い人件費が増加したものの、新鋭の抄紙機を導入し減価償却費が著しく増加した小田原工場を除き、これまで実施してきた、人員削減の取組の継続等により、他の工場及び本局において前中期目標期間までの実績平均額を下回った。

また、平成25年度から平成26年度までの実績平均額は、全ての工場及び本局において、これまでの人件費の削減等により、前中期目標期間までの実績平均額を下回り、目標を達成した。

研究所の固定的な経費については、給与減額支給措置期間の終了等に伴

い人件費が増加し、前年度に比べ、80百万円増の1,687百万円となったが、人件費を除く経費については、保守点検費の削減等により16百万円の減少となり、可能な限り経費削減に努めた。

工場別及び本局の固定的な経費

[単位：百万円]

区 分	東京	王子	小田原	静岡	彦根	岡山	本局
前中期目標期間までの実績平均①	17,727	4,607	12,708	4,054	5,381	4,779	7,156
25年度実績	15,467	3,816	11,726	3,469	4,778	4,054	5,640
26年度実績	15,734	3,768	12,917	3,500	4,934	4,073	6,115
本中期目標期間実績平均②	15,601	3,792	12,321	3,485	4,856	4,063	5,878
対前中期実績平均②-①	▲2,127	▲814	▲386	▲569	▲525	▲715	▲1,279

(注) 東京工場は、第1・2期実績平均を含め、旧虎の門工場と滝野川工場の合算額としている。

## ② 効率化の推進に向けた指標の設定

給与減額支給措置期間の終了等に伴い人件費が増加したものの、採算性の確保に取り組んだ結果、平成26年度の経常収支率(注1)は110%、売上高販管費率(注2)は9.1%となった。

また、平成25年度から平成26年度までの売上高販管費率の実績平均値は8.8%となり、前中期目標期間までの実績平均値9.4%を下回り、目標を達成した。

(注1) 経常収支率＝経常収益÷経常費用×100

(注2) 売上高販管費率＝販売費及び一般管理費(研究開発費を除く。)÷売上高×100

売上高販管費率

区 分	前中期目標期間までの平均値(基準値)	25年度実績	26年度実績	本中期目標期間実績平均値
売上高販管費率	9.4%	8.5%	9.1%	8.8%



変動費については、パルプの数量・単価増により、平成26年度は8,151百万円（前年度比26百万円の増）となった。

変動費の大宗を占める原材料費について、調達価格の抑制に向け、品質上の問題が発生しないよう留意しつつ、調達先の拡大による一者応札の解消に取り組んだ。

具体的には、原材料等の調達に当たり、代替品・同等品への移行又は見だしに向けた市場調査、使用可否の確認実験等を実施するなど、対応事業者の拡大に取り組んだ。

その結果、6件の原材料等に対して確認実験等を実施し、新たに1者が技術審査合格となった。

なお、原材料費については、平成26年度は6,114百万円（前年度比101百万円の増加）となった。

（参考）変動費の推移 [単位：百万円]

区 分	25年度実績	26年度実績
変動費	8,125	8,151

（参考）原材料費の推移 [単位：百万円]

区 分	25年度実績	26年度実績
原材料費	6,013	6,114

原価管理システムの正常な稼働に努め、システムの円滑な運用を行うことにより、月次及び年次の原価計算を遅滞なく確実に実施した。

原価情報や損益情報を経営層等へ提供することにより、管理会計機能及び経営管理における意思決定支援機能の強化を図った。

標準原価計算に基づく原価差異の発生状況や発生原因に係る情報を関係部門間で共有するとともに、原価管理に係る説明会及び研修を実施する等の取組を行い、コスト意識の浸透・定着に努めた。

## （2）セキュリティ製品事業における取組

セキュリティ製品事業においては、銀行券、旅券その他偽造抵抗力を必要とする製品について、確実かつ機動的な製造管理体制を継続し、国民生活の安定等に不可欠な事業として確実に実施している。

平成26年度においては、銀行券の識別性を向上させた改良5千円券（ホログラムの透明層の拡大及び形状変更）を確実に製造し、納入した。

また、偽造防止技術を高度化するため、将来の銀行券を始めとする各種セ

キュリティ製品への採用を視野に、実験設備等を活用した試作品の作製を通じて技術検証を行った（Ⅱ「1（2）偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等」参照）。

### （3）情報製品事業における取組

官報の普及及び製造に従事する職員に対して、インサイダー取引の発生防止に向け、研修等を活用し、一定の株取引を行わないよう指導した（5月）。その後も、朝礼や職場ミーティングなどの機会を通じて注意喚起を行った。

その他、公開前情報を取り扱う職員に対する外部講師による教育等を行い、情報管理を徹底した。

また、緊急時や災害時において、迅速かつ確実に緊急官報の製造・発行・掲示を行うため及び官報製造に関するバックアップ機能を円滑に稼働させるため、各種訓練を実施した（Ⅱ「4 官報、法令全書等の提供等」参照）。

さらに、国立印刷局ホームページの更新に合わせて、同ホームページ内に「本日の官報」のページを設け、当日分の官報を公開することにより、インターネットでの当日分官報記事へのアクセスを容易にするとともに、インターネット版官報（注）のバックアップとしても機能するように対応を図った（4月）。

（注）インターネット版官報

定められた範囲の官報について、無料で閲覧、印刷等ができるインターネットサービス

### （4）その他業務の見直し

#### ① 診療所の管理運営の効率化

診療所の経費の削減に関する取組として、中央安全衛生委員会の委員である産業医が加入する地域医師会については、退会による各診療所の運営に支障が生じないことが確認できたことから、平成26年度当初に退会し、当該医師会に係る会費支出額の削減（▲84千円）を行った。

各診療所において使用する医薬品については、契約の更新に伴い、医薬品の品目数を見直し319品目から205品目に削減し（▲35.7%）、ジェネリック医薬品の比率を23.8%から47.3%に高めた。また、各工場に対し、ジェネリック医薬品の推奨及び医薬品の在庫管理の徹底について指示するとともに、ジェネリック医薬品の使用促進を図るよう周知した。

## ② 輸送業務・警備業務

郵便切手の輸送業務について、平成25年度におけるセキュリティ上の観点を含めた検討結果を踏まえ、外部委託を継続して実施した。

各工場における警備業務について、テロ等の破壊活動に対する脆弱性の検証及び問題点の把握を行った（5月～8月）。また、テロ等の破壊活動の予防・対処に関して警視庁から情報収集を行った（5月）。

## 2. 組織の見直し

### (1) 虎の門工場印刷機能の移転等

虎の門工場の印刷機能の滝野川工場敷地内（東京都北区）への移転については、平成26年4月1日に東京工場を発足させ、官報等の製造・納入等の業務に支障が生じないよう順次生産機械を移行し、6月末をもって全ての移転を完了した。

また、虎ノ門二丁目地区再開発事業への虎の門工場敷地の明渡しに向け、平成27年3月末までに、旧虎の門工場に残置した不用機械の処分等を実施した。

### (2) 人件費の削減

人件費については、平成24年6月から行われていた、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく一般職の国家公務員の給与減額に準じた給与減額支給措置が平成26年5月をもって終了したことなどにより、平成26年度の人件費は、28,389百万円となり、平成25年度（26,493百万円）と比較して、7.2%（1,896百万円）の増加となった。

なお、同措置による影響を除いた場合には、平成26年度の人件費は、28,585百万円となり、平成25年度（28,316百万円）と比較して、0.9%（269百万円）の微増となった。

（参考）人件費の推移

[単位：百万円]

区 分	25年度実績	26年度実績
人件費	26,493	28,389
増減率 (%)	—	7.2

（注）人件費：常勤役員及び常勤職員の人件費合計

### **(3) 職員宿舎の廃止・集約化**

「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月行政改革担当大臣決定）を踏まえた「国立印刷局職員宿舎見直し計画」に基づき、職員宿舎の廃止・集約化に向けて取り組んだ。

- ・ 山の手線内の宿舎で、平成25年度中に廃止することができなかった神宮前第2宿舎1号棟（6戸）、薬王寺宿舎1号棟（12戸）及び払方宿舎（16戸）については、入居者の退去が完了したことから廃止した（平成27年3月）。

これらの取組の結果、山の手線内にある全ての宿舎の廃止が完了し、「国立印刷局職員宿舎見直し計画」における削減目標（356戸の削減）に対して、34戸（平成25年度からの累計では134戸）を削減した。

- ・ 東京都の防災都市づくり推進計画等により再開発事業地域となっている淀橋宿舎（12戸）について、再開発スケジュールにおける権利変換の日程等を考慮し、平成28年3月での廃止に向けて入居者への説明を実施した（12月）。

## **3. 保有資産の見直し**

### **(1) 虎の門工場敷地の適切な処分**

虎の門工場の印刷機能の滝野川工場敷地内への移転については、平成26年度に完了し、隣接する本局についても、共同通信会館への仮移転を完了した。

移転後の跡地については、虎の門工場敷地（虎の門工場敷地及び本局敷地）を含む虎ノ門二丁目地区における再開発事業の進捗を踏まえつつ、国庫納付の方法及び時期について検討することとしている。

再開発事業については、引き続き周辺地権者3者と設立した「虎ノ門二丁目地区再開発協議会」（平成21年1月設立）において検討を進めており、平成26年度は、東京都都市計画審議会により虎ノ門二丁目地区の都市計画（都市再生特別地区・地区計画）が決定され、7月に再開発事業の施行が認可された。

また、東京都に対し、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく権利変換計画の申請を11月に行い、平成27年2月に権利変換計画が認可され、平成27年3月5日が権利変換期日となった。

## **(2) 西ヶ原第2敷地の適切な処分**

西ヶ原第2敷地については、相隣関係の整理及び関係部局等との協議を進め、現物による国庫納付を行った（平成27年1月）（V「不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」参照）。

## **(3) 廃止宿舎の適切な処分**

平成26年3月に廃止した神宮前宿舎及び神宮前第3宿舎について、現物による国庫納付に向けて、関係部局等と協議を行った。

## **(4) 小田原工場に隣接する施設に係る検討**

小田原工場に隣接する体育館については、平成7年10月から小田原市との取決めにより、災害時には救援物資ターミナルとして活用されることとなっている。平成26年度においては、平成25年度に引き続き、小田原市からの当該施設を津波災害発生時の一時避難施設として活用したいとの要請に基づく同市との協議を進め、平成27年2月に同市と津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定を締結した。

また、厚生館については、保有の必要性や有効活用の方法について検討した結果、研修施設として活用することとし、耐震工事等の実施に向けた手続を進めた。

## **(5) その他の保有資産の見直し**

### **イ 旧松山倉庫及び旧高知倉庫**

平成22年度に廃止した旧松山倉庫及び平成23年度に廃止した旧高知倉庫については、現物による国庫納付を行った（4月・平成27年1月）（V「不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」参照）。

### **ロ 東京工場編集分室（さいたま市）**

浦和税務署の移転に伴う、東京工場編集分室のさいたま新都心合同庁舎1号館から2号館への移転のため、同分室に係る建物等を国（関東財務局）の財産と交換した（9月）（V「不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」及びVI「Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」参照）。

#### ハ 静岡敷地

静岡市に対して児童クラブの建物の敷地として貸し付けていた静岡敷地について、不要財産として処分の必要性を認識していたものの、国庫納付に向けた処分計画を策定していなかった旨の会計検査院の指摘を踏まえ、国庫納付に向けた処分計画を策定した上で、現物の国庫納付に向けて、関係部局等と協議を行った（平成25年度決算検査報告において「処置済事項」として掲記）。

ニ 改めて保有資産の現状を把握し、今後、不要財産となる可能性がある資産の洗い出しを行った。その結果、小田原工場敷地の一部にある集水路管理用地について、国庫納付に向け手続を進めることとした。

### 4. 内部管理体制の強化

#### (1) リスク管理及びコンプライアンスの確保

リスク・コンプライアンス委員会（委員長：リスク・コンプライアンス統括責任者（理事長が指名する理事）、委員：本局各部長等）を始めとしたリスク管理・コンプライアンス推進体制の下、「平成26年度リスク管理・コンプライアンス推進実施計画」を着実に実施することにより、リスク管理の徹底と職員のコンプライアンス意識の高揚を図った。

なお、主な取組は、以下のとおりである。

#### イ リスク管理の状況

リスク情報については、リスク管理マニュアルで定めた管理体制に沿った、情報の迅速な把握及び報告や、的確な対応と再発防止措置の実施など、リスク管理の徹底を図るとともに、平成26年度に発生したリスク事案に係る再発防止措置の実施状況についてフォローアップを行った。また、各機関で情報の共有化を図り、類似事案の発生防止に努めた。さらに、リスク管理マニュアルについて、リスク事案発生時に適切かつ迅速に初動対応を実行する体制を整備するため、責任者及びリスクレベル判断の明確化を図るとともに、リスク事案発生時の初動対応を明記する等、所要の改正を行った（10月）。

なお、行政執行法人化による業務方法書の見直しに伴い、従来のリスク管理マニュアルを内部規程として整備した（平成27年3月）。

#### ロ コンプライアンスの確保に向けた取組状況

- ・ 「内部通報窓口」（コンプライアンス・ホットライン）の設置の主旨、

連絡先、適切な活用等については、各機関への巡回説明会、各階層別研修等の機会を捉えて職員に周知した。

- ・ 「平成26年度リスク管理・コンプライアンス推進実施計画」、平成25年度コンプライアンスに関する職員意識調査結果等について巡回説明会を実施した（6月）ほか、リスク・コンプライアンス統括責任者及びリスク・コンプライアンス委員会代表者（運営管理担当部長）と東京工場の代表者（一般職員8名、管理・監督職員8名）との座談会を実施した（12月）。
- ・ コンプライアンス週間（7月）を設定し、外部講師による講演会の実施、職場内ミーティングの実施のほか、意識啓発ポスターを作成し各職場に掲示した。
- ・ 次年度以降の施策立案の基礎とするため、平成25年度に引き続き、全職員を調査対象とする「コンプライアンスに関する職員意識調査」を実施した（10月～11月）。
- ・ 事例とその解説を記載した「コンプライアンス便り」を毎月発行した（5月～平成27年3月）。

#### ハ 研修の実施状況

- ・ 階層別研修において、リスク管理及びコンプライアンスの推進に関する研修を実施した（採用時研修、監督者研修、管理者研修等 全10コース）。
- ・ リスク・コンプライアンス・リーダーを対象に、コンプライアンスの推進に必要な知識を習得させ、推進活動の充実等を図るため、コンプライアンス推進実務研修を実施した（6月）。また、当該研修を踏まえ、各職場においてミーティングを実施した。

#### ニ 監事監査への対応等の状況

- ・ 監事による業務執行状況の監査において、コンプライアンスの確保に関する視点からの監査を受けた。
- ・ 内部監査部門において、コンプライアンスの確保を含む視点から監査

を実施した。

## (2) 情報の管理

### イ 偽造防止技術に関する秘密情報の管理

秘密管理に関する規則等の確実な運用や同規則等の遵守状況の点検を通じて、偽造防止技術に関する秘密情報の管理を徹底した。

偽造防止技術に関する秘密情報の厳正な管理を行うとともに、秘密管理の強化を目的として、各機関の秘密管理者等（各課長等）を対象とした秘密管理に関する研修を実施した（7月・10月）。

また、各機関において、秘密管理に関する規則等の遵守状況の自主点検（10月～11月）を行い、必要に応じて是正措置を講じた。

さらに、東京工場及び静岡工場を対象として、本局職員による偽造防止に係る秘密情報の管理状況の実地点検を実施（12月）し、適切な管理が行われていることを確認した。

なお、偽造防止技術に関する秘密情報の漏えいはなかった。

### ロ 情報セキュリティの確保に係る取組

情報システムの管理及び情報セキュリティ確保に関する規則等の確実な運用や同規則等の遵守状況の点検を通じて、情報の漏えい防止等、情報システムに係る情報セキュリティの確保に取り組んだ。

#### (イ) 情報セキュリティに関する規則の整備

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」の改正に伴い、「国立印刷局情報セキュリティ対策基準」を改正した（平成27年3月）。

#### (ロ) 情報セキュリティに関する研修等

- ・ 国立印刷局の情報セキュリティをテーマとして、新規採用職員を対象に、研修を実施（4月）するとともに、ITトレーナー研修において、講義を実施した（7月・平成27年1月）。
- ・ 情報化統括責任者補佐官（CIO補佐官）を講師として、各機関の管理者を対象に、サイバー攻撃対策や製造系システムにおける注意事項等をテーマとする研修を実施した（10月～11月）。また、当該研修の内容を、受講者から全職員に伝達した（11月～12月）。
- ・ 印刷局ネットワークの個人用パソコンを利用している者を対象に、



国立印刷局情報セキュリティハンドブックの内容等をテーマとする e ラーニング研修を実施した（11月～12月）。

(ハ) 情報システムに関するセキュリティ確保のための対策

- ・ 不正アクセス防止等を目的として、外部専門業者による印刷局ネットワークシステムと外部回線との接続箇所等の脆弱性検査を実施し、印刷局ネットワークの内部環境に対して、必要な措置を講じた（9月）。
- ・ 民間企業等における委託業者の情報漏えい事件を受け、国立印刷局の情報システムの委託業者に対し、情報セキュリティ対策の確認を実施した。その結果、再委託業者を含め全ての委託業者について、適切な情報セキュリティ対策が実施されていることを確認した（7月～8月）。
- ・ システム利用者の情報セキュリティに関する遵守事項について、システムごとに、利用者による自己点検を実施し、その結果を踏まえ管理者等から必要な指導を行った（平成27年1月～2月）。
- ・ 平成25年度に設置したPOC（注1）及びCSIRT（注2）の円滑な運用を図るため、毎月1回CIO補佐官を交えたCSIRTの定例会を実施し、印刷局ネットワークシステムへのセキュリティ対策の状況や新技術の動向等について情報共有を図った。
- ・ インターネット用ファイアウォールの機器更新に合わせ、機能強化を図るとともに、ウイルス対策管理用サーバを更新した。
- ・ サイバー攻撃を受けた場合の影響度の把握や迅速な初動対応を行う外部専門業者による調査支援サービスの導入について、平成27年9月の運用開始に向け、企画競争による調達手続を開始した（平成273月）。

(注1) POC（Point of Contact）

インシデント発生時に一元的に対応する専用の連絡窓口

(注2) CSIRT（Computer Security Incident Response Team）

組織において情報セキュリティに関する障害・事故等が発生した際に、組織の責任者へ速やかに報告し、被害拡大防止や早期復

旧等を円滑に行うための体制

### (3) 製品の管理

#### イ 製品の数量管理体制

製品の管理体制については、各工場において、作業考査（注1）及び標準点検（注2）を実施し、工程ごとの数量管理、製品の散逸防止、保管管理などが製品の取扱規程等に基づき確実に実施されていることを確認するとともに、必要な是正措置を講ずるなど、製品の数量管理体制の徹底に向けて取り組んだ。また、一部工場においては、特別点検（注3）を実施した。

##### （注1）作業考査

作業現場において、実際の作業が定められた規則等に基づいて適切に行われているかどうかを、生産管理担当者が客観的な立場から年間4回点検するもの

##### （注2）標準点検

作業現場において、実際の作業が定められた標準等に基づいて適切に行われているかどうかを、職場管理者が毎月1回以上点検するもの

##### （注3）特別点検

作業現場において、実際の作業が定められた規則等に基づいて適切に行われているかどうかを、本局担当者が客観的な立場から必要の都度点検するもの

#### ロ 警備体制の維持・強化

困障警戒装置や入退室管理装置などの機器による警戒を行うとともに、本局においては、共同通信会館への仮移転に伴い、不特定多数の者が出入りするため入退室管理装置、監視カメラの設置等、セキュリティの強化を図った。

また、近年における犯罪の多様化及びテロ等の破壊活動の脅威など社会を取り巻く環境が大きく変わりつつあることを踏まえ、破壊活動の抑止、被害拡大防止の観点から現行の警備業務に加え、外部委託による警備を導入することとし、小田原工場における試行導入に係る計画を策定した（平成27年3月）。

なお、製品の盗難事故は発生しなかった。

#### ハ 守秘義務を有する製品にかかる秘密漏えい防止の管理

官報等の原稿受付部門を含む秘密性の高いデータを取り扱う部門において情報漏えい対策ソフト（注４）を運用するとともに、コピーデータの管理の徹底、データの不正持ち出し防止のための物的措置や記録媒体の数量管理など、秘密漏えい防止策を実施した。また、守秘義務を有する製品の取扱いについて、取扱規程や作業標準書の遵守状況を点検する秘密管理点検を実施し、秘密漏えい防止の徹底を図るとともに、秘密管理が確実に行われていることを確認した。

官報製造工程においては、I SMS（注５）の継続運用を通じて、情報セキュリティ管理体制の維持・強化に取り組んだ。

なお、守秘義務を有する製品にかかる秘密漏えいは、発生しなかった。

##### （注４）情報漏えい対策ソフト

記録媒体による情報の持ち出しを防止するため、各種接続端子の使用を制限することで、不正な機器を使用できないようにするソフトウェア

##### （注５）I SMS（情報セキュリティ・マネジメント・システム）

情報の流出・紛失を防ぎ、適切に管理するために構築する総括的な枠組み（日本情報経済社会推進協会が認定）

## （４）防災管理

### イ 防災訓練の実施状況

各機関において地震対策マニュアルに基づき、大地震の発生を想定した情報伝達、初動措置、避難等の各種防災訓練を実施した。特に静岡工場では静岡県地震防災アドバイザーによる防災教育を、岡山工場では岡山市危機管理室による「南海トラフ地震について」の講話を実施し、防災に関する意識の高揚を図った。

また、平成２６年度防災週間並びに秋季及び春季全国火災予防運動週間において、各機関でビデオ上映や講演等を実施し、職員の防災意識の啓蒙に取り組むとともに、職員の安否確認訓練、応急救護訓練や初期消火訓練等を実施したほか、消防設備、危険物設備、防災機材、災害用備蓄食料、避難経路等の点検を実施した。

さらに、非常時を想定し、本局と各機関との間において、モバイル機器を活用した確認テストを行った（９月・１１月）ほか、本局においては、共同通信会館への仮移転に伴い、共同通信会館が主催する本局占有部を出火元とした合同防災訓練に参加した（１１月）。

津波防災の日（11月5日）における緊急地震速報訓練について、全機関が参加して身の安全確保など初動対応訓練を実施した。

ロ 防災管理体制の維持・充実

大規模地震発生時の職員の安全確保と生産設備の被害を最小限に抑えることを目的として、地震発生時の揺れを感知し自動的に機械を停止させる感震装置について、全ての用紙断裁機への設置を完了した。

ハ 事業継続計画（BCP）の策定の状況

平成25年度に作成した主要業務（銀行券、旅券、官報）の事業継続計画（BCP）の原案に基づき、関係府省等との協議状況を踏まえ、BCPを策定した。

ニ 事業継続マネジメント（BCM）の導入及び運用

本局に事業継続推進委員会を設置し、事業継続に係る重要事項（BCPや必要な内部規程の整備等）について審議を行った。

## （5）内部統制の充実・強化

国立印刷局に与えられた使命（ミッション）や果たすべき社会的役割を確実に遂行するため、理事長の下、以下のとおり内部統制を行った。

イ 法人のミッションの役職員への周知徹底

独立行政法人の理念、国立印刷局に与えられた使命（ミッション）や果たすべき役割、経営に関する基本方針、中期目標、中期計画及び年度計画について、各種会議、説明会、各種研修及び局内広報誌で役員及び職員に周知するとともに、局内ウェブに掲載し、常時閲覧を可能とするなど、周知徹底を図った。

ロ 重要な情報の把握

財務状況、国内外の偽造防止技術の動向、国立印刷局を取り巻く情勢等、組織にとって重要な情報は、定期的又は適時に、理事会を始めとする各種会議において、理事長がモニタリングを行った。

ハ 重要な課題（リスク）の把握・対応等

中期目標、中期計画及び年度計画に基づき、国立印刷局の使命や中期目標の達成を阻害する要因（リスク）とこれに対する措置を、本局各部及び

各機関から抽出し、各種会議における審議を経て、「単年度管理型の法人」への着実な移行、各事業の基盤強化、本局仮移転と本局組織の再編等について、平成26年度の重要課題として理事長が設定した。

設定した計画・課題等は、理事長を始めとする役員メッセージとともに、各種会議、説明会、各種研修及び局内広報誌で、機会あるごとに繰り返し職員に周知徹底した。

設定した計画・課題等に対する措置状況は、定期的又は適時に、理事会を始めとする各種会議を通じて理事長がモニタリングを行った。

また、会計検査院等外部からの指摘並びに監事及び内部監査部門による監査から新たに認識された重要な課題に対する是正措置については、理事、本局各部長、各機関長のラインを通じて案を取りまとめ、理事会で各理事の意見を聴取した上で理事長が決定し、迅速に対応した。さらに、是正状況等について、理事会を始めとする各種会議を通じて理事長が定期的にモニタリングを行った。

## ニ 監事監査への対応

理事会等の局内重要会議に監事の出席を求めるとともに、業務運営上重要な情報を監事に提供した。

## 5. その他の業務全般に関する見直し

### (1) 給与水準に関する取組

平成25年度における国立印刷局職員の給与水準については、国家公務員の給与水準と比較したラスパイレス指数が、事務・技術職員が90.4、研究職員が75.8となり、国家公務員より低い水準となった。

なお、この結果については、総務省が策定する「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき、平成26年6月に国立印刷局ホームページで公表した。

また、給与水準については、監事によるチェックを受けた。

### (2) 随意契約等の適正化の推進

平成22年5月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況について、外部有識者等で構成される契約監視委員会で点検を受け、その審議結果等を国立印刷局ホームページで公表した。

さらに、監事及び会計監査人による監査において、契約の適正な実施についてのチェックを受けるなど、以下の取組を行った。

## イ 随意契約等見直し計画に基づく取組

### (イ) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、真にやむを得ない事由により随意契約を行う場合には、随意契約の理由及び仕様内容を厳格に審査するなど、「随意契約等見直し計画」に定めた具体的取組を実施し、以下のとおり随意契約の適正化に取り組んだ。

#### ① 随意契約理由等の厳格な審査

随意契約予定案件については、事前に要求部門と契約部門との間で協議を行い、随意契約の理由及び仕様書の内容を厳格に審査するとともに、「随意契約等見直し計画」との整合性を確認した。

#### ② 総合評価落札方式等の拡大

情報システム関係、研修業務、広報業務など価格競争のみならず、技術的又は企画的な要素を含めた上で事業者を選定することが調達内容にふさわしい案件は、総合評価落札方式（注1）又は企画競争（注2）によることとし、競争性のある契約方式の適用に取り組んだ。その結果、平成26年度における総合評価落札方式は4件、企画競争は6件となった。

##### （注1）総合評価落札方式

価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、落札者を決定する方式

##### （注2）企画競争

複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行い、契約の相手方を決定する方式

#### ③ 少額随意契約の見直し

少額随意契約としていたもののうち、同様同種の案件については、仕様書等の見直しを行い、少額随意契約25件を一般競争入札へ移行した。

(参考) 契約方式別実績

[金額単位：百万円]

区 分	25 年度実績	26 年度実績	随意契約等 見直し計画
競争性のある契約	650 件( 86%) 15, 117( 52%)	682 件( 87%) 17, 785( 85%)	1, 006 件( 86%) 24, 941( 85%)
一般競争入札	623 件( 83%) 14, 421( 49%)	649 件( 83%) 16, 395( 78%)	990 件( 85%) 24, 626( 84%)
企画競争等	27 件( 4%) 695( 2%)	33 件( 4%) 1, 390( 7%)	16 件( 1%) 315( 1%)
競争性のない随意契約	102 件( 14%) 14, 111( 48%)	103 件( 13%) 3, 163( 15%)	159 件( 14%) 4, 396( 15%)
合 計	752 件(100%) 29, 228(100%)	785 件(100%) 20, 948(100%)	1, 165 件(100%) 29, 337(100%)

(注1) 「随意契約等見直し計画」の件数・金額は、平成20年度に締結した随意契約について点検・見直しを行い策定したものである。

(注2) 企画競争等には、公募及び不落・不調による随意契約を含む。

(注3) 各欄と合計の百分率は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注4) 国立印刷局の行う随意契約のうち、他法人には見られない大きな特徴として、偽造防止技術の秘密を理由とした契約があり、銀行券等製造設備関係の大型の設備投資案件について、これを理由とした随意契約を行っている。製造設備関係の大型投資案件は、各年度により実施内容が異なっていることから、随意契約金額に毎年度大きな変動が生じている。

(ロ) 一者応札・一者応募の見直し

一般競争入札等により契約を行う場合であっても、より競争性、公正性及び透明性を確保するため、制限的な仕様、参加資格等の設定により競争性を阻害していないか等の点検を契約計画の段階で行った。

なお、一者応札・一者応募契約の見直しに向けた具体的な取組内容は、以下のとおりである。

① 入札参加申込期間の十分な確保

一般競争入札等における入札参加申込期間については、原則として、公示日の翌日から起算して申込期限の前日までの期間を営業日で10日以上とすることを徹底した。

② 公告周知方法の改善

公告については、平成25年度に引き続き、国立印刷局ホームページ

ジ、入札情報公開システム、官報への掲載及び各発注機関における掲示板において周知した。また、より多くの者へ公告内容を周知するため、入札情報公開システムにおいて、入札公告に加え入札説明書及び仕様書の掲載を行った。

なお、参入業者をできる限り多く確保するため、同様同種契約の受注実績のある業者など参入が予想される業者に対して広くPR（契約窓口、電話等による案件紹介）に取り組んだ結果、これまで一者応札となっていた契約のうち、20件について一者による応札が解消した。

### ③ 仕様書の見直し等

仕様書については、特定事業者に有利なものとならないよう、機会均等に配慮し、公平性の高い合理的な仕様内容となっているかを厳格に審査した。

また、入札参加資格における履行実績・技術審査等の条件設定により、新規事業者の参入を不当に制限していないかを厳格に審査した。

なお、参入業者をできる限り多く確保するため、仕様内容を見直した結果、これまで一者応札となっていた契約のうち、3件について一者による応札が解消した。

### ④ 業務等準備期間の十分な確保

新規参入を促すため、業務等の内容に応じ、契約（落札決定）後の準備期間を十分に考慮した上で契約期間等を設定した。また、年度当初から業務等が開始される役務契約等については、落札決定から業務等の開始までに十分な期間が設けられるよう、原則として14日間以上の期間を確保した上で、入札日を設定した。

なお、準備期間が特に長期間必要となる契約について、約3か月の準備期間を確保し、これまで一者応札となっていた契約1件について一者による応札が解消した。

### ⑤ 業者等からの聴き取り

業務等に関心を持ち入札説明は受けたものの、後日、入札参加を取りやめた業者等から、取りやめを決定した要因、参加が可能となる条件等について、事後に聴き取り調査を行い、対応可能なものは、以後の入札等に反映させた。



⑥ 競争参加資格の拡大

入札参加者をできる限り多く確保するため、競争参加資格等級については、予定価格に対応する格付等級のほか、引き続き、原則として、当該等級の1級上位及び1級下位の資格等級を加えることとした。

その結果、平成26年度の対象となる契約649件の全ての案件について、資格等級を拡大した。

⑦ 電子入札の拡大

電子入札システムについては、平成22年11月以降、原則として、全ての契約案件について運用を拡大し、入札参加機会の拡充と競争性の向上に取り組んでおり、平成26年度における電子入札運用（公告）件数は702件で、運用率（電子入札可能対象件数に対する電子入札運用件数の割合）は100%である。

⑧ その他

情報システムの運用・保守、インターネット接続請負など、過去に契約実績がある者に有利となるおそれのある契約の仕様について検討を行い、競争性を確保するため、14件の契約について複数年契約による対応を図った。また、これ以外の契約についても、53件の契約について複数年契約による対応を図り、競争性の確保や費用の低減に取り組んだ。

同様に、競争性の確保や費用の低減を図る観点から、当該業務が適切な発注単位になっているかについて検討を行い、一括調達又は区分調達への移行を検討し、これまで実施していた4件の契約を2件にまとめたほか、賃貸借契約又は購入契約と保守契約を区分して調達している案件について一体で調達することができるか等の調査・検討を行い、7件の契約について一体で調達することとした。

以上の取組などにより、これまで一者応札となっていた契約のうち、24件について一者による応札が解消した。

(参考) 一般競争入札等における一者応札・一者応募の実績 [金額単位：百万円]

応札者等数	25年度実績		26年度実績	
	件数	金額	件数	金額
一者応札等	122件 (19%)	6,247 (43%)	137件 (21%)	6,648 (40%)
二者以上応札等	507件 (81%)	8,269 (57%)	518件 (79%)	9,822 (60%)
合計	629件 (100%)	14,516 (100%)	655件 (100%)	16,470 (100%)

(注) 各欄と合計の百分率は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

一般競争入札等における一者応札・一者応募の推移

応札者等数	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
一者応札等	363件 38%	265件 29%	234件 28%	221件 29%	172件 26%	122件 19%	137件 21%
二者以上応札等	598件 62%	646件 71%	591件 72%	550件 71%	498件 74%	507件 81%	518件 79%
合計	961件 100%	911件 100%	825件 100%	771件 100%	670件 100%	629件 100%	655件 100%

(注) 各欄と合計の百分率は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

#### (ハ) 契約監視委員会による定期的な契約の点検の実施

競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約に関して、「随意契約等見直し計画」の実施や見直しが適切なものとなっているかについて、契約監視委員会において点検を受けた結果、同委員会による意見の具申又は勧告はなかった。

なお、審議概要については、速やかに国立印刷局ホームページで公表した。

#### 第16回契約監視委員会（5月30日開催）

- 1 平成25年度下半期に契約締結された調達案件
  - ・ 競争性のない随意契約（44件）
  - ・ 一者応札・一者応募の契約（58件）
  - ・ うち2か年度連続一者応札・一者応募の契約（12件）
- 2 新規の競争性のない随意契約を予定している案件（2件）
- 3 平成25年度の2か年度連続一者応札・一者応募となった契約案件のうち平成26年度に競争入札を予定している案件（14件）
- 4 「随意契約等見直し計画」の実施状況（フォローアップ）

- ・ 「随意契約等見直し計画」の基礎となった平成20年度契約案件の見直し項目について、関連する平成25年度契約案件(236件)

第17回契約監視委員会(9月8日～9月19日 持ち回り審議)

- 1 新規の競争性のない随意契約を予定している案件(3件)
- 2 平成26年度第1四半期の2か年度連続一者応札契約(14件)
- 3 平成25年度の2か年度連続一者応札契約のうち、平成26年度に競争入札を予定している案件の事前点検(2件)

第18回契約監視委員会(12月8日開催)

- 1 平成26年度上半期に契約締結された調達案件
  - ・ 競争性のない随意契約(56件)
  - ・ 一者応札・一者応募の契約(58件)
  - ・ うち2か年度連続一者応札・一者応募の契約(15件)
- 2 新規の競争性のない随意契約を予定している案件(3件)
- 3 平成25年度において2か年度連続一者応札・一者応募となった契約案件のうち、平成26年度に競争入札を予定している案件(14件)

第19回契約監視委員会

(平成27年3月17日～3月27日 持ち回り審議)

- 1 新規の競争性のない随意契約を予定している案件(1件)
- 2 平成26年度第3四半期の2か年度連続一者応札契約(6件)
- 3 平成26年度の2か年度連続一者応札契約のうち、平成27年度に競争入札を予定している案件の事前点検(22件)

ロ 監事及び会計監査人によるチェック

随意契約の見直し及び契約適正化への取組状況について、監事による監査を受けるとともに、財務諸表監査の中で、会計監査人による監査を受けた。

また、一定金額(3千万円)以上の調達案件について、承認済みの契約計画書を監事に回付するとともに、少額随意契約を除く全ての契約に関し、毎月、事後にチェックを受けた。

#### ハ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保

一定金額以上の施設・設備や情報システム関係の調達においては、理事及び本局各部長をメンバーとする設備投資及び調達委員会において、競争性、公平性及び透明性を確保するために、設計仕様、契約方法、スケジュールなどを審査した上で、理事会に付議した。

なお、情報システム関係の調達に関しては、仕様書等契約書類について、契約計画書の起案までに、情報化統括責任者補佐官（CIO補佐官）のチェックを受けた。

#### ニ 随意契約等見直し計画に基づく取組状況等の公表

国立印刷局ホームページにおいて、毎月の契約に係る情報のほか、以下の情報を公表した。

- ・ 平成25年度第4四半期から平成26年度第3四半期までの各四半期において締結した「競争性のない随意契約」に係る契約情報（6月・9月・12月・平成27年3月）
- ・ 平成25年度における契約状況のフォローアップ（8月）
- ・ 公益法人に対する独立行政法人からの契約による支出状況（毎月）及び契約以外による支出状況に関する情報（6月・8月・11月・平成27年2月）
- ・ 独立行政法人と一定の関係性を有する法人との契約に関する情報（毎月）

#### ホ 障害者優先調達推進法に基づく対応

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）（平成24年法律第50号）に基づき、「平成26年度における独立行政法人国立印刷局の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、国立印刷局ホームページで公表するとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図った。

#### ヘ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法に基づく対応

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号）に基づき、物品等の調達の推進を図った。

#### ト 費用低減への取組

競争性のない随意契約を行う場合には、契約締結の都度、価格交渉を行い、費用の低減に取り組んだ。

### (3) 業務・システムの最適化計画の実施

平成19年度に策定（平成23年度改定）した「国立印刷局ネットワークシステムの業務・システム最適化計画」に基づき、システムの機能性・利便性を向上させるとともに、システムの安定稼働及び情報セキュリティの確保に取り組んだ。

なお、主な取組は、以下のとおりである。

イ サイバー攻撃等への対応として、インターネット用ファイアウォールの機器更新に合わせて機能強化を図った（平成27年3月）。

ロ メーカーの保守期間が終了する機器について、システムの安定稼働等を図るため、ウイルス対策管理用サーバを更新した（平成27年3月）。また、印刷局ネットワークシステム用パソコンの更新作業を開始した（平成27年2月）。

ハ 調達に当たって、ライフサイクルコストを考慮した複数年契約（2～5年間）を以下のとおり実施した。

- ・ 印刷局ネットワークシステム用パソコン等（保守）（4月）
- ・ 印刷局ネットワークシステム用機器（保守）（9月）
- ・ ウイルス対策ソフトウェア更新ライセンス（11月）
- ・ 業務用モノクロレーザプリンタ（保守）（11月）
- ・ インターネット接続サービス等の提供（11月）
- ・ インターネットファイアウォール用機器等（保守）（平成27年1月）
- ・ サーバ機器等（保守）（平成27年3月）

### (4) 公益法人等への会費支出の見直し

「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成24年3月23日行政改革実行本部決定）に基づき、公益法人等への会費支出の必要性及び金額の妥当性について厳格に精査するとともに、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づき四半期ごとに国立印刷局ホームページで支出状況を公表した（6月・8月・11月・平成27年2月）。

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出の状況

24年度実績	25年度実績	26年度実績
10,119,558円	749,050円	902,300円

(注) 金額は「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」  
に基づき公表した金額の合計額

## Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置

### 1. 通貨行政への参画

#### (1) 銀行券の動向に関する調査と銀行券に関する企画

##### イ 国内外における銀行券に関する調査

通貨制度の安定に寄与するため、各国の銀行券製造機関等により構成される各種会議への参画や、国内外における通貨関係当局との情報交換を通じて、銀行券に関する偽造動向、最新の偽造防止技術、改刷の準備状況等について調査を行った（Ⅱ「1（5）国際対応の強化」参照）。

##### ロ 銀行券の種類、様式等に関する改善についての検討状況

銀行券の券種識別性の向上を目的として、新たな識別マークについて検討を行った。

また、目の不自由な人を対象とした識別マークに関するモニタリング調査の実施について、財務省と調整を行った（平成27年3月）。

##### ハ 目の不自由な人も安心して利用できる工夫についての検討状況

平成25年度に無料配信を開始したアイフォーン用音声式日本銀行券簡易券種識別支援アプリケーション（券種識別アプリ。愛称「言う吉くん（スマホ）」）について、一部の機種に対して認識速度が遅かったことから、改善を施し、認識速度の向上を図った。

また、国立印刷局が、製造・販売を希望する企業に対して情報提供を行った携帯型音声式日本銀行券簡易券種識別支援装置「言う吉くん（ポケット）」については、民間企業から発売された（10月）。

なお、「言う吉くん（スマホ）」については、国際ユニヴァーサルデザイン協議会が主催する「IAUDアワード2014」に「目の不自由な方々向け、お札識別アプリ「言う吉くん」の開発」というテーマで応募し、ソーシャルデザイン部門で銀賞を受賞した（11月）。

#### (2) 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等

独自の偽造防止技術の維持・向上や製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化を図るため、第3期中期目標期間における「研究開発基本計画」に基

づき、以下の取組を行った。

#### イ 研究開発の実施状況

「研究開発基本計画」に基づき、偽造抵抗力が高い独自の偽造防止技術の維持・向上、製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化等に関して、以下に示す34件の研究課題等の実施計画を策定し、研究開発に取り組んだ。

- ・ 偽造防止技術の開発 (7件)
- ・ 効率化・合理化に向けた設備開発 (6件)
- ・ 製紙・印刷技術の高度化 (8件)
- ・ 製品開発に向けた取組 (6件)
- ・ 環境負荷低減に向けた取組 (3件)
- ・ 基礎的研究 (4件)

具体的な取組は、以下のとおりである。

#### (イ) 偽造防止技術の維持・向上に関する取組

これまで培ってきた製紙・印刷技術を基に、新たな独自技術の創出に向けた技術開発や国立印刷局の中核技術の更なるレベルアップを目指した研究開発に取り組んだ。また、将来の銀行券を始め、各種セキュリティ製品への採用を視野に、実験設備等を活用した試作品の作製を通じて技術検証を行った。

偽造防止技術の維持・向上に関しては、24件の特許出願を行った。

#### (ロ) 製造工程の合理化・効率化に関する取組

銀行券製紙工程における品質管理機能の強化及び用紙検査作業の効率化を目的とした用紙仕上機（試作機）の検証結果に基づき、実用機仕様案の整理に取り組んだ。また、新たな偽造防止技術に対応するための検査装置や印刷機の開発を進めた。

製造工程の合理化・効率化に関しては、13件の特許出願を行った。

#### (ハ) 製紙・印刷技術の高度化に関する取組

将来に向けた技術蓄積を図るため、製造技術（製紙、印刷、製版等）及び材料技術（インキ等）を対象とした各種課題に取り組んだ。

製紙技術については、次期銀行券用紙の紙料設計の検討を進め、印刷技術については、新たな偽造防止技術の開発を目的に、インキ設計、版面設計等の確立に向けた検証に取り組んだ。

製紙・印刷技術の高度化に関しては、8件の特許出願を行った。

(ニ) 製品開発に関する取組

次期銀行券を視野に、デザインと偽造防止技術を融合し、ユニバーサルデザインの思想を取り入れた銀行券の基本設計に係る取組として、作製した券面デザインに基づき、製紙・印刷工程における検証実験に取り組んだ。

製品開発に関しては、14件の特許出願を行った。

(ホ) 環境負荷低減に向けた取組

事業者として環境保全に対する社会的責任を果たすため、電気使用量の削減効果が期待されるインキの研究開発に取り組んだ。

(ヘ) 基礎的研究に関する取組

各種技術及び製品の調査分析を行うとともに、分析技術の基盤強化を図るなどの基礎的な研究開発に取り組んだ。

基礎的研究に関しては、2件の特許出願を行った。

ロ 研究開発評価

平成26年度に完了する課題の事後評価、平成27年度に継続する課題の中間評価及び平成27年度に新規設定する候補課題の事前評価を行うため、研究開発評価委員会を開催した(12月)。

研究管理面では、新たな研究成果の創出状況、「研究開発計画」に対する進捗状況、所期の目的の達成状況などの視点から定期的に実施状況を管理しており、見直しの必要が生じた研究課題等については、実験計画や人的資源の配分などを再検討した上で各機関における研究開発活動に反映し、研究開発の質の向上に取り組んだ。

ハ 会議、学会等での発表・参画

「欧州銀行券会議」の分科会の一つである材料委員会に参画したほか、国内外の会議や学会等において、以下のとおり合計63件の発表・参画を行った。

- ・ 国内での学会発表 3件
- ・ 国外での学会発表 0件
- ・ 会議・学会への参画 60件(うち、国際会議9件)



区 分	25年度実績	26年度実績	本中期目標期 間実績平均	目 標
発表・参画	67件	63件	65件	60件

## 二 特許

特許の出願や知的財産の活用については、基本方針を定め、知的財産権の確立、活用等に取り組む体制を整えている。これらの方針・体制の下、事業における有用性や影響等の評価を行うことによって、特許の出願、審査請求、権利維持の是非、他者への実施許諾を検討するなど、知的財産力の強化に向けた取組を行った。

### (イ) 特許出願状況

特許については、偽造防止技術、製造装置等の各分野において、潜像印刷物や印刷設備の特許など、合計61件の出願を行った。

区 分	25年度実績	26年度実績	本中期目標期 間実績平均	目 標
特許出願件数	60件	61件	61件	60件

### (ロ) 特許権所有状況等

平成26年度末において所有している特許は327件であり、そのうち他者に実施許諾している件数は18件である（このうち、平成26年度末時点で収入を得ている件数は7件）。

なお、国立印刷局においては、将来にわたり銀行券等のセキュリティ製品への信頼を確保するため、内部実施を第一義として特許権等の知的財産権を管理しており、民間企業等から実施許諾申請があった場合には、事業への影響、使用目的等を考慮した上で、支障のない場合のみ許諾し、有効活用を図ることとしている。このため、実施許諾の件数や割合は、研究開発型の独立行政法人に比べると小さくなっている。

## (3) 国内外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等

通貨当局と連携した情報交換としては、財務省と合同でインドネシア及びモンゴルの通貨関係当局を訪問し、銀行券等の偽造や偽造防止技術等の動向について情報交換を行った（6月・8月）。

また、国内外における銀行券の偽造・改刷状況、偽造防止技術等の動向について取りまとめたセキュリティ・レポートを作成し、財務省に提出した（平

成27年3月)。

銀行券の偽造動向等について、警察庁等と情報交換(6月・平成27年2月)を行うとともに、偽造通貨に関する関係省庁等連絡会議に参加し、通貨関係当局との情報交換(9月)を通じて、連携強化を図った。また、偽造通貨発見時の対応について、財務省、警察庁等の関係当局との情報交換等を実施(4月～6月)し、連絡体制の整備に向けて協力した。

#### (4) 銀行券の信頼の維持等に必要な情報の提供

銀行券への信頼維持のため、銀行券に関する情報について、国立印刷局ホームページや博物館等を通じて、国民に広く分かりやすく提供した。

具体的な内容は、以下のとおりである。

##### イ ホームページ等による情報の提供状況

- ・ 国立印刷局ホームページについては、分かりやすさ及び利便性を向上させ、全面的にリニューアルし公開した(4月)。具体的には、メニューの見直し、掲載コンテンツの充実等により、銀行券の仕様や偽造防止技術等についてより分かりやすく情報を提供するとともに、スマートフォンやタブレット端末のユーザも支障なく閲覧することができ、高齢者等にも使いやすいものとなるようアクセシビリティを考慮したホームページの公開を行った。
- ・ 次世代を担う子供を対象として、銀行券やその他の製品について楽しみながら学べる子供向けページを作成し公開した(10月)。
- ・ ソーシャルネットワーキングサービス(Facebook)を新たに導入して情報の拡散を図るなど、コンテンツの更なる充実に取り組むとともに、適時に情報提供を行った(12月)。
- ・ 工場見学やイベント等において、時代に即した効果的な広報活動が行えるよう、広報用映像及びパンフレットをリニューアルし、より分かりやすい銀行券の情報提供に努めた(平成27年1月・3月)。
- ・ 博物館ホームページについても全面的にリニューアルし、収蔵資料等を積極的に公開した(4月)。具体的には、特別展等の見どころ紹介、収蔵品紹介、過去の展示や博物館ニュースのアーカイブ等の情報を新たに掲載した。また、収蔵品データベースを作成し公開した(10月)。

(参考) ホームページのアクセス件数

区 分	25年度実績	26年度実績
アクセス件数	347,081 件	354,015 件

ロ 国立印刷局博物館の活動の充実

(イ) 国立印刷局博物館の展示内容

収蔵資料の展示機会の拡大として、これまで行っていた「ミニ展示」を「特集展」と改め、展示点数を増やし、展示期間も延長することで、より多くの収蔵品をより多くの来館者に見学してもらう機会を拡大した。また、歴史的展示に重点を置き、常設展示の見直しを行った（9月）。

(ロ) 博物館ニュースの発行

博物館についての関心を高め、銀行券等に関する情報を広めるため、博物館ニュースを発行し、入館者等へ配布した。また、特別展示の内容紹介記事について、学芸員の調査研究成果を活用した、より専門的な解説を掲載して内容の充実を図った。

(ハ) 特別展示等の開催状況

博物館における特別展示等の開催状況は、以下のとおりである。

特別展示等	期 間	内 容
(春の特集展) 富士百景～お札・切手に見る日本の象徴～	平成26年4月22日 ～6月1日	普段展示できない収蔵品のうち、世界遺産「富士」が描かれた製品を紹介
(夏の特別展示) お札のかたち、お札のもよう～様式の世界史～	平成26年7月9日 ～9月1日	世界の紙幣のデザイン様式の変遷を系統的に分析し、デザインの機能や時代の特徴について紹介 (体験コーナー) お札のデザイン様式でハガキをつくろう
(秋の特集展) 東京名所・朝陽閣～絵画に残る印刷局工場～	平成26年10月7日 ～11月16日	東京名所として様々な画家によって描かれた朝陽閣の絵画を中心に、普段展示できない収蔵品を紹介
(冬の特別展示) 紙幣と官報 2つの書体とその世界	平成26年12月16日 ～平成27年3月8日	銀行券と官報に使われた印刷局独自の書体に焦点を当て、文字の機能や誕生の背景について紹介

		(実演コーナー) 簡易印刷機「手フット印刷機」 の稼働実演（毎週土曜日）
--	--	--

(ニ) 外部のイベントへの出展や協力

- ・ 東京国際コイン・コンヴェンション（5月）  
「お札の紙」をテーマにした展示並びに銀行券の偽造防止技術の紹介及び券種識別アプリ「言う吉くん（スマホ）」の実演を行った。
- ・ 「お金と切手の展覧会」岡山展（7月）  
銀行券の製造工程や偽造防止技術の紹介、官報情報検索サービスの紹介、券種識別アプリ「言う吉くん（スマホ）」の実演、博物館で行った特別展示の抜粋展示、凹版彫刻の実演、凹版印刷体験、手すき体験、開催地である岡山県にちなんだ藩札、歴代の肖像となった人物等の展示紹介を行った。
- ・ 子ども霞が関見学デー（8月）  
銀行券の偽造防止技術の紹介、券種識別性向上への取組の紹介及び券種識別アプリ「言う吉くん（スマホ）」の実演を行った。
- ・ 越前モノづくりフェスタ2014（9月）  
越前と国立印刷局との関係紹介、銀行券の偽造防止技術の紹介、すかしの歴史の紹介、すき入れ美術紙の展示、券種識別アプリ「言う吉くん（スマホ）」の実演、1億円の重さ体験を行った。
- ・ 第5回国際ユニヴァーサルデザイン会議2014（11月）  
券種識別性向上の取組をテーマとした展示及び券種識別アプリ「言う吉くん（スマホ）」の実演を行った。
- ・ その他、日本銀行那覇支店・徳島事務所（7～8月）、石川県の金融広報委員会（7月）、埼玉県吉川市（8月）、葛飾しんきん協議会（9月）及び埼玉県生活科学センター（平成27年2月）の金融教育イベントに協力した。

(ホ) 入館者確保のための取組状況

より多くの人に来館していただき、国立印刷局の組織と銀行券等の製品に対する理解を得るために実施している特別展示などについて、幅広

くPR活動を行った。

平成26年度においては、近隣自治体等に対しPR活動を行い、来館者の増加に取り組んだ。

特に、博物館の所在する東京都北区とは、「北区産業遺産イベント」への企画段階からの協力や、教育委員会を通じた区立小中学校への特別展示等の告知、関係部門を通じた各町会掲示板へのチラシの掲示を行うなど、緊密な連携を図った。

また、テレビ局、出版社、新聞社等の取材に応じ、博物館の魅力及び国立印刷局の存在意義を、全国各方面に向けて発信した。

(参考) 入館者数の推移

区 分	25年度実績	26年度実績
入館者数	20,557人	22,335人

(へ) 学芸員による講演等

- ・ 講演会「お札の不思議大発見」(8月)

東京都東久留米市立ひばりが丘図書館、東京都立川市若葉図書館、埼玉県吉川市市民交流センターにおいて、夏休み中の小学生とその保護者を対象に、銀行券の歴史や偽造防止技術等について講演を行った。

- ・ 北区区民大学講座「得能良介と近代紙幣～印刷局の創設と展開～」(12月)

北区教育委員会が主催する区民大学講座の1コマとして、国立印刷局の歴史を紹介した。

ハ 工場における広報活動

各工場においては、夏休み期間の小・中学生を始めとする各地域の在住者を対象とした工場特別見学会の開催や、地域のイベントへの出展を行い、製造工程の説明、銀行券の偽造防止技術の紹介等を実施した。

ニ 目の不自由な人への必要な情報の提供状況

券種識別性向上のためホログラムの透明層を拡大した新しい5千円券の発行に当たり、報道関係者を招いて記念式典を開催しマスメディアを通じて周知を行うとともに、国立印刷局ホームページに掲載し、改良の内容等について広く国民に情報提供を行った(5月)。

ホ 通貨関係当局と連携した、現金取扱機器の製造業者等に対する情報提供  
平成26年度においては、実績はなかった。

## (5) 国際対応の強化

銀行券の製造について国際的な水準を維持するための取組として、海外の  
関係当局との連携や情報交換等を積極的に行い、国際対応の強化に努めた。

具体的な取組については、以下のとおりである（括弧書きの国名は、開催  
地を示す。）。

イ 国際会議への出席及び海外関係当局への訪問等

### (イ) 国際会議

- ・ 「バンクノート2014」（注1）（米国）に出席し、銀行券等の  
偽造動向、偽造防止技術等の最新情報を収集した（4月）。
- ・ 「欧州銀行券会議」（注2）のセキュリティ委員会（スペイン）及  
び材料委員会（スウェーデン）にオブザーバーとして出席し、銀行券  
改刷や偽造動向、銀行券製造設備等の情報収集を行った（5月）。
- ・ 「アジア・中東・アフリカ・ハイセキュリティ印刷会議」（注3）  
（フィリピン）に出席し、アジア、中東及びアフリカ地域におけるセ  
キュリティ印刷分野の最新動向等の情報収集を行った（平成27年1  
月）。

#### (注1) 「バンクノート2014」

各国の銀行券製造機関、偽造防止技術関連企業、中央銀行、  
政府関係機関などが参加し、銀行券の流通や偽造の状況、最新  
の偽造防止技術、品質・工程管理技術の動向などについて情報  
交換や議論を行うことを目的とする会議

#### (注2) 「欧州銀行券会議」

ヨーロッパ地域にある国々における、政府、政府関連の銀行  
券製造機関及び中央銀行がメンバーとなっており、銀行券に係  
る技術的・専門的なテーマに関する情報交換や討議を目的とす  
る会議。日本をメンバーとする「環太平洋銀行券製造機関会議」  
と相互に交流があり、同会議メンバー国はオブザーバー参加が  
可能である。

(注3) 「アジア・中東・アフリカ・ハイセキュリティ印刷会議」  
アジア・中東・アフリカ地域における各国の銀行券製造機関、中央銀行、政府関係機関、世界の偽造防止技術関連企業などが参加し、銀行券の流通や偽造の状況、最新の偽造防止技術、品質・工程管理技術の動向などについて情報交換や議論を行うことを目的に設けられた会議

(ロ) 技術協力

- ・ 財務省と合同で、インドネシア政府証券印刷造幣公社を訪問し、技術協力等に係る覚書を締結した（6月）。
- ・ 国際協力機構（JICA）調査団の一員として、ベトナム国家銀行を訪問し、技術協力に係る現地調査を実施した（7月）。また、JICAの技術協力プロジェクトの一環として、ベトナム国家銀行へ長期専門家（職員）1名を派遣した（11月）。

ロ 海外関係当局からの視察の受入れ等

インドネシア（4月）、モンゴル（5月）、オマーン（6月）、ロシア（6月）及びドイツ（7月）の関係当局による工場視察を受け入れた。

**(6) 製品設計力の強化**

銀行券の次期改刷を想定し、肖像、主模様の彫刻、ラフ下図等の習作を始め、図案、彫刻等の各種習作について、年間79作品（完成25作品）の作製に取り組むとともに、偽造防止技術が効果的に発現できるデザインの作製に取り組み、製品設計力の強化を推進した。

また、第3回銀行券デザイナー会議（注）（カナダ）に初めて参画し、銀行券デザイナーによる銀行券設計者の役割及び最新の技術動向について、情報収集を行った（9月）。

(注) 「銀行券デザイナー会議」

各国の銀行券設計者によって組織されている非営利団体が主催する国際会議であり、各国の銀行券設計者、銀行券製造機関、中央銀行、民間企業等が参画し、銀行券のデザイン等について情報交換が行われている。

イ 工芸技術評価委員会

- ・ 工芸技術の維持・向上及び技術練磨の場として習作、受注活動関係の

作品等91作品を集め、部内評価会を開催し、工芸職員相互による意見交換を実施した（11月）。

- ・ 事業部門の職員等を含めた局内委員による内部工芸技術評価委員会を開催し、偽造防止技術に係る30作品の評価を行った（12月）。
- ・ 多角的な観点から評価を受けるため、3名の外部委員（原版等の彫刻などに精通した有識者）を含めた外部工芸技術評価委員会を開催し、彫刻・図案等に関する48作品について、技術力、表現力、芸術的な完成度等に関する評価を行った（平成27年1月）。

これらの評価結果については、今後の作品の作製活動に反映させるため、作製者に対してフィードバックを行い、工芸技術の維持・向上に取り組んだ。

#### ロ 技術交流

工芸技術者のスキルアップを目的に、インドネシア政府証券印刷造幣公社との技術交流に向けた調整を行った。

## 2. 銀行券の製造等

### (1) 銀行券の製造

#### ① 財務大臣の定める製造計画の確実な達成

高機能な機械設備に更新し生産性の向上を図るなど、製造体制の効率化を進めるとともに、製造工程ごとの進捗状況を管理し、財務大臣の定める製造計画（30.0億枚）を達成した。

#### ② 柔軟で機動的な製造体制の構築

平成26年度においても柔軟で機動的な製造体制を維持するため、製紙部門における長期連続操業による機械稼働、印刷部門及び貼付部門における二交替勤務体制による機械稼働並びに検査仕上部門における昼連続稼働を継続した。

#### ③ 高品質で均質な銀行券の製造

銀行券の品質については、徹底した品質管理を行うとともに、品質の更なる安定化を図るため、引き続き、品質管理打合せ会、各種品質管理に関する研修などを通じて、品質管理手法に関する知識の習得やスキルアップ



に取り組んだ。

印刷工程においては、老朽化及びメーカーが撤退した検査装置の更新機を開発・導入し、運用を開始した。製紙工程においては、機能性に関する検査について、オンライン装置を用いた全数検査の実施に向け検証を行った。

改良5千円券については、改良されたホログラム（透明層の拡大及び形状変更）の安定した貼付条件を見いだすとともに、各種検査装置に与える影響の調査結果を踏まえた対応を図り、4月から納入を開始した。

前中期目標期間（平成15年度を除く。）までの実績平均値に対する総合損率の相対比率については、平成26年度の製紙部門は96、印刷部門は89となった。

区 分	25 年度実績	26 年度実績	本中期目標期間 実績平均	目 標
製紙部門	91	96	94	100 以下
印刷部門	76	89	82	100 以下

## （2）外国政府等の紙幣等製造の受注に向けた取組

### イ 調査・情報収集等

- ・ 外国政府等の紙幣等製造の受注等に向けた諸課題に取り組むことを目的とした検討会を設置し、外国紙幣等の製造や技術協力について検討を行った。
- ・ 平成25年度から実施しているアジア地域の情報収集活動等について、ブータンの通貨関係当局を訪問し現地調査（11月）を実施するとともに、財務省と合同でモンゴルの通貨関係当局を訪問し、銀行券の技術に関する情報交換や入札に参加するなど、受注等に向けた取組を行った（5月・8月・平成27年3月）。

### ロ 製造技術協力の実施

- ・ インドネシア政府証券印刷造幣公社との間で技術協力等に係る覚書を締結した（6月）。
- ・ 技術協力プロジェクトの企画・立案の参考とするため、JICAからの要請に基づき調査団の一員としてベトナム国家銀行印刷所を訪問し、現状確認及び担当者との意見交換を行った（7月）。その後、技術協力プロジェクトに係る合意書に基づき、長期専門家（職員）1名をベトナム国家銀行に派遣した（11月）。

### 3. 旅券、印紙等の製造等

#### イ 偽造防止技術の開発の推進と情報管理の徹底

偽造抵抗力を必要とする銀行券以外のセキュリティ製品については、顧客のニーズや製品の特性を踏まえた上での偽造防止技術の開発に取り組んだ。

情報管理については、偽造防止技術に関する秘密管理を徹底するとともに、個人情報を用いられる製品について、当該個人情報を的確かつ効率よく保護し、管理するため、王子工場においてISO/IEC 27001（情報セキュリティに関する規格）を取得した。また、今後予定される新規製品への展開を視野に、個人情報保護の管理体制、運用方法等について検討を行った。

#### ロ 製造体制の合理化・効率化

旅券の製造に当たっては、製品の需要に対応するため、引き続き二交替勤務体制を継続した。また、印紙等の製造に当たっては、工場間において製品交流を行い、印刷機上での検査装置による品質検査を導入し、効率的な製造に努めるなど、旅券、印紙等の安定的かつ確実な製造を行った。

#### ハ 旅券の製造及び研究開発

旅券については、ICシートの機能性の確認に重点を置くなど、安定的かつ確実に製造し、顧客の要望に応じた納品を完遂した。また、旅券の安定的な発給に寄与するため、災害等の発生による影響を意識した生産計画の策定、工程管理・設備保全の実施や各種材料の在庫の確保を図った。

旅券の納入数量

25年度実績	26年度実績
4,134千冊	3,959千冊

将来の旅券の開発に係る取組については、以下のとおりである。

- ・ 国際民間航空機関（ICAO）（注1）の機械読取渡航文書技術支援専門家会合年次総会（5月）、新技術作業部会（NTWG）（注2）（4月・7月・11月）等に参加し、関係当局と次期旅券に搭載すべき機能などについて意見交換を行った。
- ・ ICAOが主催するシンポジウム（カナダ）に参加し、IC旅券に関する基本方針や将来展望などについて情報収集等を行った（10月）。

- ・ SDW2014（注3）（イギリス）に参加し、旅券やIDカード等の最新技術や製造方法等の情報収集を行った（6月）。
- ・ カルテス（CARTE S）（注4）（フランス）に参加し、旅券冊子やICカードに関する海外の最新技術について調査するとともに、フランスの旅券発給当局を視察し、関係者との意見交換を行った（11月）。

（注1）国際民間航空機関（ICAO）

国際民間航空条約に基づき設立された国連の専門機関で、旅券に関する国際標準策定などが行われている。

（注2）新技術作業部会（NTWG）

旅券におけるICチップや生体認証技術等の新技術の応用及び国際標準の検討などが行われている。

（注3）SDW（Security Document World）2014

旅券を含めたセキュリティドキュメント（運転免許証・住民基本台帳カード等）全般に関する製造機器関連企業が集う国際的展示会

（注4）カルテス（CARTE S）

約450社が参加するICカードとデジタル・セキュリティ技術を展示する国際的展示会

#### ホ その他セキュリティ製品

印紙及び郵便切手については、安定的かつ確実に製造し、納入した。

印紙及び郵便切手の納入数量

区 分	25 年度実績	26 年度実績
印紙	777,719 千枚	800,783 千枚
郵便切手	3,443 百万枚	1,819 百万枚

顧客の要望事項や仕様変更の予定を調査し、試作品の作製、製造条件の整理に取り組み、一部の試作品については、顧客に対しプレゼンテーションを行った。新規製品として、各種偽造防止技術を採用した「証明書台紙」のほか、国が導入する社会保障・税番号制度において利用される番号通知カード等を受注した。また、仕様変更に応じた取組の結果、自動車検査証用紙の受注を継続することとなった。

「政府郵便切手製造機関協会会議」（注5）（中国）に出席し、技術発表を行うとともに、各国出席者と交流を図り、情報収集を行った（10月）。

(注5) 政府郵便切手製造機関協会会議

自国の郵便切手を過半数以上製造する中央政府に属する機関等が参加し、郵便切手の製造に関する技術的問題の討議、情報の交換及び技術交流を目的とする会議

#### 4. 官報、法令全書等の提供等

##### イ 情報管理の徹底

官報公開前情報に関する秘密情報の管理については、情報管理の徹底を図るため、情報セキュリティ・マネジメント・システム（ISMS）の運用・認証の継続を進めるとともに、関係職員を対象として配転時及び年度始めに情報製品事業におけるインサイダー情報管理について周知及び再確認を行った（4月）。また、インサイダー取引規制に関する研修を実施した（5月）。

官報公告を取り扱う官報販売所及び官報公告取次店に対して、官報公告研修会等の機会を利用し、官報公告の掲載前情報の厳正な取扱いを要請した（5月・7月・10月）。

##### ロ 迅速かつ確実な製造

###### (イ) 緊急官報の発行実績

特別号外（通常発行以外の官報号外）の製造実績は36件あり、そのうち、緊急官報（原稿入稿日に発行・掲示が求められた特別号外）は7件であった。

###### (ロ) 緊急官報の製造訓練

緊急時や大地震の発生時においても、迅速かつ確実に緊急官報の製造・発行・掲示を行うため、政府の「平成26年度防災の日総合防災訓練」の中で、内閣府、東京工場（国会分工場及び編集分室を含む。）及び東京都官報販売所が連携し、官報特別号外（緊急官報）「緊急災害対策本部の設置（首都直下地震）」、「災害緊急事態の布告」及び「災害緊急事態対処基本方針」の製造訓練を実施した（9月）。

また、原子力災害対策本部の設置を想定した官報特別号外（緊急官報）の製造訓練を実施した（平成27年2月）。

###### (ハ) 編集分室における官報の製造訓練

官報製造のバックアップ機能を有する東京工場編集分室（さいたま市）においては、毎月実施している編集分室内緊急官報製造訓練のほか、東京

工場からメインシステムを切り替え、入稿から印刷まで一貫した製造を行う官報製造訓練を実施した（５月～６月・１０月～１１月・平成２７年２月）。

(二) 官報BCP体制の整備

内閣府及び内閣官房との意見交換を通じて、官報BCPに関する共通認識を深めた。また、災害時における国立印刷局の業務が、内閣府本府業務継続計画の中に位置付けられた。

(ホ) 国会用製品等の製造体制

予算書などの国会用製品等については、発注者からの要請に迅速に対応する体制を確保するとともに、確実に製造を行った。

ハ 官報の電子的手段による提供の推進

- ・ 国立印刷局ホームページに「本日の官報」のページを設け、当日分の官報記事へのアクセスを容易にするるとともに、インターネット版官報のバックアップとしても機能するよう対応を図った（４月）。
- ・ サーバ室内に急激な室温上昇がみられたことから、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの提供を一時的に停止させた。対応策として温度検知センサーを設置する等、物的対策を講じるとともに、システム管理機能の強化等について検討を行った。

ニ 訂正記事箇所数の削減

官報の訂正記事箇所数の削減を目的として情報連絡会を開催し、正誤発生の原因分析、再発防止策等を検討した。

これらの取組により、訂正記事箇所数については、第１期・第２期の実績平均値（１００ページ当たり）を１００とした相対比率が、平成２６年度は８４（訂正記事箇所数：０．３６）となり、平成２５年度から平成２６年度までの実績平均値は７７（訂正記事箇所数：０．３３）となった。

区 分	25年度実績	26年度実績	本中期目標期間 実績平均	目 標
官報訂正記事箇所数	0.30	0.36	0.33	0.43
相対比率	70	84	77	100 以下

電子入稿の促進及び円滑な運用を図るため、総務省行政管理局が主催する研修会において、官報原稿送付書作成ツール（注1）の操作等について説明した（4月・10月）。

官報システム更新において、電子入稿対象記事の拡大等大幅な改善が図られたため、官報販売所及び官報公告取次店に対して新システムの操作研修を実施した（10月）。

総務省行政管理局と電子文書交換システム及び法制執務業務支援システム（注2）に関する情報交換を行った（11月・平成27年2月）。

（参考）官報原稿送付書作成ツール利用省庁等

衆議院、国立国会図書館、内閣法制局、公正取引委員会、公害等調整委員会、文部科学省、気象庁、経済産業省、会計検査院、国立障害者リハビリテーションセンター

（注1）官報原稿送付書作成ツール

省庁間電子文書交換システムを使用して、政府共通ネットワーク経由で官報原稿（公文、官庁公告、政府調達公告）の複数案件を一括して入稿する機能を有するツール

（注2）法制執務業務支援システム

法令所管府省・部局等において、引用法令の照会・取りまとめ・「改め文案」等の自動作成を支援し、官報の電子入稿まで行うことを想定したシステム

### Ⅲ. 予算、収支計画、資金計画

#### イ 部門別収支

統合業務システム（ERP）による出荷情報や原価情報などを基に、セキュリティ製品事業と情報製品事業の事業別に収支を把握した。

平成26年度においては、事業別の営業収支率（注）は、セキュリティ製品事業が約109%、情報製品事業が約111%となった。

（注）営業収支率＝売上高÷営業費用×100

事業別の営業収支率は、財務諸表のセグメント情報を基に、法人共通の営業費用を各事業の売上高比で配賦した場合の参考値である。

(参考) 平成26年度事業別営業収支率

[単位：百万円]

区 分	セキュリティ 製品事業	情報製品事業	合 計
売上高	56,565	10,442	67,006
営業費用	51,850	9,403	61,253
売上原価	44,309	7,802	52,111
販売費及び一般管理費 (事業別)	2,306	635	2,940
販売費及び一般管理費 (法人共通)	5,235	966	6,201
営業利益	4,715	1,039	5,753
営業収支率 (%)	109%	111%	109%

(注) 各欄積算の合計の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

ロ 民間企業と同等の財務内容の情報開示状況

損益計算書の当期製品製造原価の内容を記載した「製造原価明細書」を財務諸表に添付するなど、民間企業と同等の財務内容を公表したほか、事業報告書に、財務諸表の概況や事業別収支、損益の発生要因等を分かりやすく記載し、公表している。

平成25年度の財務諸表については、平成26年6月30日に財務大臣の承認を受け、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第4項の規定に基づき、官報（8月6日）及び国立印刷局ホームページ（7月7日）により公表するとともに、閲覧に供するため、本局に備え置いた。

平成26年度の予算、収支計画及び資金計画に対する実績については、以下のとおりである。

## 1. 平成26年度予算及び決算

平成26年度予算及び決算

[単位：百万円]

区 分	予算額	決算額
収入		
業務収入	72,053	72,367
その他収入	488	754
計	72,542	73,121
支出		
業務支出	59,254	59,943
人件費支出	37,907	37,969
原材料支出	6,116	7,021
その他業務支出	15,231	14,953
施設整備費	15,722	16,239
計	74,976	76,182

(注) 各欄積算と合計の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

人件費支出は、退職手当等を含んでおり、このうち、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する費用の実績は、28,389百万円であった。

## 2. 平成26年度収支計画及び実績

平成26年度収支計画及び実績

[単位：百万円]

区 分	計画額	実績額
収益の部		
売上高	66,716	67,006
営業外収益	481	563
特別利益	0	2,906
計	67,197	70,476
費用の部		
売上原価	54,041	52,111
販売費及び一般管理費	8,656	9,142
営業外費用	160	254
特別損失	762	871
計	63,620	62,378
当期純利益	3,577	8,098
目的積立金取崩額	0	0
当期総利益	3,577	8,098

(注) 各欄積算と合計の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

国立印刷局は、運営費交付金等の受領を前提としない独立採算を基本とした業務運営を行っており、経費全般の削減等に努めた結果、平成26年度の当期



純利益は8,098百万円となった。

平成26年度に生じた利益については、全額通常の積立金として整理した。

なお、当期は中期目標期間の最終年度であるため、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第67号）附則第14条第1項の規定に基づき、4,973百万円（給与減額相当分509百万円を含む。）を平成27年7月10日までに国庫納付する予定である。

### 3. 平成26年度資金計画及び実績

平成26年度資金計画及び実績

[単位：百万円]

区 分	計画額	実績額
資金収入	198,928	173,890
業務活動による収入	72,725	73,017
業務収入	66,896	67,112
その他収入	5,829	5,904
投資活動による収入	125,445	100,243
財務活動による収入	0	0
前期よりの繰越金	759	631
資金支出	198,116	173,003
業務活動による支出	59,963	60,175
原材料支出	5,681	6,376
人件費支出	38,889	38,985
その他支出	15,393	14,814
投資活動による支出	138,110	112,784
財務活動による支出	43	43
翌年度への繰越金	812	887

(注) 各欄積算と合計の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

### IV. 短期借入金の限度額

短期借入れの実績はなかった。

### V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

保有資産の見直しにより不要財産の処分を積極的に進め、現物（767百万円）及び譲渡収入（43百万円）を国庫へ納付し、国の財政に貢献した。

## 1 現物納付（767百万円）

### （1）旧松山倉庫

平成22年度に廃止した旧松山倉庫については、現物による国庫納付を行った。

- ・ 納付額 240百万円
- ・ 国庫納付日 平成26年4月25日

### （2）旧高知倉庫

平成23年度に廃止した旧高知倉庫については、現物による国庫納付を行った。

- ・ 納付額 397百万円
- ・ 国庫納付日 平成27年1月30日

### （3）西ヶ原第2敷地

中期計画において適切な処分を行うとした西ヶ原第2敷地については、現物による国庫納付を行った。

- ・ 納付額 130百万円
- ・ 国庫納付日 平成27年1月30日

## 2 金銭納付（43百万円）

### （1）小田原工場（一部）

平成23年度末に小田原市へ有償譲渡した保育園については、5年間の分納の一部として同市から受領した譲渡収入（土地の延納代金の4分の1の金額及び利息）を、財務大臣からの不要財産の譲渡に係る国庫納付額等の通知に基づき国庫へ納付した。

- ・ 国庫納付額等通知日 平成26年4月11日
- ・ 国庫納付日 平成26年4月28日

### （2）東京工場編集分室（交換差金）

浦和税務署の移転に伴う、東京工場編集分室（さいたま市）のさいたま新都心合同庁舎1号館から2号館への移転に伴い、同分室に係る建物等を国（関東財務局）の財産と交換した際に発生した交換資産額の差額を国庫へ納付した。

- ・ 資産交換日 平成26年9月12日
- ・ 国庫納付日 平成27年3月30日

### 3 その他

静岡市に対して児童クラブの建物の敷地として貸し付けていた静岡敷地については、国庫納付に向けた処分計画の策定を行った。また、東京都の防災都市づくり推進計画等により再開発事業となっている淀橋宿舎については、再開発スケジュールを踏まえ、廃止に向けた準備を進めた。

## VI. Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

### (1) 東京工場編集分室

浦和税務署の移転に伴う、東京工場編集分室（さいたま市）のさいたま新都心合同庁舎1号館から2号館への移転に伴い、同分室に係る建物等を国（関東財務局）の財産と交換を行った（V「不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」参照）。

- ・ 認可日 平成26年8月5日財務大臣認可
- ・ 資産交換日 平成26年9月12日実施

### (2) 虎の門工場敷地

虎の門工場敷地（虎の門工場敷地及び本局敷地）については、虎ノ門二丁目地区における再開発事業において検討を進めており、平成26年度は、東京都都市計画審議会により虎ノ門二丁目地区の都市計画（都市再生特別地区・地区計画）が決定され、7月に再開発事業の施行が認可された。

また、東京都に対し、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく権利変換計画の申請を11月に行い、平成27年2月に権利変換計画が認可され、平成27年3月5日が権利変換期日となった。

- ・ 都市計画決定告示 平成26年6月16日
- ・ 再開発事業施行認可 平成26年7月15日
- ・ 権利変換計画認可 平成27年2月12日
- ・ 権利変換期日 平成27年3月 5日

## VII. 剰余金の使途

該当はなかった。

## Ⅷ. その他財務省令で定める業務運営に関する事項

### 1. 人事に関する計画

#### (1) 人材の効果的な活用

優秀な人材等を確保するため、以下の取組により広く求人活動を行うことで、応募人員の拡大を図った。

- ・ 大卒求人については、国立印刷局ホームページ採用情報において、採用後のキャリアプランがイメージしやすいように一般、中堅、管理職の各職員によるメッセージを発信した。また、工場における技能職の大卒採用試験については、優秀な人材を確保するため、平成25年度より2か月程度早期に実施した。

政府の方針等に基づき、女性の積極的採用を推進するため、就職情報サイトへの登録に当たっては、育児休業を経験した女性監督者等を起用し、仕事と家庭の両立を推進していること等を紹介した。また、企業説明会においては、女子学生向けの企業説明会を開催するとともに、当該説明会において女性スタッフの起用や個別質問ブースの設置等、質問しやすい雰囲気づくりに努めた。採用面接においては、女性の面接官を初めて起用することで、話しやすい雰囲気づくりに努めた。

- ・ 高専卒求人については、学生の就職の検討時期に合わせ、多くの高専が3月に実施する三者面談前となる平成27年2月初旬から各高専を訪問し求人活動を実施した。
- ・ 高卒求人については、求人票解禁日以後、速やかに求人活動を実施した。

「自ら考え行動できる人材づくり」を基本とし、職員のより一層の資質・意識・技術の向上を目指して、「平成26年度職員研修方針及び中央研修計画」を策定し、個々の職員が誇りと使命感を持ち、高い職業意識の中で職務を遂行することができるよう意識付けに努めた。当該計画に基づき、階層別研修、技術系研修及び職種別研修の各研修を通じて、マネジメント能力の強化や生産管理等の各種業務を遂行するために必要な専門的知識の付与のほか、理論と実践の両面から技術の教育に取り組むなど、人材育成を推進した。

また、職員の業務改善に関する意識を高め、経営基盤の安定及び発展を図ることを目的として、職員個人又はサークルによる業務改善活動（平成26年度：129件）を推進した。優れた案件については、改善効果や実用性などを評価し表彰を行った。さらに、本局における業務改善活動発表会の表彰案件など、他機関においても有効な案件は普及を図るとともに、巡回発表会

を開催して広く浸透させた。

なお、国立印刷局の職員5名が、優れた創意工夫により、職域における技術の改善向上に貢献したとして、文部科学大臣から「平成26年度 科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞」（注）を授与された。

（注）科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞

文部科学大臣が行う表彰の一つであり、優れた創意工夫により、職域における技術の改善向上に貢献した者に与えられるもの

人事配置については、職員の適性や能力、キャリアプランや業務の継承等を総合的に勘案しながら検討した。また、定期的な勤務希望調査において、上司との面談を原則として全職員に対して行うこととし、上司と部下の直接的な対話を通じて、申告内容や部下のキャリア形成の考え方を的確に把握することで、将来の人材育成を考慮した適材適所の人事配置を行った。

なお、「採用昇任等基本方針」（平成21年3月閣議決定）及び人事院の「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針」等を踏まえ、引き続き女性の管理監督者への登用を見据えた人事配置を行った。

## （2）研修計画

人材の育成については、「自ら考え行動できる人材づくり」という基本方針の下、各職員の能力や職責に応じた内容に加え、国立印刷局を取り巻く社会情勢の変化等に対応した内容を取り入れた研修を年度ごとに計画を立てて実施することにより、職員の能力及び資質の向上を図っている。

平成26年度については、「平成26年度職員研修方針及び中央研修計画」を策定し、各機関が連携して円滑かつ効果的な研修の実施に取り組んだ。

具体的な内容は、以下のとおりである。

### イ 階層別研修

- ・ 新規採用職員研修及び各階層の新任の役職者に対して、それぞれの職務を適切に遂行するための業務知識、マネジメント及び人材育成に関する研修を実施し、問題解決力、コミュニケーション力、部下指導に関する知識・スキルの向上を図った。
- ・ 管理監督者を育成する研修において、職場の課題について質問形式によるグループ討議を通じて解決策を立案し、それを職場で実践する「アクションラーニング」を実施し、マネジメント能力（課題発見・問題解

決、リーダーシップ等)の向上を図った。

- ・ 監督者を育成する研修において、民間企業等に勤務する者との討議や交流等を通じて意識改革を図ることを目的に、研修生を異業種交流セミナーに参加させた。
- ・ 研修内容については、各階層に即した資料、講義内容とし、講義以外にグループ討議など各種研修技法を取り入れて実施した。また、達成度の自己評価等に関するアンケート調査を行い、研修目的の達成度を確認した。

#### ロ 技術系研修

- ・ 若年層から中堅職員を対象に、印刷、製紙、数量管理、品質管理等、銀行券の製造における基礎知識の習得と各製造工程における品質の特徴の理解等を目的として、「一般基礎コース」及び「製造技術基礎コース」を実施し、職員の知識のボトムアップを図った。
- ・ 知識、技術及び技能の継承を目的とした技術系研修において、銀行券製造における工程ごとの固有技術を身に付け、職場の中核となる技能人材を育成することを目的とした「専門技術コース」（紙料調製技術と品質）（抄造技術と品質）を開講した。
- ・ 研修の実施に当たっては、研修センター以外に研究所及び小田原工場等の施設・設備を活用し、研修科目に応じて演習及び見学を実施し、理論と実践の両面から効果的な教育を実施した。

#### ハ 職種別研修

- ・ 知識・技能・技術の継承を円滑に進めるため、監督者を対象に継承活動の一層の推進を図るために必要なスキル等を付与する研修を実施した。
- ・ 文書実務能力等の向上を図るため、文書実務関係者を対象に法人文書管理、秘密管理、個人情報保護等に関する研修を実施した。
- ・ 「アクションラーニング」を職場に浸透させるため、未受講の新任管理監督者に対して「アクションラーニング」の基礎知識や進め方を習得するための研修を実施した。

ニ コンプライアンスに関する研修

コンプライアンス意識の高揚を図るため、階層別研修などにおいて、コンプライアンスに関する研修を実施した（I「4（1）リスク管理及びコンプライアンスの確保」参照）。

ホ その他

- ・ 各階層において、安全衛生意識の向上を目的とする教育を実施した。
- ・ 女性職員が意欲的に自らのキャリアアップを考え、業務遂行能力の向上を図るため、係長相当職の女性職員を対象に女性キャリアサポートセミナー等に参加させた。
- ・ 新規採用職員を対象に行っている職場教育では、指導計画書を作成して計画的に教育を行うとともに、職場の管理監督者等が定期的に面談を通じて結果の評価と本人へのフォローアップを行った。また、入局後2年目及び4年目の職員には、職場の課題解決に向けての取組を通じて、更なるステップアップを図ることができるような研修を実施した。

ヘ 研修コース数・受講者数

「平成26年度中央研修計画」に基づき、研修センター等で実施した研修のコース数・受講者数は、以下のとおりである。

区 分	25年度実績	26年度実績	本中期目標期間 実績平均	目 標
コース数	26件	29件	28件	24件
受講者数	1,026名	959名	993名	800名

（参考）階層別・技術系・職種別研修のコース数及び受講者数

区 分	研修コース数	受講者数
階層別研修	17件	551名
技術系研修	7件	257名
職種別研修	5件	151名
計	29件	959名

ト 国内外の大学・研究機関等への派遣

専門的知識等を有する職員を育成するため、国内外の大学、企業等に12名を派遣した。

区 分	25 年度実績	26 年度実績	本中期目標期間 実績平均	目 標
派遣者数	15 名	12 名	14 名	10 名

(参考) 派遣先及び派遣者数

区 分	派 遣 先	人 員
国 内	東京工業大学大学院	1 名
	日本大学	1 名
	日米会話学院	1 名
	財務省会計センター	2 名
	(独) 労働政策研究・研修機構	1 名
	株式会社ナガセPCスクール	1 名
	成田国際空港株式会社	1 名
	株式会社アサツーディ・ケイ	1 名
国 外	イギリス・スターリング大学大学院	1 名
	アメリカ・サウスダコタ鉱業技術大学	1 名
	イギリス・リーズ大学	1 名
計		12 名

## 2. 施設、設備に関する計画

### イ 設備投資計画の策定及び実施

平成26年度の設備投資計画は、中期計画の施設、設備に関する計画を基本としつつ、設備ごとに仕様、価格、実施時期、費用対効果を検討するとともに、今後のキャッシュ・フローや損益に与える影響を勘案し策定した。

設備投資に当たっては、理事及び本局各部長をメンバーとする設備投資及び調達委員会において、1件1億円以上の重要案件を対象として、受注状況、事業収支、費用対効果等を勘案した上で、設計仕様、価格の妥当性、調達方法、スケジュールなどを検討するとともに、必要に応じ、計画内容を見直しつつ、効果的な投資を実施した。

なお、平成26年度に受入(注)を行った主な施設及び設備は、以下のとおりである。

#### (注) 受入

検収に合格した施設・設備を固定資産として登録すること



- ・ 虎の門工場印刷機能の滝野川工場への移転に合わせ、老朽化したオフセット輪転印刷機等の更新を行った（東京工場）。
- ・ 本局の仮移転に伴い、移転先の施設の整備を行った（本局）。
- ・ 老朽化に伴い銀行券精裁機を更新した（小田原工場）。
- ・ 老朽化に伴い抄紙機を更新した（小田原工場）。
- ・ 官報の組版を行うシステムである官報システムについて、システムの老朽化に伴い、全面的な更新を行った（東京工場）。
- ・ 銀行券検査仕上機を更新した（小田原工場、彦根工場）。

ロ 実績評価に基づく必要な見直し

設備投資の進捗状況を把握（モニタリング）し、当初計画と実績とを比較・検証することにより、改善点を見いだすとともに、その後の投資に反映することで、効率的かつ効果的な投資の実施及び今後の設備投資計画の策定に役立てている。

平成26年度においては、設備投資計画額18,114百万円に対し、実績額は16,302百万円となり、▲1,812百万円の差額が発生した。この主な要因は、主要案件における受入年度の変更（▲1,005百万円）及びその他の案件における追加、変更等（▲807百万円）である。

（参考）主要案件に関する受入時期等変更の状況

件名	受入時期		備考
	(計画)	(変更)	
製版設備建屋新築	26年度	27年度	導入予定の製版設備への新技術反映の可否等の見極めに時間を要したことから、全体的なスケジュールを見直し、関連工事の受入時期を変更した。

平成26年度の施設、設備に関する計画及び実績については、下表のとおりである。

平成26年度施設、設備に関する計画及び実績

[単位：百万円]

区 分		計 画 額	実 績 額
施設関連	製紙部門	371	344
	印刷部門	896	544
	共通部門	344	289
	小 計	1,612	1,176
設備関連	製紙部門	4,716	4,830
	印刷部門	11,648	10,192
	共通部門	138	104
	小 計	16,502	15,126
合 計		18,114	16,302

(注1) 上記金額は、消費税を除いた金額を示したものの。

なお、施設関連は建物及び構築物を、設備関連は機械装置等を示す。

(注2) 各欄積算と合計の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

### 3. 職場環境の整備に関する計画

職員の安全意識の高揚と安全活動の推進に努めるとともに、安全かつ健康に働ける職場づくりを推進するため「国立印刷局安全衛生管理計画（第3期）」に基づき、「平成26年度国立印刷局安全衛生管理計画」を策定し、安全衛生教育、リスクアセスメント及びメンタルヘルス対策を重点課題として取り組んだ。

#### (1) 労働安全の保持

##### イ 安全管理の実施状況

「国立印刷局安全衛生管理計画（第3期）」及び「平成26年度国立印刷局安全衛生管理計画」における目標である「重大災害ゼロ」、「障害が残る災害ゼロ」及び「休業4日以上労働災害3件以下」に対する労働災害の発生状況及び内容は、以下のとおりである。

項 目	25年度実績	26年度実績	目 標
重大災害	0件	0件	0件
障害が残る災害	0件	0件	0件
休業4日以上労働災害	1件	4件	3件以下

- (イ) 損紙処理装置から降りる際、ステップを踏み外したことによりバランスを崩して落下し、右骨盤を負傷（5月・静岡工場）
- (ロ) 電動運搬車（作業者が歩行しながら操作するタイプのもの）を操作中、バンパーに右足甲が接触し負傷（10月・小田原工場）
- (ハ) 用水設備点検作業（外注）の監督業務中、段差を下りる際、ぬかるみに右足を取られ負傷（平成27年2月・小田原工場）

(二) 業務立寄り先に向かうため乗換駅で下車をした際、混雑する車内からホーム上に押し出され、転倒し負傷（平成27年2月・東京工場）

これら4件の労働災害については、発生工場において、その都度、発生状況、発生原因、再発防止策等を災害事例として取りまとめ、安全衛生委員会で審議したほか、災害事例については、本局を通じて他の機関にも情報を共有し、当該他の機関において職員に周知することにより類似災害の発生の防止を図った。また、労働災害の発生職場においては、工場管理者による緊急安全点検を実施し、危険箇所の改善状況について確認を行い、労働災害の再発防止に取り組んだ。

なお、本局においては、各機関に対し、安全作業基準の遵守、危険予知活動の活性化等、安全活動の基本的な取組の徹底について周知した（平成27年2月）。

#### ロ 安全衛生教育の実施状況

- ・ 外部機関において、安全衛生関係法令に定められた危険・有害職場に従事する職員に対する特別教育、作業主任者として必要な知識や技能を習得させるための作業主任者技能講習を受講させた。また、安全衛生部門の管理者に専任安全管理者研修を受講させた（10月）。
- ・ 外部機関において、今後、安全管理者に選任される予定の職員を対象にその資格要件となる「安全管理者選任時研修」を、新任の安全衛生担当専門官を対象に職長教育を実施することができるトレーナーを養成する「RST講座」を受講させた（5月）。また、各機関の新任の安全衛生担当者を対象に化学物質の危険性・有害性に関する知識、管理方法等を習得させるため「化学物質管理者養成研修」を受講させた（6月）。さらに、保健師を対象に転倒による労働災害の防止及び身体特性を考慮した安全対策に関する「転びの予防セミナー」を受講させた（8月）。
- ・ 労働安全衛生法第60条に基づく職長教育（新任作業長の安全衛生教育）の基本事項に関する科目を中央研修として実施した（6月～8月）。
- ・ 各機関において、新規採用職員、新規採用職員の指導員、配転者等に安全教育を実施するとともに、各階層に応じた知識を付与するため、管理監督者に対する安全衛生教育を実施した。

- ・ 全国安全週間（7月）、全国労働衛生週間（10月）及び安全強調週間（平成27年2月又は3月）において、安全衛生講演会の実施、安全衛生に関するDVDの上映及び安全衛生に関する冊子を活用し、各機関において職員の安全衛生意識の高揚を図った。

#### ハ 安全活動の実施状況

- ・ 日常作業における安全管理等について、管理監督者による安全点検を実施し、問題点の摘出、安全対策の検討を行ったほか、転倒防止等の労働災害を未然に防止する効果が高い職場体操を1日2回実施した。
- ・ 労働災害が発生しやすい機械の清掃、点検、調整等の非定常作業時には、作業手順や作業工程に潜む危険のポイントなどを確認する作業前ミーティングの実施を徹底するとともに、安全作業基準の再確認を行い、必要に応じて、安全作業基準の見直しを行った。

#### ニ 労働災害の危険要因の排除の状況

- ・ 安全衛生教育及び緊急安全点検並びに機械の設置時、災害発生時その他リスクアセスメントに関する規程に定める時期に実施するリスクアセスメント等により、労働災害の発生原因となる職場の危険・有害要因の洗い出し及び改善に取り組んだ。
- ・ 高齢者を対象に労働災害の防止に関する講演を実施したほか、職場の照度を測定し法令に定める基準を満たしていることを確認した。また、構内の通路の段差、障害物等について確認を行い、要注意箇所に注意を喚起する表示を掲示した。
- ・ 法令に基づく化学物質の管理を徹底するため、化学物質の管理に関する規程を制定（8月）し、PDCAサイクルが機能する保管・管理体制を構築の上、各機関において運用を開始した。また、各機関における化学物質の管理状況を把握するため、本局の安全衛生管理部門による安全衛生考査を実施した（11月～12月）結果、適正に管理されていることを確認した。
- ・ 労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）において、平成28年6月までに化学物質のリスクアセスメント（注）の実施が義務化されることから、化学物質リスクアセスメント実施マニユ

アルを作成し、各機関の安全衛生担当者を対象に、リスクアセスメントの実施方法の説明及び演習を行った（9月）。また、各機関の専門官等を対象に外部講師による研修を実施し、化学物質のリスクアセスメントの実施に必要な評価能力の向上を図った（平成27年2月）。

（注）化学物質のリスクアセスメント

一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性、有害性等の調査のこと

ホ その他

本局セキュリティ製品事業部メンテナンスセンター（王子工場内）に対する王子労働基準監督署による臨検監督の結果、作業環境測定（6か月以内ごとに1回実施義務がある有機溶剤の濃度測定）を実施していなかったことから、是正の指示等を受けた（6月）。この対応として、是正措置、改善等を講じた上、その内容について、同監督署に報告を行った（8月）。また、メンテナンスセンター以外の機関における作業環境測定の実施状況について確認を行った。

## （2）健康管理の充実

イ 有所見者への健康指導・教育などのフォローアップの状況

- ・ 職員の誕生日に定期健康診断を実施するとともに、深夜業務、化学物質を取り扱う業務等に従事する職員を対象とした法定の特別健康診断（2回／年）の実施を徹底し、受診率は100%であった（長期休業者を除く。）。
- ・ 健康診断の受診者全員に産業医による結果説明を行うとともに、定期健康診断及び特別健康診断の有所見者及び基礎疾患者を対象に、産業医による面接指導等を実施した。また、経過管理対象者には、保健師による生活・運動・栄養に関する保健指導・教育等のフォローアップをきめ細かく実施した。
- ・ 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）を踏まえ、長時間労働による健康障害を防止するため、月の時間外労働が80時間以上の職員を対象に、産業医による面接指導等を実施した。また、45時間以上80時間未満の職員を対象に保健師による保健指導を実施した。

ロ メンタルヘルス対策の実施状況

- ・ メンタルヘルスケアを充実させるため、精神科医と契約し、産業医等に対し専門的見地から助言指導を行った。また、各機関においてカウンセラーと契約し、カウンセリングを実施した。特に東京工場については、発足当初からカウンセラー（旧虎の門工場担当）を同工場に派遣し、旧虎の門工場職員の心理面のケアを行った（4月～9月）。
- ・ 心の健康問題により長期休業した職員の職場復帰を円滑に進めるため、「職場復帰支援の手引き」（注1）を活用し、職員の円滑な職場復帰に取り組んだ。また、「心の健康づくり計画」（注2）に基づき、管理監督者が職員の相談等に適切に対応することができるよう、管理監督者を対象にカウンセラーによるラインケア面談を実施するとともに、メンタルヘルスケアを目的として、新規採用職員、再任用職員等に対するセルフケア面談を実施した。
- ・ 労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）により、平成27年12月1日からストレスチェック（常勤労働者に対して実施する心理的な負担の程度を把握するための検査）が義務化されることに伴い、所要の対応を図るため、本局の保健師及び衛生担当者がメンタルヘルス講演会に参加し、情報収集を行った（平成27年1月）。

（注1）職場復帰支援の手引き

心の問題により長期休業していた職員の職場復帰のための支援体制を定め、職員の円滑な職場復帰と再発防止を図るための具体的方法を定めたもの

（注2）心の健康づくり計画

厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に従い、メンタルヘルスケアを継続的、計画的に推進するための具体的方法を定めたもの

#### 4. 環境保全に関する計画

環境保全と調和の取れた事業活動を行うため、「国立印刷局環境保全基本計画」に基づき、「平成26年度環境保全計画」を策定して温室効果ガス排出量の削減など、環境保全に関する計画の推進及び環境マネジメントシステムの運用・維持に取り組んだ。

具体的な内容は、以下のとおりである。

#### イ 温室効果ガス排出量削減に向けた取組

平成26年度の温室効果ガス排出量は、東京工場の情報製品棟及び証券棟に太陽光発電設備や地中熱利用空調設備を始めとする各種省エネルギー設備を導入したことなどにより、平成13年度と比較して26.9%の削減となった。

なお、環境設備投資として、静岡工場印刷棟冷凍機の更新や彦根工場の太陽光発電設備などの各種省エネルギー設備を導入した。

(参考) 温室効果ガス排出量の推移

区 分	13年度実績 (基準年)	25年度 実績	26年度 実績	本中期目標期 間中の平均値	目 標
排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	52,079	39,193	38,093	38,643	—
削減率 (%)	—	▲24.7	▲26.9	▲25.8	▲20.0

#### ロ 廃棄物排出量削減に向けた取組

平成26年度の廃棄物排出量は、東京工場の発足及び本局の仮移転により一時的に増加した廃棄物もあったが、可能な限り再利用の推進や有価物としての売払いを行ったことや、各機関において継続的な廃棄物発生の抑制等に取り組んだことにより、前中期目標期間までの実績平均値と比較して17.1%の削減となった。

(参考) 廃棄物排出量の推移

区 分	1・2期平均値 (基準)	25年度 実績	26年度 実績	本中期目標期 間中の平均値	目 標
排出量 (t)	7,541	6,262	6,253	6,258	—
削減率 (%)	—	▲17.0	▲17.1	▲17.0	▲8.0

#### ハ 環境マネジメントシステムの運用・維持

##### (イ) 環境関連法等の遵守に関する取組

- 各機関を対象に環境関連法令の遵守状況を点検した(11月～12月)。  
また、環境マネジメントシステムにおける規格要求事項が適切に展開されているかを確認するために、各機関で内部環境監査を実施した。

- ・ 産業廃棄物について、委託先の処理施設において処理に立ち会うとともに、産業廃棄物管理票により適切に処分されていることを確認した。また、ボイラーからの排出ガスなどの測定を行い、各種環境法令で定められた基準値以内であることを確認した。
- ・ 本局及び旧虎の門工場において保管していたP C B廃棄物について、関係法令にのっとり東京工場及び王子工場に移設した。
- ・ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に基づき、事業所単位の温室効果ガス排出量を確定するため外部機関による検証を実施し、地球温暖化対策計画書を東京都に提出した（11月）。あわせて、同条例の第2計画期間（平成27年度～平成31年度）における基準排出量を再計算し、申請を行った。

(ロ) 環境保全に関する意識の向上を図るための取組

- ・ 各種研修において、環境マネジメントシステムについての教育を行うとともに、内部環境監査員養成研修を実施した。また、各機関において外部の環境関連研修等に参加した。
- ・ 局内広報誌に環境関連記事を掲載するとともに、各機関においても環境ニュースを発行し環境保全についての啓蒙活動を行った。また、環境月間において、外部講師による環境保全講演会、環境保全施設の見学、近隣地域の清掃活動等を実施した（6月）。

ニ 環境に配慮した製品の製造

銀行券を始めとした各製品の製造工程において、化学物質の使用抑制、廃棄物の減量化、水使用量の削減やリサイクル等に取り組み、環境に配慮した製品の製造を行っている。

また、電気使用量の削減を目的とした、インキの研究開発やインキ乾燥装置の開発に取り組んだ。

ホ I S O 1 4 0 0 1 認証の維持及び更新の状況

各銀行券製造工場において、全職員が運用文書に基づき、環境保全に取り組んだ結果、小田原工場、彦根工場及び岡山工場において、維持審査に合格した。



また、東京工場及び静岡工場については、認証の有効期間（3年）が経過することから、更新審査を受け、認証を更新した。

認証の維持及び更新を通じて、職員の環境保全意識の向上を図るとともに、環境マネジメントシステムの適正な運用に取り組み、事業活動における環境負荷の低減を図った。

#### へ 環境報告書の作成・公表

国立印刷局における環境保全活動を広く国民に理解していただくため、平成25年度の活動実績を環境報告書として作成し、国立印刷局ホームページで公表した（6月）。

#### ト 環境物品の調達状況

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成12年法律第100号）に基づき、平成26年度の国立印刷局環境物品調達方針を策定し、環境物品の調達を徹底した。

なお、平成26年度の事務用品における環境物品購入率は100%であった。



# 参 考



# 平成26年度リスク管理・コンプライアンス推進実施計画

## 1 基本方針

リスク管理とコンプライアンスの推進については、取組の継続性を重視し、リスク管理の徹底及び積極的なコンプライアンスの確保に引き続き取り組む。

リスク管理については、発生したリスク事案の適切な管理に努めるとともに、事前分析型リスク管理の取組を計画的に進める。

コンプライアンスの推進については、職員の意識の高揚を図るため、引き続きコンプライアンスに関する意識啓発活動や研修、職員意識調査等を実施する。

なお、本計画については、策定後においても必要に応じて取組内容を随時見直し、施策への反映を図る。

## 2 リスク管理

### (1) 発生リスク事案の管理

#### イ リスク情報の適切な管理

発生したリスク事案に関する情報については、リスク管理マニュアルに沿って第一報から終結に至るまで、迅速かつ適切な把握及び管理に努める。

#### ロ 重大なコンプライアンス違反事案が発生した場合の対応

リスク・コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）において、所管部門と連携して事実関係を調査し、原因究明及び再発防止対策の確認を行う。また、外部に対して必要に応じ適時かつ適切な情報開示を行う。

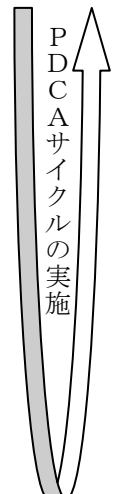
### (2) 事前分析型リスク管理の実施

具体的な発現が想定される潜在リスク（以下「想定リスク」という。）を国立印刷局全体で管理し、リスクマネジメントシステムの確立を目指す事前分析型リスク管理に引き続き取り組むこととし、計画性をもって着実に実施する。

平成26年度は、全体的な管理を要する想定リスクを選定した上、評価及び優先順位付けを行い、第2フェーズ以降の取組を実施する。

（参考）【実施手順】

区分	項目	実施内容
第1フェーズ (P)	リスクマップの精査とリスク調査票の作成	リスクマップを精査し、想定リスクについてリスク調査票を作成する。 (継続実施)
第2フェーズ (P)	評価	想定リスクの評価、優先順位付けを行う。 (継続実施)
第3フェーズ (D)	対策実施	想定リスクに対する発現防止対策を実施する。
第4フェーズ (C)	モニタリング	対策の対応経過をモニタリングする。
第5フェーズ (A)	是正・改善	取組の結果、発見された課題・問題点を解決する。



取組の詳細については、実施に際して別途検討・精査する。

### 3 コンプライアンスの推進

#### (1) 法令点検活動の実施

法令遵守の実効性を高め、コンプライアンス違反リスクの低減を図るため、所管する業務に係る法令等（法令、条例等及び内部規程をいう。以下同じ。）を整理・点検する法令点検活動を引き続き法務グループと共同で実施する。

平成26年度は、法令等手引書の作成・整備を通して法令等反映状況の点検を行うとともに、法令等手引書を基に法令等の改正状況及び遵守状況の点検を行う。

##### 【活動内容】

項目（作業）	実施内容
法令等手引書の作成・整備 （反映状況の点検を含む。）	本局各部・室及び各機関において、所管する業務に係る法令等手引書を作成・整備する（法令等による届出等の法令等手引書の整備を優先する。）。 あわせて、所管規程（各機関内部規程を含む。）の体系及び上位法令等を根拠とする下位の内部規程への反映の状況を点検する。 （継続実施）
法令等改正・遵守状況の点検	本局各部及び各機関において、法令等手引書を基に法令等の改正状況及び業務執行上の遵守状況を点検する。 （継続実施）

#### (2) コンプライアンス推進活動

##### イ 意識啓発活動の実施

コンプライアンスに対する継続的な意識付けを行うため、以下の取組を実施する。具体的な実施方法及び内容は、実施に際して検討・精査する。

取組名	実施時期	実施内容
巡回説明会	6月	各機関監督者（係長及び専門官）以上の職員に対し、事務局から26年度実施計画、25年度意識調査結果及びコンプライアンス・マニュアルの活用について説明等を行う。
コンプライアンス週間	7月	局内報による職員周知、意識啓発ポスター掲示及びコンプライアンス講演会を実施する。
コンプライアンス座談会	12月	コンプライアンスに関するテーマを題材に、委員会代表者と機関代表職員による座談会を実施する。
各機関における推進活動	通年	各機関において、コンプライアンスに関する職場内ミーティング、研修等を適宜実施する。

## ロ 中央研修の実施

コンプライアンスについて、より分かりやすく理解を促すため、コンプライアンス・マニュアルや事例研究等を用いた研修教材を活用する。

研修名	実施時期	実施内容
推進実務研修	6月	本研修未受講の各機関のリスク・コンプライアンス・リーダー（職場リーダー）に対し、コンプライアンスに関する知識付与、事例研究等を行う。
階層別研修	4～9月	9コースを予定 各階層の職責や立場に応じて必要とされるリスク管理及びコンプライアンスに関する知識付与等を行う。

## ハ コンプライアンス推進に関する情報の提供

本局各部・室及び各機関における推進活動を積極的に支援するため、コンプライアンスに関する研修資料、事例題材、チェックシート等の情報を提供する。

また、前年度に改定したコンプライアンス・マニュアルについて、巡回説明会、研修等の機会を捉えて内容説明を行うなど、その活用を促進する。

## ニ 職員意識調査の実施

コンプライアンスに関する職員の意識の浸透状況を測ることで、職員への意識付けを行うとともに、次年度以降の施策立案の参考とするため、引き続き全職員を対象に職員意識調査を実施する（10月～11月）。

## ホ 内部通報窓口（コンプライアンス・ホットライン）の周知

内部通報窓口については、職員に対し設置の必要性を含め継続的に周知するとともに、通報に際しては迅速かつ適切な事実確認、是正措置等の対応を図る。

## 研究開発基本計画（骨子）

国立印刷局は、「独立行政法人国立印刷局の中期計画」に基づき、第3期中期目標期間（平成25年4月1日～平成30年3月31日までの5年間）における研究開発の基本計画を次のように定める。

なお、本計画は銀行券に加え、旅券、印紙その他の製品の研究開発を含めたものである。

### I 基本方針

国立印刷局の研究開発については、①独自の偽造防止技術の維持・向上、②製造工程の効率化、③製紙・印刷技術の高度化を基本とし、これに基づき、銀行券、旅券、印紙その他の製品に関する研究開発を推進する。

なお、研究開発に当たっては、秘密管理、費用対効果及び効率性を勘案し、積極的に取り組むこととする。

### II 研究開発の基本

#### 1 偽造防止技術の開発

銀行券をはじめ、各種セキュリティ製品等の偽造抵抗力を必要とする製品の開発に向け、高度な偽造防止技術の創出及び研究開発に取り組む。

#### 2 製品開発に向けた取組

銀行券、旅券、印紙その他の製品の高機能化、将来の仕様変更等に対応するため、各種セキュリティ製品の特性を踏まえた製品開発に取り組む。

#### 3 効率化・合理化に向けた設備開発

銀行券、旅券等の製造工程全般の効率化・合理化及び製品品質の均質化に寄与する設備開発に取り組む。

#### 4 製紙・印刷技術の高度化

各製造技術の基盤を強化するため、製紙・印刷等の各分野における製造技術を高度化する研究開発に取り組む。

#### 5 環境負荷低減に向けた取組

事業者としての社会的責任を果たすため、環境負荷低減に向けた研究開発に取り組む。

#### 6 上記5項目を支援する基礎的研究を行う。

以上を研究開発の基本とし、これらの取組に対して研究開発評価を実施することで、研究開発の推進や質の向上に努める。



### Ⅲ 主な取組事項

#### 1 偽造防止技術の開発

対人及び対機械行使を対象とした偽造抵抗力の強化を図るため、容易に真偽判別可能な偽造防止技術や新たな機械読取技術などの研究開発を重点的に推進する。併せて、各技術の複合化、効果的な配置などによる偽造防止効果の向上に向けた研究開発に取り組む。

#### 2 製品開発に向けた取組

##### (1) 次期銀行券

次期改刷を見据え、ユニバーサルデザインなどの銀行券の識別容易性、利便性などの機能性に優れた次期銀行券の仕様を検討する。

##### (2) 旅券、印紙その他の製品

###### イ 次世代旅券冊子

国内外における技術動向の調査や関係当局との情報交換を行うとともに、偽変造、改ざん防止技術の高度化に取り組み、次世代旅券冊子の仕様を整理する。

###### ロ 印紙その他の製品

仕様変更等の要請に迅速かつ適切に対応するため、各製品の動向調査や特性を踏まえ、高度な偽造防止技術を施した試作品を作製する。

###### ハ 新規製品

将来の新規製品を抽出し、製品特性に応じた偽造防止技術の選定や製造技術の蓄積を行うなど、製品化に向けた企画・開発に取り組む。

#### 3 効率化・合理化に向けた設備開発

##### (1) 銀行券の設備開発

新たな要素技術を付与可能な製造設備の開発を含め、製造工程全般の効率化・合理化に向けた設備開発を行うとともに、高品質で均質な銀行券の製造を維持するために、高度な品質管理・保証装置の開発を行う。

##### (2) 旅券等の設備開発

旅券等の仕様変更等を想定し、必要となる製造設備の開発に取り組む。

#### 4 製紙・印刷技術の高度化

製紙、印刷、製版などの製造技術の高度化に向けた基礎的研究を強化し、製品品質の安定化に関する研究開発を行うとともに、銀行券の券種判別性の向上に取り組む。

#### 5 環境負荷低減に向けた取組

環境に配慮した諸材料の見出しなど、環境負荷の低減に関する研究開発に取り組む。

#### 6 研究開発評価の実施

第2期中期目標期間に見直した研究開発評価システムを運用し、事前、中間、事後の評価を徹底するとともに、効率的な研究開発の推進や質の向上に努める。

### Ⅳ 第3期中期目標期間の指標

- 1 国内外の会議、学会等での発表・参画を年平均60件以上とする。
- 2 特許の出願件数を年平均60件以上とする。

## 平成26年度職員研修方針

### 1 基本方針

平成26年度は、「自ら考え行動できる人材づくり」という方針を継承しつつ、本局と各機関が引き続き連携して円滑かつ効果的な研修を実施することにより、職員の能力及び資質の向上を図る。

具体的には、階層別研修においては、職場実践を視野に入れ、職務遂行上必要な知識及びスキルを各役職の役割に応じた内容で計画的に付与する。技術系研修においては、若年層から中堅クラスの職員に対し、理論と実践の両面からの教育を通じて、国立印刷局のモノづくり基盤を支える技能人材の育成を図る。職種別研修においては、業務遂行に当たって必要な専門的知識の習得やスキルアップを図る。

また、国内外の大学及び民間企業等に職員を派遣し、より高度な知識の習得や意識の向上を図る。

さらに、コンプライアンスに関する意識啓発、安全意識の向上を図るための安全衛生教育及び再任用職員に対する意識啓発に引き続き取り組むとともに、女性職員の活躍の促進に向けた研修について検討、実施していくこととする。

### 2 重点実施事項

#### (1) 管理監督者の育成

平成23年度から管理監督者を育成するための研修において導入し、今年度で4年目を迎えるアクションラーニング学習法<sup>※</sup>については、蓄積された研修のノウハウを活用した効果的な演習等を通して、問題解決能力及びマネジメント能力を備えた管理監督者の育成を図る。

※アクションラーニング学習法…グループで職場の問題に対処し、その解決策を立案・実施していく過程での振り返り等を通じて、個人・グループ・組織の学習する力を養成するチーム学習法

#### (2) 技能人材の育成

技術系研修を始め、若年層から中堅職員を対象とした技能人材育成のための教育・訓練を引き続き実施する。

また、技術系研修においては、既存のコースに加え、日本銀行券製造の固有技術の知識を身につけ、職場の中核となる技能人材を育成することを目的とした「専門技術コース」について、カリキュラム等の精査及び整備が終了した科目から開講していくこととする。

#### (3) 専門的知識の付与及び技術・技能の向上

職種別研修を通じて、各種業務を円滑に遂行するための専門的知識を付与するとともに、技術・技能の向上を図る。

#### (4) コンプライアンスに関する知識・意識の向上

中央階層別研修を始め、推進実務者等への研修など、職責や立場に応じて必要とされるコンプライアンスに関する知識の付与を継続して行い、コンプライアンス意識の向上を図る。

#### (5) 労働災害撲滅のための安全衛生教育の推進

労働災害を撲滅するため、労働災害につながる危険・有害要因の排除や安全意識の向上を目的とする安全衛生教育を推進する。

#### (6) 女性職員の活躍の促進に向けた取組

女性職員の活躍の促進に向け、人事部門と連携を図りながら、研修の検討を行い、可能なものから実施していくこととする。

### 3 機関研修の計画的な実施

各機関の研修計画策定に当たっては、本方針に基づき、計画的かつ効果的な研修になるよう努めるものとする。

## 国立印刷局安全衛生管理計画（第3期）

独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）は、第3期中期目標期間（平成25年度から平成29年度までの5年間）における安全衛生管理計画（以下「管理計画」という。）を次のとおり定める。

### 1 基本理念

「人間尊重の理念」に基づき、職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する。

### 2 基本方針

職員の安全と健康の確保は、企業としての責務であるとともに、効率的かつ効果的な業務運営の基礎をなすものであることを踏まえ、労働安全衛生法等の関係法令の遵守の下、労働安全の保持及び健康管理の充実に努め、安全で働きやすい職場環境の整備を図るものとする。

### 3 策定趣旨

本管理計画は、前記2に掲げた基本方針及び「中期計画（第3期）」を確実に実行するために定めるものである。また、本管理計画を具体的に実施するため、各年度において年度別管理計画（以下「年度計画」という。）を定めるものとする。

### 4 目標

#### （1）安全目標

重大災害ゼロはもとより障害が残る災害を発生させないように取り組むとともに、労働災害の減少に努める。

なお、国立印刷局全体として、項目別の達成目標値を以下のとおり設定する。

[項目別達成目標値]

項目	達成目標値	(参考) 平成14～23年度実績平均値
重大災害	0件	0件
障害が残る災害	0件	0.4件
休業4日以上労働災害	3件以下	3.2件
度数率	1.6以下	1.61
強度率	0.07以下	0.075

#### （2）衛生目標

職場における健康リスクの排除に努めるとともに、心身両面にわたる健康の保持増進及び自己管理意識の向上に取り組む。

## 5 重点実施事項

### (1) 労働安全の保持

安全衛生に関する教育及び各種活動等を通じて、労働災害につながる危険・有害要因の排除や安全意識の向上に努め、災害のない安全で快適な職場環境づくりに取り組む。

- イ 安全衛生関係法令の遵守
- ロ 安全衛生教育の実施
- ハ 安全衛生活動の推進
- ニ 適切な作業環境管理の推進

### (2) 健康管理の充実

職員の高齢化などを踏まえ、各種健康診断及び特別検診を推進し、その結果に基づく有所見者への健康指導・教育などのフォローアップを行うとともに、「心の健康づくり計画」に基づく継続的なメンタルヘルス対策の実施に努め、職員の心身両面にわたる健康管理の充実に取り組む。

- イ 各種健康診断及び特別検診の推進
- ロ 有所見者に対するフォローアップ
- ハ 基礎疾患を有する者などへのケア
- ニ メンタルヘルス対策の実施

## 6 啓蒙活動

安全衛生に係る情報や知識を付与するため、全国安全週間、全国労働衛生週間の行事などを活用し啓蒙活動に取り組む。

## 7 実績評価

各年度終了後、当該年度の安全衛生管理状況について実績評価し、その後の年度計画及び管理計画に反映していくものとする。なお、国立印刷局全体の労働災害の発生状況については、以下の表1及び表2を用いて総合的に評価するものとする。

[表1 項目別評価配点表]

項目	評価点					
	-3点	-2点	-1点	0点	1点	2点
度数率	2.0~	1.9	1.8	1.7	1.6	~1.5
強度率	0.11~	0.10	0.09	0.08	0.07	~0.06

[表2 総合評価表（5段階評価）]

項目別評価点の合計	総合評価
2点	V
1点	IV
0点	III
-1点	II
-2 ~ -3点	I

## 8 その他

本管理計画については、労働安全衛生関係法令の改正や社会情勢の変化等に応じて、所要の改訂を行うものとする。

### [資料 用語説明]

○ 重大災害とは  
厚生労働省は、「一時に3人以上の労働者が業務上死傷又はり病した災害」と定義し、他の災害と区別して取り扱っている。

○ 障害が残る災害とは  
人事院規則16-0別表第5に掲げられている第1級から第14級までの障害等級に該当する後遺障害が残る災害をいう。

○ 度数率とは  
災害発生頻度を100万延実労働時間当たりで表したもので、1年間に発生した労働災害による死傷者数を、全労働者の延実労働時間で除し、100万を乗じて算出する。

$$\frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延実労働時間数}} \times 1,000,000$$

○ 強度率とは  
災害発生軽重の程度を1,000延実労働時間当たりで表したもので、1年間に発生した労働災害による労働損失日数を、全労働者の延実労働時間で除し、1,000を乗じて算出する。

$$\frac{\text{延労働損失日数}}{\text{延実労働時間数}} \times 1,000$$

## 平成26年度国立印刷局安全衛生管理計画

### 1 基本方針

労働安全衛生法等の関係法令の遵守はもとより、安全衛生教育の積極的推進や安全活動の活性化、メンタルヘルス対策を含めた心身両面にわたる健康管理の充実に取り組み、安全かつ安心して働ける職場環境づくりを推進することとする。

### 2 策定趣旨

国立印刷局安全衛生管理計画（第3期）の3に基づき、本計画を定めるとともに、各機関においては、より具体的な実施計画を策定するものとする。

### 3 目標

#### (1) 安全管理

労働災害を減少させるとともに、重大災害や障害が残る災害を発生させない。

#### (2) 衛生管理

健康管理を充実させ、心身両面にわたる健康の保持増進及び自己管理意識の向上を図る。

### 4 重点実施事項

#### (1) 安全衛生管理（共通事項）

##### イ 安全衛生関係法令の遵守等

安全衛生関係法令を遵守し、関係法令の改正を常に把握する。化学物質等の管理においては、PDCAサイクルが機能する管理体制を構築するとともに、関係機関及び関係部門間の連携を強化して、確実に実施する。また、機能移転の対象機関においては、関係法令に基づく届出、事前確認等、諸手続きについて遺漏のないよう対応する。

##### ロ 安全衛生教育の実施

(イ) 職員の安全衛生意識を高めるため、各職員、管理監督者及び有資格者の作業主任者などに対し、安全衛生知識を向上させる教育を実施する。

(ロ) 職場の管理監督者は、配転者や新規採用者などに対し、安全作業基準・SDS（安全データシート）等を活用した職場内安全衛生教育（OJT）を段階的に実施するとともに、教育効果を確認する。特に、定められた保護具の着用について指導の徹底を図ることとする。

(ハ) 労働安全衛生法で定められた必要な教育を行うため、新任の作業長などに対する職長教育や危険・有害職場に従事している職員に対する特別教育などを確実に実施する。

##### ハ リスクアセスメントの強化

リスクアセスメントについては、以下に示す取組を強化し、関係機関及び関係部門間の連携を密にして、リスク低減までの各ステップを確実に実施するとともに、残留リスクの管理を徹底する。

(イ) 化学物質を取り扱う者等に対してリスクアセスメントに関する知識を付与すると

ともに当該分野に専門知識を持つ人材育成に取り組む。

- (ロ) 作業部門はもとより、設計・開発部門などについてもリスクアセスメントに関する知識を付与するとともに関連情報の提供を行う。

## ニ 高年齢者に対する安全・健康対策

職員の高齢化及び新たにフルタイム再任用職員への対応が必要となることを踏まえ、加齢に伴う心身機能の低下による労働災害及び健康障害の発生を未然に防止するため、安全管理面においては作業環境を整備するなど適切な安全対策を講ずるとともに、健康管理面においては基礎疾患等を含め、産業医・保健師などによる適切なフォローアップを実施することとする。

なお、実施に当たっては以下に示す厚生労働省作成の「高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」から抜粋した具体的な実施例を参考とし、各機関の実情に即した対応を図ることとする。

### (イ) 安全管理面

①取扱い重量物への重量表示、②段差のあることを示す表示、③段差を少なく・傾斜を緩やかにする、④各種掲示物・注意喚起表示等の文字サイズを大きくする等の配慮を行う。

### (ロ) 健康管理面

①健康の保持・増進に関する生活習慣、運動習慣などについての知識と実践の機会を提供する、②身体機能維持、腰痛発生防止などに関する教育・トレーニングの機会を提供する等の配慮を行う。

## ホ その他

自然災害などの突発的な事象を想定し、職員の安全衛生確保について適切な対応を図る。

## (2) 安全管理

### イ 安全活動の活性化

労働災害を未然に防止するため、各種の安全活動に職場の全員が参加して活動を活性化させる。

#### (イ) 作業前ミーティングの確実な実施

#### (ロ) K Y T（危険予知訓練）、指差呼称などの安全活動の実施

### ロ 安全作業基準の遵守及び見直し等

(イ) 安全作業を確立するため、安全作業基準の定期的な読み合わせを作業毎に全員で行い、内容を理解させるとともに、各種改善活動（自主保全、業務改善等）における安全対策と連携させ、安全作業基準の遵守を徹底する。

(ロ) 同種類似災害を防止するため、労働災害が発生した場合は、各機関において同様な危険要因等がないかを作業毎に検証し、必要に応じて安全作業基準の見直しを実施する。

## (3) 衛生管理

### イ 管理対象者等に対するフォローアップ

定期健康診断を始めとする各種健康診断などの実施結果に基づき、管理対象者への保健指導・教育などのフォローアップを行うとともに、健康の自己管理意識の向上に努め



る。

- (イ) 各種健康診断などの実施結果に基づき、管理対象者への保健指導等のフォローアップをきめ細やかに実施するとともに、経過管理者、交替勤務者及び単身赴任者に対し、健康管理上必要な保健指導を積極的に推進する。
- (ロ) 長時間労働（1月当たり45時間超の時間外労働）による健康障害を防止するため、産業医又は保健師による面接指導を実施し、職員の健康確保に努める。

#### ロ メンタルヘルス対策の実施

心身両面の健康管理の充実を図るため、「心の健康づくり計画」に基づき、メンタルヘルス対策を推進する。また、心の健康問題により長期休業した職員については、「職場復帰支援プログラム」により円滑な職場復帰を支援する。

- (イ) メンタルヘルスケアを推進するためには、各職員、管理監督者、産業医、産業保健スタッフ及びカウンセラーが、それぞれの果たすべき役割を理解し行動することが重要であることから、相互サポート体制の整備に努める。
- (ロ) ストレスの軽減、職場環境等の改善を図るため、精神科医・カウンセラー等によるセルフケア、ラインケアに関する助言・指導機会の提供に努める。

#### ハ 感染症に関する対応

職員の健康の確保と安定した事業継続に資するため、新型インフルエンザなどの感染症の拡大防止に向けて、適切に対応する。

#### ニ 作業環境管理

適正な作業環境を維持するため、法令等に基づき作業環境測定を実施するとともに測定結果に基づく適切な管理に努める。また、職場で使用する化学物質等の取扱いについては、SDS（安全データシート）に基づき適切な取扱いに留意するとともに、より有害性の低い代替物質への切替を推進する。

なお、作業環境管理全般にわたり適正な安全衛生管理を推進するために、外部専門家等の活用を図る。

### 5 啓蒙活動

安全衛生に係る情報や知識を付与するため、以下の行事等に取り組む。

- (1) 厚生労働省が主唱する全国安全週間（毎年度7月1日～7日）及び全国労働衛生週間（毎年度10月1日～7日）の趣旨に則り週間行事に取り組む。
- (2) 安全強調週間（毎年度第4四半期）  
印刷局独自行事として、各機関において工夫を凝らして取り組む。
- (3) 各種広報活動  
各種の機会を活用して、安全衛生に係る広報活動に取り組む。
- (4) 研修等への積極的な参加  
安全衛生に関する知識・情報を習得するために外部研修等に積極的に参加する。
- (5) 通勤災害及びレクリエーション災害の防止  
通勤災害及びレクリエーション災害の防止に取り組む。

## 6 評価

平成26年度終了後、当該年度の安全衛生管理状況についての実績評価を行い、その後の安全衛生管理に反映していくものとする。

## 国立印刷局環境保全基本計画(第3期)

国立印刷局は、環境と調和の取れた事業活動を推進するための指針として定めた「国立印刷局環境方針」に基づき、第3期中期目標期間(平成25年度～平成29年度)における国立印刷局環境保全基本計画を次のように定める。

### 1 環境関連法令等の遵守

#### (1) 規制基準の遵守

- イ 大気、水質、騒音その他の排出物等の量及びその状態については、定期的に情報の把握に努めるとともに、環境保全施設等の運転管理を適正に行い、国や地方自治体で定める規制基準を遵守する。
- ロ 規制基準を超えるおそれや、地域環境に影響を及ぼすおそれのある排出物等の発生が確認された場合は、排出の抑制、発生原因の調査及び有効な是正措置を迅速に行い、環境の保全を図る。

#### (2) 廃棄物の適正処理

- イ 廃棄物の適正な保管、収集運搬、処理及び処分を行う。
- ロ ポリ塩化ビフェニル使用の廃棄物については、引き続き適正に保管・管理し、処理施設の稼動に合わせ、適正に処理する。
- ハ 日常業務における更なる廃棄物の排出抑制及び設備導入によるリサイクルの推進を図り、資源の有効利用に努める。

#### (3) 化学物質の使用量の把握等

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)に基づく指定化学物質使用量等を適正に把握するとともに、その使用及び保管に当たっては、万全を期す。

#### (4) 環境保全施設等の点検、整備

- イ 環境保全施設等については、定期的に点検を実施し、適正な整備、保守及び管理を行う。
- ロ 環境保全施設の経年劣化に起因する有害物質の流出を未然に防止するため、現有施設の問題点や改善策については、調査・検討し、計画的な整備に努める。

#### (5) 新規計画に対する環境保全対策の検討及び実施

機械、建物、設備、原材料及び作業方法の変更に係る新規計画について、計画段階から環境保全対策の検討及び実施に努める。

## 2 環境マネジメントシステムの運用・維持

製造事業を営む公的主体として模範となり、また、環境問題に積極的に貢献するため、環境マネジメントシステムの運用・維持に努め、環境保全活動の継続的改善を図る。

また、環境と調和のとれた事業活動を推進するために、ISO14001認証取得機関の拡大を図るとともに、認証取得機関においては、認証維持・管理に努める。

## 3 資源・エネルギー使用量の抑制等の取組

国立印刷局独自の取組により環境負荷の低減を図り、資源・エネルギー等の抑制に努める。

(1) 削減目標は、前中期目標期間までの削減実績を踏まえ、下表のとおりとする。

項 目	削減目標	比較基準年
温室効果ガスの排出量(t-CO <sub>2</sub> ) (電気使用量、エネルギー供給施設等で使用する燃料の量及び乗用車・貨物自動車で使用する燃料の量をCO <sub>2</sub> 換算)	20%以上削減	平成13年度比
コピー用紙の使用量(kg)	8%以上削減	前中期目標期間までの実績 平均値
水の使用量(m <sup>3</sup> )	4%以上削減	
廃棄物の量(kg)	10%以上削減	

(2) 削減目標を達成するため、省エネ等の効果を十分に考慮した設備機器等の導入、更新等を行う。

また、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)に基づき、定められた基本方針にのっとり契約の推進に努める。

## 4 環境物品等の調達推進

国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(平成12年法律第100号)による環境物品等の調達を推進するため、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、調達目標100%を維持する。

## 5 環境負荷の少ない製品への取組

環境保全のための新たな技術の開発や、環境に配慮した製品設計の実施、製品の流通方式における工夫などにより、製品の特殊性を考慮しつつ製品の原材料、製造設備等を含めて、環境負荷を視野に入れた製品開発に努め、環境への負荷低減を図る。

## 6 環境保全活動の推進

### (1) 広報紙等による啓蒙活動

広報紙、印刷局LAN、各種会議などの機会を活用し、環境保全についての啓蒙活動を推進する。

### (2) 環境保全に関する研修等の推進

イ 環境マネジメント研修、講演会、局内外の環境保全施設の見学会等を実施する。

ロ 環境に関する法定資格取得者の計画的な育成に努める。

### (3) 環境の保全に関する基本的施策等への積極的な参加

政府の方針に基づく環境の保全に関する基本的施策等への積極的な参加を推進する。

### (4) 環境報告書の公表

環境に配慮した事業運営やその取組内容を環境報告書にまとめ公表する。

## 平成26年度環境保全計画

### ○ 基本方針

平成26年度は、第三期中期計画の2年目として、全局的な環境マネジメントシステムの運用を通じて、「国立印刷局環境保全基本計画」の各種実施項目の円滑な実施に努めることにより、環境と調和の取れた事業活動を推進する。

#### 1 環境関連法令等の遵守

環境関連法令等の遵守は、製造業を営む公的な事業体としての責務であるとともに、事業を遂行するうえでの基本的かつ重要な事項であることを踏まえ、本局各部及び各機関と連携を図りつつ、以下の項目について取り組む。

##### (1) 環境関連法令等の遵守状況調査

イ 環境関連法令における届出等確認表の定期的な点検を行い、環境関連法令及び条例等の改正状況の調査を実施する。

ロ 本局及び各機関における環境関連法令及び条例等について、届出・申請等が適正に処理されているか確認する。

##### (2) 化学物質の使用量の把握（P R T R法）

各機関におけるP R T R法への対応状況を調査し、第一種指定化学物質と溶剤の削減に向けた取組を行う。

##### (3) P C Bの処分関連

処理業者による各機関の処理状況を把握し、適切に処理されているか確認する。また、低濃度PCB含有機器類の処理について検討を進める。

##### (4) 環境保全施設の点検・整備

各機関における環境保全施設について保守及び管理状況の確認を行うとともに、計画的な整備に向けた検討を行う。

##### (5) 新規設備の導入における環境保全対策の検討

新規設備の導入において、環境保全に係る計画段階から環境保全対策の事前確認を行う。

#### 2 環境マネジメントシステムの運用・維持

##### (1) 全局的な環境マネジメントシステムの運用・維持

各機関の環境マネジメント事務局の運用状況を把握し、外部コンサルタントも導入するなど適切な運用管理を実施する。

##### (2) I S O 1 4 0 0 1 認証取得の拡大及び維持

環境と調和のとれた事業活動をさらに推進する目的で、I S O 1 4 0 0 1 認証取得機関の拡大について引続き検討を行い、マスタープランを作成の上、実行に向けた各種準備を行う。また、認証取得機関においては、引き続き認証維持・管理に努める。

#### 3 資源・エネルギー使用量の抑制等の取組み

環境保全基本計画で定めた削減目標の達成に向け、環境マネジメントシステムを活用した取り組みを継続し、削減目標の達成に努める。

(1) 各種エネルギー使用量の管理

環境保全基本計画で定めた削減目標の達成に向け、取組の進捗管理を行う。

(2) 環境関連設備投資計画の検討、実施及び把握

- イ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備導入 (CO<sub>2</sub>削減)
- ロ ガス冷凍機の導入 (CO<sub>2</sub>削減)
- ハ 高効率照明器具の改修 (CO<sub>2</sub>削減)
- ニ 廃液処理装置の更新 (廃棄物削減)
- ホ その他環境保全施設の整備

なお、本局仮移転による廃棄物の抑制の取組や平成 25 年度環境設備の効果についても検証を行っていく。

4 環境物品等の調達推進

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律による環境物品等の調達を推進し、調達目標 100%達成を維持する。

5 環境保全活動の推進

(1) 環境保全に関する研修等の推進

- イ 新規採用職員研修、内部環境監査員育成研修、一般基礎コース・製造技術基礎コース研修及びその他本局各部・各機関による環境マネジメントに関する研修において、環境保全に関する研修等を行い、環境保全に関する意識向上を図る。
- ロ 環境に関する法定資格取得者の計画的な育成に努める。

(2) 環境保全に関する基本的施策への積極的な参加

- イ 環境月間の実施
- ロ クールアースデイの実施
- ハ 政府の方針に基づく要請への積極的な参画

(3) 環境報告書の公表

平成 25 年度の環境報告書については、評価委員会に報告後、6 月末に印刷局ホームページに公表する。

(4) 広報紙等の活用

平成 25 年度エネルギー実績報告及び環境月間の取組等について時報に掲載する。また、その他環境保全に関する情報の紹介を随時行う。

## 独立行政法人国立印刷局の中期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

### はじめに

#### （印刷局の使命）

通貨は経済活動・国民生活の基盤である。その整備は国の責務であり、通貨行政の執行機関である印刷局の最大の使命は、通貨制度の根幹をなし、一切の経済取引に無制限に通用する強制力を持った日本銀行券（以下「銀行券」という。）について、高度な偽造防止技術及び徹底した製造管理体制をもって、国民経済にとって必要十分な量を安定的かつ確実に製造し、経済活動・国民生活の安定に寄与することにある。

この使命を確実に果たすためには、財務省との連携を更に強化し、確実かつ機動的な製造管理体制の維持・向上を図るほか、国家・国民生活の安全の確保の観点から、強靱な通貨偽造防止技術の維持・向上及び徹底した通貨製造技術の漏洩防止を図ることが重要である。

また、旅券、印紙その他の国として高度な偽造抵抗力を必要とする製品についても、銀行券と同様に高度な偽造防止技術及び徹底した製造管理体制をもって確実な製造を行い、国家の安全、経済活動・国民生活に寄与する使命がある。

これら銀行券以外の国として偽造抵抗力を必要とする製品については、銀行券と密接な相互補完関係にあり、国民生活の安定等に不可欠な事業として、一体的に実施していくことが重要である。

さらに、印刷局は、国が発行する唯一の法令公布の機関紙、国の広報紙、そして国民の公告紙としての役割を果たしている官報の編集、印刷及び普及を担うことを通じて、国政上の重要事項などを国民に正確かつ確実に提供する使命を有するほか、法令全書等、国民に提供されるべき行政情報等を確実に提供する使命も有している。

印刷局は、近代国家として通貨制度の確立を図るため、明治 4 年に大蔵省紙幣司として開設され、以来、140 年余にわたり、このような使命を果たしてきた。このことは、特定独立行政法人として業務運営を行っている現在においても、全く変わるものではない。今後とも、これらの使命を確実に達成し、我が国の経済の発展と国民生活の安定に一層貢献することが求められる。



### (印刷局を取り巻く環境)

現在、銀行券の偽造の発生状況は、諸外国と比較して低水準な状況にあるが、仮に銀行券の偽造が大量に発生した場合には、我が国における経済活動・国民生活のみならず、世界経済に対しても非常に大きな影響を及ぼすものである。

特に近年は、民間の複写・印刷技術の進歩に加え、デジタル技術の発達等により、安価で非常に高性能なパソコン、スキャナーやカラープリンター等が普及しており、一般人であっても偽造券製造を容易に行い得る可能性が高まるなど、偽造問題は引き続き予断を許さない状況となっている。

通貨は経済活動・国民生活の基盤であり、印刷局については、財務省と一体となり万全の体制を堅持し、これらの課題及び銀行券の安定的かつ確実な製造に取り組んでいく必要がある。

具体的には、銀行券の製造を担う唯一の機関として、緊急改刷への対応も想定しつつ、より一層の通貨関係当局等との緊密な連携を図るとともに、次期改刷に向けた様式の検討に備え、偽造防止技術の開発、国内外における銀行券の動向調査、高機能設備の導入及び更新による製造体制の効率化、海外当局との情報交換、国内外に通用する卓越したデザインの検討等を積極的に行う必要がある。また、目の不自由な人も安心して銀行券を使用できる工夫を検討することや外国政府の紙幣等の受注に向けた取組を推進することも求められる。

旅券については、保持する者が日本国民としての身分を保障され、保護されることを示すものであり、その偽造は我が国の信頼を大きく揺るがすものとなる。国際的犯罪等から国家・国民を守るため、旅券の偽造抵抗力を高めるための調査・研究を実施するとともに、諸外国の旅券発行当局との積極的な情報交換や連携の強化が求められる。

歳入金の納付手段等として用いられる印紙等は、換価性が非常に高く、国として偽造抵抗力を必要とする製品であることから、関係当局と連携しつつ、偽造防止と安定的かつ確実な製造に努めることが求められる。

官報については、内閣の委託を受けて、印刷局が官報の編集から普及までの業務を担っている。印刷局においては、これまでインターネットによる電子官報の提供等の取組を推進してきたところであるが、より一層利用者サービスの強化を進めるとともに、大地震発生等の緊急時には緊急官報の発行が求められることから、国と一体として、必要とされる機密の保持に配慮しつつ、官報の迅速かつ確実な製造体制を維持し、国の要請にも的確かつ柔軟に対応することが求められる。

国会用製品についても、国が適切に機能を果たしていく上で不可欠なものであり、必要とされる機密の保持に配慮しつつ、国会や各省庁の要請に柔軟に対

応し、製品を迅速かつ確実に製造することが求められる。

また、公共上の見地から必要な製品の製造に限定して実施している各種証明書類等行政用製品についても、民間の参入動向を踏まえ、必要とされる機密の保持に配慮しつつ、各省庁等の要請に柔軟に対応し、迅速かつ確実に製造することが求められる。

## I. 中期目標の期間

印刷局の本中期目標の期間は平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

## II. 業務運営の効率化に関する事項

印刷局は、基幹業務である銀行券の製造について、財務大臣が定める製造計画により製造数量が決められていることもあり、自らの裁量により製造目標や納入先を決定する余地が無いなど民間企業とは異なる側面を有している。しかしながら、そうした制約の下にあっても、でき得る限り民間企業的な経営手法を導入し、効率的かつ効果的な業務運営を推進することにより、銀行券の製造コストを引き下げる必要がある。

事業全体の効率的かつ効果的な業務運営を推進するに当たっては、特定独立行政法人として業務を行っていることを踏まえ、業務の質を確保しつつ、その運営の効率性・自律性を高めることに注力するとともに、経費縮減や国民負担の軽減を図るものとする。また、偽造防止上の問題点や受注条件に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、固定的な経費の算定過程や削減の達成状況を第三者が検証できるよう、情報開示の充実に努めるものとする。

### 1. 事務及び事業の見直し

印刷局は、経費削減の程度及び経営上の判断に必要な指標を設定するとともに、以下の措置を講ずるものとする。

#### (1) 経費削減に向けた取組

一般管理費及び事業費については、これまでの削減実績を踏まえつつ、より一層の効率化を図る観点から具体的な目標を設定することとし、以下の取組を行うものとする。

- ① 本中期目標期間における経費削減の程度及び経営上の判断に必要な指標として、引き続き、法人全体及び工場別の経費削減目標を設定するとともに、本局及び研究所についても経費削減に努め、業務の効率化及び生産性の向上を図る。

② 業務運営の効率化による採算性確保の状況や財務状況の健全性を示す指標として「経常収支率」を設定しているところであるが、更なる効率化を推進するため、新たに具体的な目標設定を行う。

なお、基幹業務である銀行券の製造に係る経費については、毎年度、国が定める製造計画により左右されるものであるが、原価管理システムの円滑な運用を行い、厳格かつコスト意識を持った原価管理に一層努め、可能な限り、変動費についても個々の費目特性に応じたコスト縮減が図られるよう、努めるものとする。

## (2) セキュリティ製品事業における取組

セキュリティ製品事業は、引き続き、国民生活の安定等に不可欠な事業として確実に実施していくものとする。また、偽造防止技術を高度化するため、各種製品や外国紙幣の受注の機会等を捉えて、新技術の耐久性、量産性等を含めた検証・確認の充実に努めつつ、確実かつ機動的な製造管理体制の維持・向上を図るものとする。

## (3) 情報製品事業における取組

情報製品事業については、製品ごとの公共性や民間の参入動向を踏まえつつ、公共上の見地から必要な事業として、引き続き、情報管理を徹底するとともに、迅速かつ確実な製造体制の維持・向上を図り、国の要請にも的確かつ柔軟に対応し、実施していくものとする。

また、行政情報の電子化の流れや更なる利用者サービスの強化等の観点から、官報に掲載される情報等の提供のあり方について検討を行うものとする。

なお、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は、引き続き、行わないものとする。

## (4) その他業務の見直し

### ① 診療所の管理運営の効率化

各工場に設置されている診療所の管理運営については、不測の事態が生じた場合においても適切な応急措置等が可能となる体制を維持しつつ、更なる効率化を図るものとする。

### ② 輸送業務・警備業務

製品等の輸送業務及び工場等の警備業務については、セキュリティの向上を図りつつ、外部委託の拡大を検討するものとする。

## 2. 組織の見直し

### (1) 虎の門工場印刷機能の移転

虎の門工場については、印刷機能の滝野川工場（北区）への移転が、官報等の製造及び納入等の業務に支障が生じないように、円滑な実施に努めるものとする。

### (2) 人件費の削減

人件費の削減については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

### (3) 職員宿舎の廃止・集約化

山の手線内の宿舎については廃止・集約化するとともに、その他の宿舎についても、必要性を厳しく見直し、削減に向けた取組を進めるものとする。

## 3. 保有資産の見直し

印刷局が保有する資産については、以下の措置を講ずるほか、本中期目標期間においても、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを行うものとし、見直しの結果、遊休資産が生ずる場合には将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行うものとする。

### (1) 虎の門工場敷地の適切な処分

虎の門工場印刷機能の滝野川工場への移転後の資産処分について、当該敷地を含む再開発事業の進捗を踏まえつつ、国庫納付の検討を行うものとする。

### (2) 政府刊行物サービス・センター等の適切な処分

前中期目標期間終了時までには廃止することとした政府刊行物サービス・センター並びに西ヶ原第2敷地について、国庫納付の検討を進めるものとする。

### (3) 東京病院敷地の適切な処分

前中期目標期間に移譲することとした東京病院の敷地について、速やかな国庫納付を行うものとする。

### (4) 廃止宿舎の適切な処分

職員宿舎の見直しに伴い廃止することとした宿舎について、速やかに国

庫納付の検討を行うものとする。

#### (5) 小田原工場に隣接する施設に係る検討

小田原工場に隣接する体育館及び厚生館について、小田原市の防災拠点施設等と位置付けられていることに配慮しつつ、これら施設の保有の必要性や有効活用についての検討を行うものとする。

### 4. リスク管理及びコンプライアンスの確保

印刷局は、国民生活の基盤となる銀行券の製造や徹底した情報管理が求められる官報業務等を実施している法人であることから、リスク管理を徹底し、内部統制を強化するとともに、職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施、監事による監査体制の強化等、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組むものとする。

また、国家機密としての性格を有する偽造防止技術について、カウンターインテリジェンス（情報防衛）的な観点も含めた情報管理を徹底し、秘密情報の厳正な管理を行うとともに、製品の保管管理・数量管理等の徹底及び警備体制の維持・強化を図るほか、情報セキュリティ対策についても、政府の方針を踏まえつつ、内部規程を遵守し、適切な対策を講じることとする。

さらに、事業継続に係る計画を策定するとともに、不測の災害が生じた場合に適切な対応を行うことができるよう、訓練を実施するものとする。

### 5. その他の業務全般に関する見直し

上記 1. から 4. に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

#### (1) 給与水準に関する取組

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、その状況を公表する。

#### (2) 随意契約等の見直し

契約については、偽造防止上の観点に配慮しつつ、引き続き、原則として一般競争入札等によるものとし、また、随意契約等の適正化、競争性及び透明性の確保を推進するため、以下の取組を行うものとする。

- ① 印刷局の「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 競争性のある契約のうち、特に企画競争や公募を行う場合は、競争性、

透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、契約監視委員会による点検を徹底するとともに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。

### (3) 業務・システムの最適化計画の実施

業務運営の効率化を図るため、「国立印刷局ネットワークシステムの業務・システム最適化計画」に基づきシステムの機能性・利便性を向上させる等、更なる取組を行うものとする。

### (4) 公益法人等への会費支出の見直し

公益法人等への会費支出については、適正化・透明性を強化する観点から、着実に見直しを行うとともに、支出内容については、公表するものとする。

## Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 通貨行政への参画

#### (1) 銀行券の動向に関する調査と銀行券に関する企画

印刷局は、通貨制度の安定に寄与するため国内外における銀行券の動向について調査を行う。また、印刷技術の向上や物価状況等の社会経済情勢の変化を見据え、銀行券の種類、様式等に関する改善や目の不自由な人も安心して使用できる工夫について、偽造防止技術の高度化、識別容易性及び利便性の追求、製造時の環境への影響、国内外において通用する卓越したデザイン等、国の政策的な観点から必要とされる特性も考慮の上、財務省との連携を強化しつつ、不断に検討を行うものとする。

#### (2) 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等

印刷局は銀行券について、次期改刷も踏まえつつ、独自の偽造防止技術の高度化、製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化のために必要な研究開発を確実に実施するとともに、効率的かつ効果的な研究開発の推進に努めるものとする。

また、研究開発の実施に際しては、事前、中間、事後の評価を更に徹底するとともに、その結果を踏まえ研究開発計画の必要な見直しを行い、研究開発の質の向上に努めるものとする。

#### (3) 海外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等

国際的な広がりを見せる通貨偽造に対抗していくため、財務省と一体と

して、引き続き、国内外の通貨関係当局及び捜査当局等と積極的に情報交換を行い、偽造の抑止を図る。また、通貨偽造事件に際しては、迅速かつ確実な真偽鑑定を行うべく、実施体制の維持・強化を図るとともに、緊急改刷への対応も想定しつつ、国内外当局等との連携強化に努めるものとする。

#### (4) 銀行券の信頼の維持等に必要な情報の提供

銀行券への信頼維持のためには、銀行券の特徴など、銀行券に係る情報が実際に使用する国民にわかりやすく提供されるとともに、必要に応じて現金取扱機器の製造業者等に対し機密保持に配慮したうえでの確かな情報が提供される必要がある。

このため、印刷局は、通貨関係当局と連携し、これらに必要な情報提供の充実に努めるものとする。

#### (5) 国際対応の強化

国際的な課題に対応し、積極的な国際協力を行うことなどにより、通貨行政や銀行券の製造等について国際的な水準を維持していくものとする。

#### (6) デザイン力等の強化

銀行券のデザイン及び製品設計は、(1)に記載した観点から銀行券の最も重要な要素の一つであり、通貨に対する信頼や我が国のイメージの向上につながるよう、デザイン力等の強化に一層努めるものとする。

## 2. 銀行券の製造等

### (1) 銀行券の製造

印刷局は銀行券の製造について、以下の取組を行うものとする。

- ① 製造体制の合理化、効率化を図るため、投資効果を勘案しつつ高機能設備の導入及び更新等を行い、財務大臣の定める銀行券製造計画を確実に達成すること。
- ② 緊急の場合を含め当初予見し難い製造数量の増減などによる製造計画の変更にも対応できる柔軟で機動的な製造体制を構築すること。
- ③ 効率的に高品質で均質な銀行券を製造すべく製造工程における損率の改善に努めるとともに品質管理を徹底すること。

(注) 損率とは、製紙工程中の投入重量に対する減少重量の比率及び印刷工程中の本紙枚数に対する損紙枚数の比率をいう。

### (2) 外国政府等の紙幣等製造の受注に向けた取組

印刷局は、偽造防止技術を中心とした製造技術やデザイン力等の維持・

向上及び国際協力を図る観点から、新興国等の国づくり支援として、相手国の意向を踏まえ、国内銀行券の製造等の業務の遂行に支障のない範囲内で、通貨関係当局等との緊密な連携の下、外国政府等の紙幣等製造及び製造技術協力の実施に向けて取り組むこととし、そのために必要な体制を構築するものとする。

### 3. 旅券、印紙等の製造等

銀行券以外のセキュリティ製品についても、製品ごとの特性を踏まえ、「2. 銀行券の製造等」と同様の取組を行うものとする。

### 4. 官報、法令全書等の提供等

印刷局は、公共上の見地から必要とされる官報に掲載される情報等について、行政情報の電子化等の流れも踏まえ、より効率的かつ効果的な国民への提供の在り方を検討するものとする。

なお、製造等に当たっては、情報管理を徹底するとともに、各官庁が円滑に政策を実行できるよう、その要請への柔軟な対応に努めるほか、官報原稿の電子入稿の推進及び訂正記事箇所数の引下げに努めるものとする。

## IV. 財務内容の改善に関する事項

印刷局は、標準原価計算方式による原価管理について、差異分析結果を適切に反映させるなど、収支を的確に把握しつつ、業務運営の更なる効率化に努め、本中期目標期間内についても採算性の確保を図るものとする。

また、事業全体について、上記「Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項」で設定する指標を用いて、本中期目標期間の具体的な目標を設定し、その確実な実施に努めるものとする。

これらを通じて、経営環境の変化等で銀行券等の製造数量が急速に落ち込んだ場合などにおいても、円滑な業務運営が行えるよう財務体質の強化を図るものとする。

さらに、財務内容について、引き続き、偽造防止上の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、でき得る限り民間企業で行われているものと同等の内容の情報開示を行うものとする。

## V. その他業務運営に関する重要事項

### 1. 人事に関する計画

印刷局は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質の向上のための研修及び確実かつ効率的な業務処理に則



した人事に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。

なお、個々の職員が誇りと使命感を持ち、高い職業意識の中で職務を遂行することができるよう、努めるものとする。

## 2. 施設、設備に関する計画

印刷局は、銀行券及びその他の製品の製造を確実かつ効率的に行うために必要な高機能設備の導入及び更新等に関する計画を定め、実施するものとする。

計画の実施に際しては、投資効果及び投資の妥当性等について厳格な事前審査を実施するとともに、審査結果に基づき必要な計画の見直しを行うなど、効果的かつ効率的な施設整備に努めるものとする。また、審査結果等を踏まえた投資状況については、偽造防止上の観点に配意しつつ、情報開示に努めるものとする。

## 3. 職場環境の整備に関する計画

職員の安全と健康の確保は、効率的かつ効果的な業務運営の基礎をなすものである。このため印刷局は、安全衛生関係の法令を遵守するのみならず、安全で働きやすい職場環境を整備するための計画を定め、それを着実に実施するものとする。

## 4. 環境保全に関する計画

印刷局は、製造事業を営む公的主体として模範となるよう、地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献する観点から、引き続き、ISO14001 認証の維持及び更新を図るとともに、環境保全に係る指標設定の検討を行うものとする。

## 独立行政法人国立印刷局の中期計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により、独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）が平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間における中期目標（以下「本中期目標」という。）を達成するための中期計画を次のとおり定めます。

### I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

印刷局は、特定独立行政法人として業務を行っていることを踏まえ、業務の質の確保を図りつつ、できる限り民間企業的な経営手法を導入し、運営の効率性・自律性を高めることに注力するとともに、経費縮減や国民負担の軽減を図る観点から、事務及び事業、組織、保有資産等の見直しを行います。

また、偽造防止上の問題点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、印刷局の評価に当たり必要なデータについては、評価を行う機関対し的確に提供するとともに、固定的な経費の算定過程や削減の達成状況については、業務実績報告書や評価を行う機関に提出する参考資料において、当該経費の算定上除外している費用や固定的な経費の推移等を明示することにより、情報開示を充実させます。

#### 1. 事務及び事業の見直し

##### （1）経費削減に向けた取組

一般管理費及び事業費については、これまでの削減実績を踏まえつつ、より一層の効率化を図る観点から以下のとおり具体的な目標を設定し、取り組めます。

##### ① 経費の削減

経費削減の程度及び経営上の判断に必要な指標については、印刷局の効率化に関する努力が客観的に反映され、かつ、印刷局の管理困難な売上高に影響されにくいものであることから、引き続き、法人全体

及び工場別の「固定的な経費」を設定し、業務の効率化及び生産性の向上を図ります。

法人全体の固定的な経費については、業務の効率化等により、本中期目標期間中の実績平均額が、前中期目標期間までの実績平均額と比較し、8%以上の削減となるよう取り組みます。

工場別及び本局の固定的な経費については、本中期目標期間中の工場別及び本局の固定的な経費の実績平均額が、前中期目標期間までの実績平均額を下回るよう取り組むとともに、研究所の固定的な経費については、次期改刷に向けた偽造防止技術等の研究開発に直接影響を及ぼすことを踏まえつつ、可能な限り削減に向けて努めます。

(参考) 前中期目標期間までの固定的な経費の平均額 (見込み)

583億円

注1) 法人全体の固定的な経費＝工場の固定的な経費＋販売費及び一般管理費 (当期総製造費用からの振替額を除く。)

工場の固定的な経費＝当期総製造費用 (版面等費用を除く。)  
－変動費

変動費＝原材料費＋外注加工費＋時間外手当 (当期総製造費用に係るものに限る。)

注2) 中期計画策定時に想定されなかった事象が生じた場合には、固定的な経費の構成要素ごとに必要な修正をします。

注3) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する費用、環境対策投資により発生する費用及び本中期目標期間中の新たな施策により発生する費用については、固定的な経費から除くものとします。

## ② 効率化の推進に向けた指標の設定

業務運営の効率化による採算性の確保の状況や財務状況の健全性を示す指標として、引き続き「経常収支率」を採用し、毎年度100%以上になるよう取り組みます。

さらに、法人全体の管理運営の効率化に関する新たな指標として、売上高に対する販売費及び一般管理費（研究開発費を除く。）の比率を示す「売上高販管費率」を設定し、本中期目標期間中の実績平均値が、前中期目標期間までの実績平均値を下回るよう取り組みます。

注1) 経常収支率

$$\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$$

注2) 売上高販管費率

$$\text{販売費及び一般管理費（研究開発費を除く。）} \div \text{売上高} \times 100$$

注3) 売上高販管費率については、中期計画策定時に想定されなかった事象が生じた場合、算定要素ごとに必要な修正をします。

また、資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する費用、環境対策投資により発生する費用及び本中期目標期間中の新たな施策により発生する費用については、算定から除くものとします。

なお、変動費については、毎年度国が定める日本銀行券（以下「銀行券」という。）の製造計画や各官庁等が発注するその他の製品の製造量により左右されますが、個々の費目特性に応じて、可能な限りコストの縮減を図ります。

そのため、変動費の大宗を占める原材料費については、市況の変動等外的要因に左右される面を有していますが、引き続き、材料品質の低下やばらつき等品質上の問題が発生しないよう十分に留意しつつ、調達価格の抑制に向けて努めます。

平成24年度に導入した原価管理システムについては、円滑な運用を行うことにより、原価計算を効率的に実施するとともに、原価情報や

損益情報を迅速かつ正確に把握し、経営管理情報として活用します。  
また、標準原価計算を採用していることから、原価差異の発生状況や発生原因に係る情報を関係部門間で共有する等の取組を行い、コスト意識の更なる向上に取り組めます。

## **(2) セキュリティ製品事業における取組**

セキュリティ製品事業については、引き続き、国民生活の安定等に不可欠な事業として確実に実施していきます。また、偽造防止技術を高度化するため、各種製品や外国紙幣の受注の機会等を捉えて、新技術の耐久性、量産性等を含めた検証・確認の充実に努めつつ、確実かつ機動的な製造管理体制の維持・向上を図ります。

## **(3) 情報製品事業における取組**

情報製品事業については、官報等の公開前情報に係る情報管理を徹底するとともに、迅速かつ確実な製造体制の維持・向上を図ることにより、国の要請にも的確かつ柔軟に対応していきます。

また、行政情報の電子化の流れや更なる利用者サービスの強化等の観点から、政府の方針に基づき、インターネット版官報における法律、政令等の公開期間の拡大を実施します。

なお、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は、引き続き、行わないものとします。

## **(4) その他業務の見直し**

### **① 診療所の管理運営の効率化**

各工場に設置している診療所の管理運営については、不測の事態が生じた場合においても適切な応急措置等が可能となる体制を維持しつつ、経費の削減に取り組む、更なる効率化を図ります。

## ② 輸送業務・警備業務

製品等の輸送業務及び工場等の警備業務については、極めてセキュリティ性の高い製品等を扱っていることを踏まえ、様々なリスクを想定し、不断の見直しを行うことにより、セキュリティの向上を図りつつ、外部委託の拡大を検討します。

## 2. 組織の見直し

### (1) 虎の門工場印刷機能の移転等

虎の門工場印刷機能の滝野川工場敷地内（東京都北区）への移転については、平成 25 年 10 月の竣工に向けて新たな施設の建築工事を進めるとともに、官報等の製造・納入等の業務に支障が生じないように移転後の体制の検討・整備を確実に実施し、平成 26 年度を目途に両工場を統合します。

### (2) 人件費の削減

人件費の削減については、業務の質の低下を招かないよう配意しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いながら取り組むとともに、今後の政府における総人件費削減の取組を踏まえて対応します。

### (3) 職員宿舎の廃止・集約化

職員宿舎については、山の手線内にある全ての宿舎（神宮前宿舎、神宮前第 2 宿舎、神宮前第 3 宿舎、払方宿舎、薬王寺宿舎）について廃止・集約化するとともに、その他の宿舎についても、必要性を厳しく見直し、引き続き削減に向けた取組を行います。

### 3. 保有資産の見直し

印刷局が保有する資産については、以下の措置を講ずるほか、本中期目標期間においても、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを行い、見直しの結果遊休資産が生ずる場合には、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行います。

#### (1) 虎の門工場敷地の適切な処分

虎の門工場の印刷機能については、平成26年度に滝野川工場敷地内へ移転を行う予定であり、移転後の跡地については、虎ノ門二丁目地区における再開発事業の進捗を踏まえつつ、国庫納付の方法及び時期について検討を行います。

#### (2) 政府刊行物サービス・センター等の適切な処分

政府刊行物の普及を行うため全国10か所に設置していた政府刊行物サービス・センターについては、平成24年度末までに全て閉店し廃止することとしたため、国庫納付の方法等について関係部局と協議を行い、結論を得た上で手続を進め、適切な処分を行います（賃借していた金沢政府刊行物サービス・センターを除く。）。また、西ヶ原第2敷地についても、同様に国庫納付の方法等について関係部局等と協議を行い、結論を得た上で手続を進め、適切な処分を行います。

#### (3) 東京病院敷地の適切な処分

前中期目標期間に移譲することとした東京病院の敷地については、平成25年度中に速やかに国庫納付を行います。

#### (4) 廃止宿舎の適切な処分

職員宿舎の見直しに伴い廃止することとした宿舎について、宿舎廃止の進捗状況を見極めつつ、速やかに国庫納付の対象、方法、時期の検討を行います。

#### **(5) 小田原工場に隣接する施設に係る検討**

小田原工場に隣接する体育館及び厚生館については、災害時には地域住民の避難施設等として使用する（体育館については小田原市の防災拠点施設として指定されている。）こととしているため、災害時の活用の在り方等について検討を行い、保有の必要性や有効活用の方法について結論を得ます。

### **4. 内部管理体制の強化**

印刷局は、国民生活の基盤となる銀行券の製造や徹底した情報管理が求められる官報業務等を実施している法人であることから、内部統制の強化に向け、リスク管理やコンプライアンスの確保に一層積極的に取り組むとともに、情報の管理、製品の管理、防災管理を徹底するなど、内部管理体制を強化します。

具体的には、以下の事項に取り組みます。

#### **(1) リスク管理及びコンプライアンスの確保**

リスク管理の徹底に引き続き取り組むとともに、職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施、監事監査への適切な対応などを通じて、更なるコンプライアンスの確保に取り組みます。

具体的には、リスク情報について迅速な把握及びフォローアップを行うなど、適切な管理に取り組むとともに、コンプライアンスに対する継続的な意識付けを行うため、各機関での巡回説明会、コンプライアンス週間における講演会、階層別研修での知識付与等の啓発活動や研修に取り組みます。

#### **(2) 情報の管理**

国民生活及び社会経済に影響を及ぼす製品の偽造防止技術に関する秘密情報の厳正な管理に取り組みます。



政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準を踏まえた情報システムの管理及び情報セキュリティ確保に関する規則等の確実な運用を通じて、情報の漏えい防止等、情報システムに係る情報セキュリティの確保に取り組めます。

### **(3) 製品の管理**

製造工場において、製品の取扱規程を遵守し、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を厳格に行うなど管理体制の徹底に取り組むとともに、警備体制の維持・強化を図り、製品の盗難を防止します。

### **(4) 防災管理**

地震などの災害発生時における速やかな業務回復を図るため、災害発生時のマニュアルに基づいた訓練を行うなど防災管理体制の維持・充実に取り組めます。

また、緊急時においても事業の継続が求められる主要業務について国立印刷局事業継続計画（BCP）を策定するとともに、継続的に改善を行うことにより、緊急時にも迅速かつ確実な対応を図ることができるよう、事業継続マネジメント（BCM）を導入し運用を開始します。

## **5. その他の業務全般に関する見直し**

上記1. から4. に加え、業務全般について、以下の取組を行います。

### **(1) 給与水準に関する取組**

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を印刷局ホームページにおいて公表します。

## **(2) 随意契約等の適正化の推進**

契約については、偽造防止上の観点に配慮しつつ、引き続き、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進します。

具体的には、印刷局の「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を印刷局ホームページにおいて公表します。

競争性のある契約を行う場合には、企画競争を含めて競争性、透明性が十分確保される方法により実施します。

また、随意契約等の適正化、競争性及び透明性の確保に向けた取組内容については、契約監視委員会の点検を受けます。

さらに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてのチェックを受けます。

## **(3) 業務・システムの最適化計画の実施**

業務運営の効率化を図るため、「国立印刷局ネットワークシステムの業務・システム最適化計画」に基づき、システムの機能性・利便性を向上させるとともに、システムの安定稼働及び情報セキュリティの確保に取り組みます。

## **(4) 公益法人等への会費支出の見直し**

公益法人等に対する支出の適正化・透明性を強化する観点から、印刷局の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出は行わないものとし、真に必要があって会費の支出を行う場合は必要最低限のものとするなど着実に見直しを行うとともに、印刷局ホームページにおいて支出内容を公表します。

## Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置

### 1. 通貨行政への参画

#### (1) 銀行券の動向に関する調査と銀行券に関する企画

通貨制度の安定に寄与するため、国内外における銀行券の動向について調査を行います。具体的には、国際会議への参画や国内外における通貨関係当局等との情報交換を通じ、銀行券に関する偽造動向、最新の偽造防止技術、改刷の準備状況等について調査を行います。

また、印刷技術の向上や物価状況等の社会経済情勢の変化を見据え、銀行券の種類、様式等に関する改善や目の不自由な人も安心して使用できる工夫について、偽造防止技術の高度化、識別容易性及び利便性の追求、製造時の環境への影響、国内外において通用する卓越したデザイン等、国の政策的な観点から必要とされる特性も考慮の上、財務省との連携を強化しつつ、不断に検討を行います。

#### (2) 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等

銀行券の次期改刷も見据え、独自の偽造防止技術の維持・向上や製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化を図るため、研究開発の基本計画を策定し、効率的かつ効果的な研究開発を進めます。

具体的には、容易に真偽判別可能な偽造防止技術や新たな機械読取技術など、対人及び対機械行使を対象とした偽造抵抗力の強化に向けた研究開発を進めます。また、製造工程において、将来の品質管理・保証装置の開発など、合理化・効率化に向けた設備開発に取り組むとともに、銀行券製造技術の高度化を図ります。

さらに、デザインと偽造防止技術を融合させた次期銀行券仕様について検討するとともに、ユニバーサルデザインなど銀行券の識別容易性の向上に取り組めます。

研究開発については、研究開発評価システムの運用を通じて、事前、

中間、事後の評価を更に徹底し、研究開発活動を活性化するとともに、評価結果を踏まえ計画の必要な見直しを行う等、効率的な研究開発の推進や質の向上に向けて取り組みます。

また、国内外の会議、学会等への参加などを行うほか、知的財産力の強化に向けて、創出された研究成果を迅速かつ的確に特許出願するとともに、適切な維持管理に取り組みます。

なお、本中期目標期間中の目標を以下のとおりとします。

- ① 国内外の会議、学会等での発表・参画 年平均60件以上
- ② 特許の出願件数 年平均60件以上

### **(3) 国内外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等**

国内外における銀行券の偽造や偽造防止技術等の動向について、適宜、財務省と情報交換を行います。また、研究開発成果等について、財務省に報告し、意見交換を行います。さらに、国際的な広がりを見せる通貨偽造に対抗していくため、財務省と一体として、国内外の通貨関係当局及び捜査当局等と積極的な情報交換を行います。

通貨偽造事件に際しては、国内外当局等と協力して迅速・確実に真偽鑑定を実施するとともに、国内外当局等との連携を強化し、緊急改刷の必要が生じた場合においても適切に対応します。

### **(4) 銀行券の信頼の維持等に必要な情報の提供**

銀行券への信頼維持のため、銀行券に関する情報について、財務省及び日本銀行と連携しつつ、印刷局のホームページや博物館の展示等を通じて、国民に広く分かりやすく提供します。

具体的には、ホームページによる銀行券の仕様や偽造防止技術等に関する情報発信、国立印刷局博物館の展示内容の充実や特別展示の開催、外部のイベントへの出展や協力等において、国民に分かりやすい内容となるような企画を行うなどの取組に努めます。

さらに、目の不自由な人も銀行券を容易に識別できるような方法により、必要な情報の提供を行います。

また、必要に応じて、通貨関係当局と連携し、現金自動預払機などの現金取扱機器の製造業者等に対し、機密保持に配慮した上で、情報の提供を行います。

## **(5) 国際対応の強化**

通貨に関する国際的な課題に対応し、海外の関係当局との連携や情報交換等を円滑に行うなど、国際対応の強化に取り組みます。

この一環として、環太平洋銀行券製造機関会議、欧州銀行券会議等の国際会議において、積極的な情報交換を行います。

これらの国際会議への参加を含め、財務省と一体として通貨行政を担いつつ、銀行券の製造等について国際的な水準の維持に取り組みます。

注)「環太平洋銀行券製造機関会議」は環太平洋付近の国々、「欧州銀行券会議」はヨーロッパ地域にある国々における、政府、政府関連の銀行券製造機関及び中央銀行がメンバーとなっており、銀行券に係る技術的・専門的なテーマに関する情報交換や討議を目的として開催されている会議です。

## **(6) 製品設計力の強化**

銀行券のデザインを含めた製品設計については、通貨に対する信頼や我が国のイメージの向上につながるよう、デザインと偽造防止技術の融合を図るなど、次期改刷を見据えた製品設計力の強化に取り組みます。

なお、引き続き原版彫刻などの伝統的な工芸技術の維持・向上に取り組みます。

## 2. 銀行券の製造等

### (1) 銀行券の製造

#### ① 財務大臣の定める製造計画の確実な達成

投資効果を勘案しつつ高機能設備の導入及び更新を行うことにより、製造体制の合理化・効率化を図り、財務大臣の定める銀行券製造計画を確実に達成します。

#### ② 柔軟で機動的な製造体制の構築

銀行券の製造に当たっては、緊急の場合を含め当初予見し難い製造数量の増減などによる製造計画の変更に対しても、柔軟で機動的な製造体制を構築することにより対応していきます。

#### ③ 高品質で均質な銀行券の製造

銀行券の品質については、国民の信頼を損なうことのないよう徹底した品質管理を行います。

具体的には、新たな品質管理・検査装置の導入等により品質管理を徹底し、引き続き高品質で均質な銀行券の製造に取り組みます。

また、品質管理手法等の活用などを通じて、前中期目標期間（平成15年度を除く。）までの実績平均値を100とした総合損率の相対比率について、本中期目標期間中の実績平均値が製紙・印刷部門とも100以下となるよう損率の低減又は維持に取り組みます。

なお、本中期目標期間中において、製紙・印刷部門とも、検査装置の機能向上・拡大設置による検査方法の見直しを予定しています。

### (2) 外国政府等の紙幣等製造の受注に向けた取組

偽造防止技術を中心とした製造技術やデザイン力等の維持・向上及び国際協力を図る観点から、新興国等の国づくり支援として、相手国の意向を踏まえ、国内銀行券の製造等の業務に支障のない範囲内で、通貨関

係当局等との緊密な連携の下、外国政府等の紙幣等製造及び製造技術協力の実施に向けて取り組みます。具体的には、平成 25 年度中に必要な体制を構築し、調査及び情報収集などを行うとともに、外国技術者の研修受入れや専門技術者の育成・派遣などに取り組みます。

### 3. 旅券、印紙等の製造等

偽造抵抗力を必要とする銀行券以外のセキュリティ製品については、偽造防止技術の開発の推進と情報管理の徹底を図るとともに、高品質を保持しつつ、安定的かつ確実な製造を行います。

製造に当たっては、受注環境の変化に応じて製造体制の合理化・効率化を図り、コストの抑制に取り組みます。

また、旅券については、平成 25 年度以降に発給が開始される次期旅券を確実に製造するとともに、将来の旅券の開発に向けて、国内外における技術動向の調査や関係当局との情報交換を行い、偽変造・改ざん防止技術の高度化、製造設備に関する研究開発に取り組みます。

その他セキュリティ製品についても、各製品の特性を踏まえ、受注動向や社会環境の変化を迅速に捉えて製品の受注に取り組むとともに、仕様変更の要請等に迅速かつ適切に対応していきます。

### 4. 官報、法令全書等の提供等

官報、法令全書、国会用製品等については、各官庁が円滑に政策を実行できるよう、官報等の公開前情報について、情報セキュリティ・マネジメント・システム（ISMS）の運用・認証の継続を行うこと等により情報管理を徹底しつつ、国の要請に柔軟に対応し、迅速かつ確実な製造を行います。

なお、国内外の緊急時や大地震の発生等における緊急官報の製造・発行について、迅速かつ確実に行うとともに、国会用製品等の製造についても、緊急の要請に適切かつ確実に対応できる体制を確保します。

官報については、内閣府と連携し、官報の電子的手段による提供の推進として、インターネット版官報における法律、政令等の公開期間を拡大するなどの取組を行います。

また、引き続き、関係省庁等に対し更なる電子入稿の協力要請を行うなど、訂正記事箇所数の削減に取り組み、訂正記事箇所数が、前中期目標期間までの実績平均値（100ページ当たり）を100とした相対比率について、本中期目標期間中の実績平均値が100以下となるよう取り組みます。

注) ISMS（情報セキュリティ・マネジメント・システム）

情報の流出・紛失を防ぎ、適切に管理するために構築する総括的な枠組み（日本情報経済社会推進協会が認定）。

### Ⅲ. 予算、収支計画、資金計画

業務運営の効率化に関する目標を踏まえた中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成します。

業務の効率化を進め、事業別管理を行うことにより、事業別の収支を的確に把握し、採算性の確保を図ります。

また、事業全体についての経営指標として「経常収支率」を選定し、また、新たに更なる効率化を表わす指標として「売上高販管費率」を選定することにより、本中期目標期間中、経営環境の変化等で銀行券等の製造数量が急速に落ち込んだ場合にも十分対応できる健全な財務内容の維持・改善に取り組みます（Ⅰ. 1. (1)「経費削減に向けた取組」参照）。

さらに、財務内容について、偽造防止上の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、民間企業で行われているものと同等の内容の情報開示を行います。



本中期目標期間の予算、収支計画、資金計画は、以下のとおりです。

なお、人件費は、退職手当等を含んでおり、このうち、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する費用として、本中期目標期間中総額138,488百万円の支出を見込んでいます。

## 1. 平成25年度～平成29年度予算

平成25年度～平成29年度予算

区 分	金額(百万円)
収入	
業務収入	347,571
その他収入	3,718
計	351,289
支出	
業務支出	288,595
人件費支出	191,392
原材料支出	29,424
その他業務支出	67,779
施設整備費	67,761
計	356,356

注1) 上記の金額は以下の条件に基づき試算したものであり、中期計画策定時に想定されなかった事象が生じた場合には、変動することがあります（収支計画及び資金計画についても同様です）。

○事業収入として、銀行券は平成25年度以降31.5億枚の製造量を前提にした計数により見込んでいます。

○人件費のベースアップ伸び率を年0%で試算しています。

注2) 施設整備費は、生産関連設備、庁舎などの固定資産支出額です。

注3) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する収入及び支出は、含まれていません。ただし、虎の門工場印刷機能の移転に関する施設整備費等は、計上しています。

注4) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

## 2. 平成25年度～平成29年度収支計画

### 平成25年度～平成29年度収支計画

区 分	金額（百万円）
収益の部	
売上高	331,020
営業外収益	2,175
特別利益	0
計	333,195
費用の部	
売上原価	267,146
販売費及び一般管理費	41,886
営業外費用	1,199
特別損失	1,791
計	312,022
当期純利益	21,173
目的積立金取崩額	0
当期総利益	21,173

注1) 平成26年度予定の年金財政再計算に伴い、整理資源に係る退職給付債務額の見直しを行うため費用の金額を変更する場合があります。

なお、整理資源とは、現在支給されている共済年金のうち、昭和34年10月前の恩給期間を有する者に支給される年金に係る負担をいいます。

注2) 上記の金額は、消費税を除いた金額です。

注3) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する収益及び費用は、含まれていません。ただし、虎の門工場印刷機能の移転に関する費用は、計上しています。

注4) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

### 3. 平成25年度～平成29年度資金計画

#### 平成25年度～平成29年度資金計画

区 分	金額（百万円）
資金収入	851,957
業務活動による収入	350,005
業務収入	331,085
その他収入	18,920
投資活動による収入	501,122
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	830
資金支出	851,076
業務活動による支出	304,048
原材料支出	28,041
人件費支出	192,125
その他支出	83,882
投資活動による支出	545,599
財務活動による支出	1,429
次期中期目標期間への繰越金	881

注1) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する収入及び支出は、含まれていません。ただし、虎の門工場印刷機能の移転に関する施設整備費等及び東京病院の建物の移譲に係る国庫納付額は、計上しています。

注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

#### IV. 短期借入金の限度額

予見し難い事由により緊急に短期借入する限度額は、200億円とします。

注) 限度額の考え方

事業運営に必要な運転資金額として年間売上高の3か月分を見込んでいます。

## **V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画**

以下の保有資産について、不要財産として処分を行います。

- 札幌政府刊行物サービス・センター、仙台政府刊行物サービス・センター、名古屋政府刊行物サービス・センター、大阪政府刊行物サービス・センター、広島政府刊行物サービス・センター、福岡政府刊行物サービス・センター及び沖縄政府刊行物サービス・センターの建物等については、平成 25 年度中に現物を国庫納付します。
- 霞が関政府刊行物サービス・センター及び大手町政府刊行物サービス・センターについては、平成 26 年度末までに現物を国庫納付します。
- 前中期目標期間に移譲することとした東京病院の敷地については、平成 25 年度中に速やかに現物を国庫納付します。また、建物等の譲渡収入については、国庫納付までの間に発生する敷地貸付料収入を含め、平成 25 年度中に速やかに国庫納付します。
- 旧日原倉庫の建物等については、平成 25 年度中に売却し、その譲渡収入を国庫納付します。

## **VI. Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画**

Vに規定する財産以外に、資産債務改革の趣旨を踏まえ、組織の見直し及び保有資産の見直しの結果、遊休資産が生ずる場合、当該遊休資産について、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、処分します。

## **VII. 剰余金の使途**

施設、設備関連（研究開発や環境保全関連を含む。）の更新・拡充など業務運営に必要なものに充当します。

## **VIII. その他財務省令で定める業務運営に関する事項**

### **1. 人事に関する計画**

#### **(1) 人材の効果的な活用**

優秀な人材を確保するとともに、職員の資質向上のための研修などを通じて計画的な人材育成を行い、適材適所の人事配置を推進します。

なお、個々の職員が誇りと使命感を持ち、高い職業意識の中で職務を遂行することができるよう努めます。

#### **(2) 研修計画**

国内外の大学などへの派遣を含め、専門的知識の付与、技術・技能の向上等、職員のより一層の資質向上のための研修計画を策定し着実に実施します。

本中期目標期間中の目標については、以下のとおりとします。

- |                    |        |           |
|--------------------|--------|-----------|
| ① 研修               | 研修コース数 | 年平均24件以上  |
|                    | 対象者数   | 年平均800名以上 |
| ② 派遣（国内外の大学・研究機関等） |        | 年平均10名以上  |

### **2. 施設、設備に関する計画**

本中期目標期間においては、今後の事業全体の収支見込等を勘案した上で、銀行券及びその他の製品の確実かつ効率的な製造に必要な設備の更新（高機能設備への更新を含む。）、次期改刷に向けた研究開発に必要な投資並びに虎の門工場印刷機能の滝野川工場敷地内への移転に伴う施設整備を主体とした計画を策定し、着実に実施します。

計画の実施に際しては、1件1億円以上の重要案件を対象として、投資

目的、投資効果、設計仕様、調達方法の妥当性等について、必要な都度、理事及び本局各部長をメンバーとする「設備投資及び調達委員会」において厳格な事前審査を実施した上で理事会に諮るとともに、実施後においては、設備投資の進捗状況を把握し必要に応じて計画の見直しを行うなど、PDCAサイクルによる適切なマネジメントを行うことにより、効率的かつ効果的な施設整備に取り組みます。また、審査結果や投資状況については、偽造防止上の観点に配慮しつつ、業務実績報告書や評価を行う機関に提出する参考資料において情報開示に取り組みます。

本中期目標期間の施設、設備に関する計画は、以下のとおりです。

平成25年度～平成29年度施設、設備に関する計画

区 分		金額（百万円）
施設関連	製紙部門	6,407
	印刷部門	9,749
	共通部門	1,241
	小計	17,398
設備関連	製紙部門	8,752
	印刷部門	36,351
	共通部門	3,940
	小計	49,044
合 計		66,442

注1) 上記の金額は、消費税を除いた金額です。

なお、施設関連は建物及び構築物を、設備関連は機械装置等を示します。

注2) 上記の金額は、資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し及び保有資産の見直しを踏まえた必要な設備投資や、予見し難い事情による施設、設備の整備の追加等により変更される場合があります。

注3) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

### 3. 職場環境の整備に関する計画

職員の安全と健康を確保するため、安全衛生関係法令を遵守し、安全活動の一層の推進、健康管理の充実など、安全で働きやすい職場環境を整備するための計画を策定し着実に実施します。

#### (1) 労働安全の保持

安全衛生教育等を通じて労働災害につながる危険・有害要因の排除に取り組み、労働災害の発生を防止し、安全で快適な職場環境づくりに取り組みます。

#### (2) 健康管理の充実

今後の職員の高齢化などを踏まえ、健康診断及び特別検診などの結果に基づく有所見者への健康指導・教育などのフォローアップを行います。

また、職員の心身両面の健康管理の充実を図るため、メンタルヘルス対策に取り組みます。

### 4. 環境保全に関する計画

地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、引き続き環境保全と調和の取れた事業活動を遂行すべく、温室効果ガス排出量の削減に向けた環境設備投資、廃棄物等の削減、リサイクルの推進、省資源・省エネルギー対策の実施など政府の方針に沿った環境保全に関する計画を策定し着実に実施します。

特に、温室効果ガス排出量の削減については、環境問題における喫緊の課題であることを踏まえ、引き続き環境保全に係る指標とし、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入拡大についての検討や、重油ボイラーの温室効果ガスの発生が少ない天然ガスボイラーへの更新などの取組を通じて、本中期目標期間中の温室効果ガス排出量の実績平均値が、平成13年度と比較し、20%以上削減できるよう取り組みます。

廃棄物排出量の削減については、廃棄物の発生の抑制や減量化に取り組

むことにより、本中期目標期間中の廃棄物排出量の実績平均値が前中期目標期間までの実績平均値と比較し、8%以上削減できるよう取り組みます。

また、環境保全活動の継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを運用し、ISO14001認証の維持・更新や役職員の環境保全意識の向上を図るとともに、事業活動全般において環境負荷の低減に取り組みます。

さらに、引き続き環境報告書を作成し、環境保全に関する計画に基づく廃棄物排出量の削減、水使用量の削減など、環境に対する取組について、印刷局ホームページにおいて公表するとともに、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律に基づいた環境物品の調達に取り組みます。

## **5. 前中期目標期間終了時の積立金の使途**

独立行政法人国立印刷局法第15条第2項に基づき、前中期目標の期間の終了時において積立金に係る主務大臣の承認を受ける計画はありません。



## 独立行政法人国立印刷局の年度計画（平成26年度）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）の年度計画（平成26年度）を次のとおり定めます。

### I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

#### 1. 事務及び事業の見直し

##### （1）経費削減に向けた取組

###### ① 経費の削減

法人全体の固定的な経費については、業務の効率化等により、平成25年度から平成26年度までの実績平均額が、前中期目標期間までの実績平均額と比較し、8%以上の削減となるよう取り組みます。

工場別及び本局の固定的な経費については、平成25年度から平成26年度までの実績平均額が、前中期目標期間までの実績平均額を下回るよう取り組むとともに、研究所の固定的な経費については、次期改刷に向けた偽造防止技術等の研究開発に影響を及ぼすことを踏まえつつ、効率的な研究開発を実施し、可能な限り削減に向けて努めます。

（参考）前中期目標期間までの固定的な経費の平均額

582億円

注1) 法人全体の固定的な経費＝工場の固定的な経費＋販売費及び一般管理費（当期総製造費用からの振替額を除く。）

工場の固定的な経費＝当期総製造費用（版面等費用を除く。）  
－変動費

変動費＝原材料費＋外注加工費＋時間外手当（当期総製造費用に係るものに限る。）

注2) 中期計画策定時に想定されなかった事象が生じた場合には、固定的な経費の構成要素ごとに必要な修正をします。

注3) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する費用、環境対策投資により発生する費用及び本中期目標期間中の新たな施策により発生する費用については、固定的な経費から除くものとします。

## ② 効率化の推進に向けた指標の設定

業務運営の効率化による採算性の確保の状況や財務状況の健全性を示す指標として、平成26年度の経常収支率の実績値が100%以上になるよう取り組みます。

また、法人全体の管理運営の効率化に関する指標として、平成25年度から平成26年度までの売上高販管費率（研究開発費を除く。）の実績平均値が、前中期目標期間までの実績平均値を下回るよう取り組みます。

(参考) 前中期目標期間までの売上高販管費率の平均値

9.4%

注1) 経常収支率

経常収益 ÷ 経常費用 × 100

注2) 売上高販管費率

販売費及び一般管理費（研究開発費を除く。） ÷ 売上高 × 100

注3) 売上高販管費率については、中期計画策定時に想定されなかった事象が生じた場合、算定要素ごとに必要な修正をします。

また、資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する費用、環境対策投資により発生する費用及び本中期目標期間中の新たな施策により発生する費用については、算定から除くものとします。

なお、変動費については、毎年度国が定める日本銀行券（以下「銀行券」という。）の製造計画や各官庁等が発注するその他の製品の製造量により左右されますが、個々の費目特性に応じて、可能な限りコス

トの縮減を図ります。

そのため、変動費の大宗を占める原材料費については、市況の変動等外的要因に左右される面を有していますが、引き続き、材料品質の低下やばらつき等品質上の問題が発生しないよう十分に留意しつつ、調達価格の抑制に向けて努めます。

原価管理システムについては、円滑な運用により、引き続き原価計算を効率的に実施するとともに、原価情報や損益情報を迅速かつ正確に把握し、経営管理情報として活用します。また、標準原価計算を採用していることから、原価差異の発生状況や発生原因に係る情報を関係部門間で共有する等の取組を行い、コスト意識の更なる向上に取り組めます。

## **(2) セキュリティ製品事業における取組**

セキュリティ製品事業については、引き続き、国民生活の安定等に不可欠な事業として確実に実施していきます。また、偽造防止技術を高度化するため、各種製品や外国紙幣の受注の機会等を捉えて、新技術の耐久性、量産性等を含めた検証・確認の充実に努めつつ、確実かつ機動的な製造管理体制の維持・向上を図ります。

## **(3) 情報製品事業における取組**

情報製品事業については、官報の製造等に従事する職員へのインサイダー取引の発生防止に向けた教育を行うなど、公開前情報に係る情報管理を徹底するとともに、迅速かつ確実な製造体制の維持・向上を図ることにより、国の要請にも的確かつ柔軟に対応していきます。

なお、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は、引き続き、行わないものとします。

#### **(4) その他業務の見直し**

##### **① 診療所の管理運営の効率化**

診療所の管理運営については、不測の事態が生じた場合においても適切な応急措置等が可能となる体制を維持しつつ、経費の削減に取り組み、更なる効率化を図ります。

##### **② 輸送業務・警備業務**

製品等の輸送業務及び工場等の警備業務については、極めてセキュリティ性の高い製品等を扱っていることを踏まえ、盗難・流出、偽造防止等の秘密情報の漏えい等の様々なリスクを想定し、不断の見直しを行うことにより、セキュリティの向上を図りつつ、外部委託の拡大を検討します。

## **2. 組織の見直し**

### **(1) 虎の門工場印刷機能の移転等**

虎の門工場印刷機能の滝野川工場敷地内（東京都北区）への移転については、平成 26 年 4 月に東京工場を発足させるとともに、官報等の製造・納入等の業務に支障が生じないように配慮しつつ、平成 26 年度中に両工場を統合します。

### **(2) 人件費の削減**

人件費の削減については、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いながら取り組むとともに、今後の政府における総人件費削減の取組を踏まえて対応します。

### **(3) 職員宿舎の廃止・集約化**

山の手線内にある宿舎（神宮前第 2 宿舎、払方宿舎、薬王寺宿舎）に

ついて、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ、廃止・集約化に向けて取り組みます。また、その他の宿舎についても必要性を厳しく見直し、引き続き削減に向けた取組を行います。

### **3. 保有資産の見直し**

印刷局が保有する資産については、以下の措置を講ずるほか、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを行い、見直しの結果遊休資産が生ずる場合には、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行います。

#### **(1) 虎の門工場敷地の適切な処分**

平成 26 年度に虎の門工場の印刷機能を滝野川工場敷地内へ移転し、移転後の跡地については、虎ノ門二丁目地区における再開発事業の進捗を踏まえつつ、国庫納付の方法及び時期について検討を行います。

#### **(2) 西ヶ原第 2 敷地の適切な処分**

西ヶ原第 2 敷地については、国庫納付の方法等について関係部局等と協議を行い、適切な処分に向けて取り組みます。

#### **(3) 廃止宿舎の適切な処分**

職員宿舎の見直しに伴い廃止することとした宿舎について、宿舎廃止の進捗状況を見極めつつ、速やかに国庫納付の対象、方法、時期の検討を行います。

#### **(4) 小田原工場に隣接する施設に係る検討**

小田原工場に隣接する体育館及び厚生館については、災害時の活用の在り方等について小田原市との意見交換等を行った上で、保有の必要性や有効活用の方法について検討します。

## **4. 内部管理体制の強化**

### **(1) リスク管理及びコンプライアンスの確保**

リスク管理については、リスク情報の迅速な把握及びフォローアップを行うなど、適切な管理を行い、リスク管理の徹底に引き続き取り組みます。

コンプライアンスの確保については、コンプライアンスに関する研修、講演会及び各機関での巡回説明会の実施、コンプライアンス・マニュアルを活用した職場内ミーティングの実施など、継続的な取組により、職員のコンプライアンス意識の高揚を図るとともに、監事による監査などを通じて、更なるコンプライアンスの確保に努めます。

### **(2) 情報の管理**

秘密管理に関する規則等の遵守状況の点検などを通じて、偽造防止技術に関する秘密情報の管理を徹底します。

また、情報セキュリティ事故が多発する社会情勢を踏まえ、情報技術の進歩等に対応した適切な情報セキュリティ対策の実施や規則等の遵守状況の点検を通じて、情報の漏えい防止等、情報セキュリティの確保に取り組みます。

### **(3) 製品の管理**

製造工場において、製品の取扱規程の遵守状況について点検を実施し、製品の管理・数量管理を徹底します。

また、警備体制の維持・強化を図り、製品の盗難を防止します。

### **(4) 防災管理**

地震などの災害発生時における速やかな業務回復を図るため、地震対策マニュアルに基づいた訓練を行うなど防災管理体制の維持・充実に取り組みます。

また、主要業務（銀行券、旅券、官報）の事業継続計画（BCP）については、平成25年度の原案をもとに関係府省等との協議を進め策定を行うとともに、緊急時にも迅速かつ確実な対応を図ることができるよう、事業継続マネジメント（BCM）を導入し、運用を開始します。

## 5. その他の業務全般に関する見直し

### （1）給与水準に関する取組

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を印刷局ホームページにおいて公表します。

さらに、監事により給与水準のチェックを受けます。

### （2）随意契約等の適正化の推進

契約については、偽造防止等の観点から真にやむを得ないものを除き、引き続き、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進します。

具体的には、印刷局の「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を印刷局ホームページにおいて公表します。

競争性のある契約を行う場合には、企画競争を含めて一者応札・一者応募となっている案件について、仕様書の点検・見直しを実施するなど、競争性、透明性の確保に取り組みます。

また、随意契約等の適正化、競争性及び透明性の確保に向けた取組内容については、契約監視委員会の点検を受けます。

さらに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてのチェックを受けます。

### **(3) 業務・システムの最適化計画の実施**

「印刷局ネットワークシステム」について、最適化計画に基づき、新技術の導入及び機器の見直し等により、システムの機能性・利便性を向上させるとともに、システムの安定稼働及び情報セキュリティの確保に取り組めます。

### **(4) 公益法人等への会費支出の見直し**

公益法人等に対する支出の適正化・透明性を強化する観点から、印刷局の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出は行わないものとし、真に必要があって会費の支出を行う場合は必要最低限のものとするなど着実に見直しを行うとともに、印刷局ホームページにおいて支出内容を公表します。

## **II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置**

### **1. 通貨行政への参画**

#### **(1) 銀行券の動向に関する調査と銀行券に関する企画**

通貨制度の安定に寄与するため、国際会議への参画や国内外における通貨関係当局との情報交換等を通じ、銀行券に関する偽造動向、最新の偽造防止技術、改刷の準備状況等について調査を行います。

また、印刷技術の向上や物価状況等の社会経済情勢の変化を見据え、銀行券の種類、様式等に関する改善や目の不自由な人も安心して使用できる工夫について、偽造防止技術の高度化、識別容易性及び利便性の追求、製造時の環境への影響、国内外において通用する卓越したデザイン等、国の政策的な観点から必要とされる特性も考慮の上、財務省との連携を強化しつつ、不断に検討を行います。



## (2) 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等

銀行券の次期改刷も見据え、独自の偽造防止技術の維持・向上や製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化を図るため、研究開発の基本計画に基づき、効率的かつ効果的な研究開発を進めます。

具体的には、容易に真偽判別可能な偽造防止技術や新たな機械読取技術など、対人及び対機械行使を対象とした偽造抵抗力の強化に向けた研究開発を進めます。また、高品質で均質な銀行券製造を維持するための仕上機の開発など、合理化・効率化に向けた設備開発に取り組むとともに、印刷工程における新たなインキ開発など、銀行券製造技術の高度化を図ります。

さらに、デザインと偽造防止技術を融合させた次期銀行券仕様について検討するとともに、ユニバーサルデザインなど銀行券の識別容易性の向上に取り組めます。

研究開発の実施に当たっては、研究開発評価システムの運用を通じて、事前、中間、事後の評価を徹底し、研究開発活動を活性化するとともに、評価結果を踏まえ計画の必要な見直しを行う等、効率的な研究開発の推進や質の向上に向けて取り組めます。

また、国内外の会議、学会等への参加などを行うほか、知的財産力の強化に向けて、創出された研究成果を迅速かつ的確に特許出願するとともに、適切な維持管理に取り組めます。

なお、平成26年度の目標を、以下のとおりとします。

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| ① 国内外の会議、学会等での発表・参画 | 60件以上 |
| ② 特許の出願件数           | 60件以上 |

## (3) 国内外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等

国内外における銀行券の偽造や偽造防止技術等の動向について、適宜、財務省と情報交換を行います。また、研究開発成果等について、財務省に報告し、意見交換を行います。さらに、国際的な広がりを見せる通貨

偽造に対抗していくため、財務省と一体として、国内外の通貨関係当局及び捜査当局等と積極的な情報交換を行います。

通貨偽造事件に際しては、国内外当局等と協力して迅速・確実に真偽鑑定を実施するとともに、国内外当局等との連携を強化し、緊急改刷の必要が生じた場合においても適切に対応します。

#### **(4) 銀行券の信頼の維持等に必要な情報の提供**

銀行券への信頼維持のため、銀行券に関する情報について、財務省及び日本銀行と連携しつつ、印刷局のホームページや博物館の展示等を通じて、国民に広く分かりやすく提供します。

ホームページによる銀行券の仕様や偽造防止技術等に関する情報発信については、ホームページのリニューアルを行い、より分かりやすく利便性を向上させるとともに、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の導入を行うなど、コンテンツの更なる充実に取り組みます。

博物館については、常設展示の更新や最新情報の提供による展示内容の充実、来館者の理解を深めるような趣向を凝らした特別展示の開催、外部のイベントへの出展や収蔵品貸出による協力、講演等の実施により、銀行券に関する情報を提供します。

さらに、目の不自由な人も銀行券を容易に識別できるような方法により、必要な情報の提供を行います。

また、必要に応じて、通貨関係当局と連携し、現金自動預払機などの現金取扱機器の製造業者等に対し、機密保持に配慮した上で、情報の提供を行います。

#### **(5) 国際対応の強化**

財務省と一体として通貨行政を担いつつ、通貨に関する課題に対応し、銀行券の製造について国際的な水準を維持するため、海外の関係当局との連携や情報交換等を円滑に行います。

具体的には、海外の銀行券製造機関等との相互訪問を行い、偽造防止技術等に関する情報交換を実施するとともに、国際会議への参画により、海外の関係当局との連携や情報交換等を積極的に行い、国際対応の強化に取り組めます。

## **(6) 製品設計力の強化**

銀行券のデザインを含めた製品設計については、通貨に対する信頼や我が国のイメージの向上につながるよう、デザインと偽造防止技術の融合を図るなど、次期改刷を見据えた製品設計力の強化に取り組めます。

なお、引き続き原版彫刻などの伝統的な工芸技術の維持・向上に取り組めます。

## **2. 銀行券の製造等**

### **(1) 銀行券の製造**

#### **① 財務大臣の定める製造計画の確実な達成**

投資効果を勘案しつつ高機能設備の導入及び更新を行うことにより、製造体制の合理化・効率化を図り、財務大臣の定める銀行券製造計画を確実に達成します。

#### **② 柔軟で機動的な製造体制の構築**

銀行券の製造に当たっては、緊急の場合を含め当初予見し難い製造数量の増減などによる製造計画の変更に対しても、柔軟で機動的な製造体制を構築することにより対応していきます。

#### **③ 高品質で均質な銀行券の製造**

銀行券の品質については、国民の信頼を損なうことのないよう徹底した品質管理を行います。

具体的には、品質管理・検査装置の導入・拡大等により品質管理を

徹底し、引き続き高品質で均質な銀行券の製造に取り組みます。

また、品質管理手法等の活用などを通じて、前中期目標期間（平成15年度を除く。）までの実績平均値を100とした総合損率の相対比率について、本中期目標期間中の実績平均値が製紙・印刷部門とも100以下となるよう損率の低減又は維持に取り組みます。

## **（２）外国政府等の紙幣等製造の受注に向けた取組**

偽造防止技術を中心とした製造技術やデザイン力等の維持・向上及び国際協力を図る観点から、新興国等の国づくり支援として、相手国の意向を踏まえ、国内銀行券の製造等の業務に支障のない範囲内で、通貨関係当局等との緊密な連携の下、外国政府等の紙幣等製造及び製造技術協力の実施に向けて取り組みます。このため、平成26年度においては、引き続き調査及び情報収集などを行うとともに、外国技術者の研修受入れや専門技術者の育成・派遣などに取り組みます。

## **3. 旅券、印紙等の製造等**

偽造抵抗力を必要とする銀行券以外のセキュリティ製品については、偽造防止技術の開発の推進と情報管理の徹底を図るとともに、高品質を保持しつつ、安定的かつ確実な製造を行います。

製造に当たっては、作業者の多能化の推進、工場間の製品交流等を実施するとともに、受注環境の変化に応じて製造体制の合理化・効率化を図り、コストの抑制に取り組みます。

また、旅券については、引き続き、平成25年度から発給を開始した旅券を確実に製造するとともに、将来の旅券の開発に向けて、国内外における技術動向の調査や関係当局との情報交換を行い、偽変造・改ざん防止技術の高度化に向けた研究開発に取り組みます。

その他セキュリティ製品についても、各製品の特性を踏まえ、受注動向や社会環境の変化を迅速に捉えて製品の受注に取り組むとともに、仕様変

更の要請等に迅速かつ適切に対応するため、各製品の動向調査や特性を踏まえ、高度な偽造防止技術を施した試作品の作製に取り組みます。

#### 4. 官報、法令全書等の提供等

官報、法令全書、国会用製品等については、各官庁が円滑に政策を実行できるよう、その要請に柔軟に対応するとともに、情報セキュリティ・マネジメント・システム（ISMS）や製品の取扱規程に基づく情報管理及び官報の製造等に従事する職員へのインサイダー取引の発生防止に向けた教育を行うなど、情報管理を徹底しつつ、迅速かつ確実な製造を行います。

なお、国内外の緊急時や大地震の発生等における迅速かつ確実な緊急官報の製造・発行のために、内閣府と連携した緊急官報製造訓練の実施等、非常時対応を想定した作業体制の確保に努めるとともに、国会用製品等の製造についても、緊急の要請に適切かつ確実に対応できる体制を確保します。

官報については、内閣府と連携し、官報の電子的手段による提供の推進などの取組を行います。

また、引き続き、訂正記事箇所数の削減に努め、訂正記事箇所数が、前中期目標期間までの実績平均値（100ページ当たり）を100とした相対比率について、平成25年度から平成26年度までの実績平均値が100以下となるよう取り組みます。そのために政府共通ネットワークを活用した電子入稿について、関係省庁等の利用を促進するとともに、更なる利用拡大に向けてシステムの利便性の向上を検討します。

注）ISMS（情報セキュリティ・マネジメント・システム）

情報の流出・紛失を防ぎ、適切に管理するために構築する総括的な枠組み（日本情報経済社会推進協会が認定）。

### Ⅲ. 予算、収支計画、資金計画

業務運営の効率化に関する目標を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成します。

業務の効率化を進め、事業別管理を行うことにより、事業別の収支を的確に把握し、採算性の確保を図ります。

また、事業全体の適切な経営指標として選定した「経常収支率」及び「売上高販管費率（研究開発費を除く。）」について、中期計画に定めた目標を達成するよう取り組み、財務体質の強化と管理運営の効率化を図ります（I. 1.

(1)「経費削減に向けた取組」参照）。

さらに、財務内容について、偽造防止上の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、民間企業で行われているものと同等の内容の情報開示を行います。

平成 26 年度の予算、収支計画、資金計画は、以下のとおりです。

#### 1. 平成 26 年度予算

平成 26 年度予算

区 分	金額(百万円)
収入	
業務収入	72,053
その他収入	488
計	72,542
支出	
業務支出	59,254
人件費支出	37,907
原材料支出	6,116
その他業務支出	15,231
施設整備費	15,722
計	74,976

注 1) 上記の金額は以下の条件に基づき試算したものです（収支計画及び資金計画についても同様です。）。

○事業収入として、銀行券は、30 億枚の製造量を前提にした計

数により見込んでいます。

○人件費のベースアップ伸び率を年0%で試算しています。

注2) 施設整備費は、生産関連設備、庁舎などの固定資産支出額です。

注3) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する収入及び支出は、含まれていません。ただし、虎の門工場印刷機能の移転に関する施設整備費等は、計上しています。

注4) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

## 2. 平成26年度収支計画

平成26年度収支計画

区 分	金額 (百万円)
収益の部	
売上高	66,716
営業外収益	481
特別利益	0
計	67,197
費用の部	
売上原価	54,041
販売費及び一般管理費	8,656
営業外費用	160
特別損失	762
計	63,620
当期純利益	3,577
目的積立金取崩額	0
当期総利益	3,577

注1) 上記の金額は、消費税を除いた金額です。

注2) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する収益及び費用は、含まれていません。ただし、虎の門工場印刷機能の移転に関する費用は、計上しています。

注3) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

### 3. 平成26年度資金計画

#### 平成26年度資金計画

区 分	金額（百万円）
資金収入	198,928
業務活動による収入	72,725
業務収入	66,896
その他収入	5,829
投資活動による収入	125,445
財務活動による収入	0
前期よりの繰越金	759
資金支出	198,116
業務活動による支出	59,963
原材料支出	5,681
人件費支出	38,889
その他支出	15,393
投資活動による支出	138,110
財務活動による支出	43
翌年度への繰越金	812

注1) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する収入及び支出は、含まれていません。ただし、虎の門工場印刷機能の移転に関する施設整備費等は、計上しています。

注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

#### IV. 短期借入金の限度額

予見し難い事由により緊急に短期借入する限度額は、200億円とします。

#### V. 不要財産又は不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

資産債務改革の趣旨を踏まえ、組織の見直し及び保有資産の見直しの結果、不要財産が生ずる場合には処分します。



## **VI. Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画**

Vに規定する財産以外に、資産債務改革の趣旨を踏まえ、組織の見直し及び保有資産の見直しの結果、遊休資産が生ずる場合、当該遊休資産について、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、処分します。

## **VII. 剰余金の使途**

施設、設備関連（研究開発や環境保全関連を含む。）の更新・拡充など業務運営に必要なものに充当します。

## **VIII. その他財務省令で定める業務運営に関する事項**

### **1. 人事に関する計画**

#### **（1）人材の効果的な活用**

優秀な人材を確保するとともに、職員の資質向上のための研修などを通じて計画的な人材育成を行い、適材適所の人事配置を推進します。

なお、個々の職員が誇りと使命感を持ち、高い職業意識の中で職務を遂行することができるよう努めます。

#### **（2）研修計画**

将来を担う人材の計画的かつ継続的な育成や、職員の一層の資質向上を図るための研修計画を定め、効果的な研修の実施に取り組みます。

具体的には、階層別研修、技術系研修、職種別研修を実施することにより、モノづくり基盤を支える技能人材の育成や職員の更なるスキルアップに取り組みます。

また、専門的知識、実務などを体得させるため、国内外の大学などに職員を派遣します。

これらにより、以下の目標の達成に向けて取り組みます。

- ① 研修 研修コース数 24件以上  
対象者数 800名以上
- ② 派遣（国内外の大学・研究機関等） 10名以上

## 2. 施設、設備に関する計画

設備投資については、事業全体の収支見込等を勘案した上で、銀行券及びその他の製品の確実かつ効率的な製造に必要な設備の更新（高機能設備への更新を含む。）等に関する計画を策定し、着実に実施します。

計画の実施に際しては、1件1億円以上の重要案件を対象として、投資目的、投資効果、設計仕様、調達方法の妥当性等について、必要な都度、理事及び本局各部長をメンバーとする「設備投資及び調達委員会」において厳格な事前審査を実施した上で理事会に諮るとともに、実施後においては、設備投資の進捗状況を把握し必要に応じて計画の見直しを行うなど、PDCAサイクルによる適切なマネジメントを行うことにより、効率的かつ効果的な施設整備に取り組みます。また、審査結果や投資状況については、偽造防止上の観点に配慮しつつ、業務実績報告書や評価を行う機関に提出する参考資料において情報開示に取り組みます。

平成26年度における施設、設備に関する計画は、以下のとおりです。

平成26年度施設、設備に関する計画

区 分		金額（百万円）
施設関連	製紙部門	371
	印刷部門	896
	共通部門	344
	小計	1,612
設備関連	製紙部門	4,716
	印刷部門	11,648
	共通部門	138
	小計	16,502
合 計		18,114

注1) 上記の金額は、消費税を除いた金額です。

なお、施設関連は建物及び構築物を、設備関連は機械装置等を示します。

注2) 上記の金額は、資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し及び保有資産の見直しを踏まえた必要な設備投資や、予見し難い事情による施設、設備の整備の追加等により変更される場合があります。

注3) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

### **3. 職場環境の整備に関する計画**

職員の安全と健康を確保するため、安全衛生関係法令の遵守はもとより、安全意識を高める施策、安全活動や安全衛生教育の積極的推進、職員の心身両面にわたる健康管理の充実など、安全で働きやすい職場環境を整備するための安全衛生管理計画を定め、着実に実施します。

#### **(1) 労働安全の保持**

リスクアセスメントの取組強化、安全衛生教育等を通じて労働災害につながる危険・有害要因を排除した安全で快適な職場環境づくりと職員の安全意識の向上に取り組み、労働災害の未然防止に取り組みます。

#### **(2) 健康管理の充実**

今後の職員の高齢化などを踏まえ、健康診断及び特別検診などの結果に基づく有所見者や基礎疾患患者への健康指導・教育などのフォローアップを充実させ、職員の健康の保持・増進や自己管理意識の向上に取り組みます。

また、「心の健康づくり計画」に基づく継続的なメンタルヘルス対策に取り組みます。

注) 「心の健康づくり計画」とは、厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に従い、メンタルヘルスカを継続的、計

画的に推進するための具体的方法を定めたものです。

#### 4. 環境保全に関する計画

地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、引き続き環境保全と調和の取れた事業活動を遂行すべく、温室効果ガス排出量の削減に向けた環境設備投資、廃棄物等の削減、リサイクルの推進、省資源・省エネルギー対策の実施など、法令や政府の方針に沿った環境保全に関する計画を着実に実施します。

温室効果ガス排出量の削減については、空調用冷凍機を温室効果ガスの発生が少ない機器に更新するとともに、重油ボイラーの天然ガスボイラーへの更新について検討を進めるなどの取組を通じて、本中期目標期間中の温室効果ガス排出量の実績平均値が、平成 13 年度と比較し、20%以上削減できるよう取り組みます。

廃棄物排出量の削減については、廃棄物の発生の抑制や減量化に取り組むことにより、平成 25 年度から平成 26 年度までの廃棄物排出量の実績平均値が前中期目標期間までの実績平均値と比較し、3.2%程度削減できるよう取り組みます。

また、環境保全活動の継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを運用し、ISO 14001 認証の維持・更新や役職員の環境保全意識の向上を図るとともに、事業活動全般において環境負荷の低減に取り組みます。

さらに、環境保全に関する計画に基づく廃棄物排出量の削減、水使用量の削減など、平成 25 年度の環境に対する取組について、環境報告書を作成し印刷局ホームページで公表するとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づき作成した、国立印刷局の調達方針に則った環境物品の調達に取り組みます。